



令和4年12月14日

那覇市議会議長
久高友弘様

都市建設環境常任委員会
委員長 上里 直司

都市建設環境常任委員会 所管事務調査の中間報告について

本委員会において調査中である下記の事件について、調査概要を取りまとめましたので、中間報告致します。

1 調査事件

上下水道事業に関する事務調査

「上下水道局土地取得から現在に至るまでの経緯について」

2 調査の経緯 等

令和3年12月20日に開催された各派代表者会議において、上記調査事件に関し、「上下水道事業」を所管する都市建設環境常任委員会の所管事務調査をしていただきたいとの決定を受け、令和4年1月25日から同年9月29日の間に合計5回の調査を実施致しましたので、以下、中間報告致します。

3 委員会開催状況

回	開催日時	調査事項
1	令和4年1月25日(火) 午前10時30分～ 午後2時49分 P1～P17	(1) 審査に係る経緯について説明 (2) 執行部からの説明聴取 (3) 質疑・応答 (4) 議員間討議
2	令和4年3月3日(木) 午後1時～ 午後4時58分 P18～P30	(1) 第1回で要求した項目についての説明 聴取 (2) 質疑・応答 (3) 議員間討議

3	令和4年3月15日(火) 午前10時～ 午後3時20分 P31～P54	(1) 第2回で持ち帰りとなった項目についての説明聴取 (2) 質疑・応答 (3) 議員間討議
4	令和4年6月17日(金) 午前10時～ 午後3時3分 P55～P71	(1) 第3回で宿題となっていた件についての説明聴取 (2) 質疑・応答 (3) 議員間討議
5	令和4年9月29日(木) 午前10時～ 午後3時35分 P72～P86	(1) 第4回で宿題となっていた件についての説明 (2) 質疑・応答 (3) 議員間討議

4 所管課（上下水道局総務課）からの説明内容及び提出資料一覧（P87～P116）

- ・ 1 回目の当局説明内容・提出資料一覧（P87～P91）
- ・ 2 回目の当局説明内容・提出資料一覧（P92～P98）
- ・ 3 回目の当局説明内容・提出資料一覧（P99～P103）
- ・ 4 回目の当局説明内容・提出資料一覧（P104～P106）
- ・ 5 回目の当局説明内容・提出資料一覧（P107～P116）

● 保安林・旧保安林について

明治 44 年(1911 年)、保安林に編入された土地 5 筆(地番 : 1380、1417、1401、1435、1434)について、換地前の所在を照合することはできるか。

→ 官報での土地と、現在、換地前の土地の地番を照合できる資料は持ち合わせていない。

例えば地番 1380 が、換地前のどこに当たるかは分からないのか。

→ 保安林解除調書の図面と面積を照合して、おおむねその土地になるだろうと考えている。

明治 44 年(1911 年)、保安林に編入された土地 5 筆(4,356 坪)について、当初の 4,356 坪から現状 6,128 坪になっている。なぜ増えたのか。また、その理由について。

→ 昭和 54 年の国土調査により面積が増えている。理由については、掌握していない。

昭和 30 年になされた所有権保存登記について、旧保安林が 3 筆登記されているが、保安林は解除されたので登記されているのか。

→ 昭和 30 年と昭和 36 年に登記された土地に、昭和 9 年に解除された土地も入っている。

昭和 9 年に保安林が解除されたのは、5 つの保安林の一部で、土地の面積にして 2 坪、28 坪。これは、当時真和志村の村道(上之屋銘苅線)を整備する工事のために、真和志村から農林省のほうに申請されて解除されている。

例の訴訟の土地が自分たちの土地である一つの理由として、保安林解除の 8 坪と 20 坪、裁判や議会答弁でも、主張されてたと思う。

貯水場とは全く違う場所であるにも関わらず、面積も小さい中であらゆる場面で主張している理由について。

→ 明治 44 年に保安林が編入されたのを確認しており、その後、昭和 9 年に保安林が解除されたという官報の確認がされている。

ここの説明の趣旨は、明治 44 年から昭和 9 年までは、那覇市の所有だったことが確認できるという趣旨の説明となっている。

昭和 30 年に登記された旧保安林の 3 筆と、昭和 36 年に登記された旧保安林の 1 筆の地番はどの辺か。

→ 旧保安林 1 筆は、地図（別紙参照）でオレンジの網かけされた 201 の部分にある一部の土地で、残りの 3 筆については、残りの右側のオレンジの部分の、番号で言うと①、⑨、⑦となる。

公図等が焼失した中で、資料もない中で、所有権の移転ができるのものなのか。

→ 10・10 空襲で土地に関係する公図等がなく、形状も分からなくなっている状況下、所有権を確認するため、ここ、先ほど申しました昭和 21 年に米国軍政府の指令に基づいて、その所有権を確認、認定する作業が行われている。その指令に基づき、昭和 22 年に土地所有の申請、審査、公告、縦覧を終えて、所有権が確定して交付を受けたということになっている。そのため、所有権の移転ではなく、もともとの所有権が分からない中で、米国軍政府の指令に基づいて確認する作業が行われたという説明となっている。

明治 44 年に那覇市が土地を 5 筆、4,356 坪を保安林に編入しているが、この地番 1380、1417、1401、1435、1434 が、これについて、場所も含めてどこの土地なのか明確に答えたい。

→ 資料の 1 ページ目の 1380 番、1417、1401、1435、1434、これを換地前の地番と照合する資料はない。

ただ、保安林解除申請の中で添付されている図面や面積、そこと照合しておおむねこの場所だろうということでお答えしたと思っている。

おおむねというのはどういうことか。

→ その場所だろうと推察されるということである。

確認できる資料はどのようなものか。

→ 官報や保安林解除調書の資料でつけられている添付資料である。

明治 44 年の官報の資料は確認できるが、保安林解除調書の資料は確認できないため、後日資料を提出していただけるか。

分かる範囲で保安林解除調書の内容を説明していただきたい。

→ 保安林解除調書の中で、所在地沖縄県島尻郡真和志村字天久 1380 番。所有者沖縄県

那覇市。保安林の種類、防風林。保安林編入年月日、明治44年7月15日。第3号。面積の現保安林3畝28歩。要解除地19歩。残地3畝9歩などとの表記がある。

今の答弁は、一部解除に関する話と思うが。

→ 真和志村字天久1380番地の3畝28歩、約118坪。そのうち、19歩、19坪を解除するという申請書の調書になっている。

保安林として編入した明治44年、トータルで4,356坪。昭和19年の10・10空襲により資料が焼失。突合する資料はないが、おおよそそこではないかという土地の場所と面積数について。

→ 昭和9年の保安林の一部解除調書によると、保安林解除申請書に添付された保安林解除図という図面があり、それによると天久1435番と天久1434番は道路を隔てて隣接した土地となっており、土地の形状や後背地に後苗代原に隣接する位置などを確認できることから、こちらの土地については、戦後の上之屋原泊後原191番地であると考えている。こういったものが今、分かる資料で確認できている。

那覇市字上之屋泊後原191原野。9,436平米。坪数にして2,854坪。それから、那覇市上之屋上之屋原201原野。これが882平米。そして、那覇市上之屋上之屋原299-5、216坪、299-6、236坪、299-7、これは宅地。ほかは原野で、1,341.6坪。これが那覇市の土地だという説明をしているが、それを決定づけるための根拠となる資料は、保安林の解除申請の書類以外に示せる根拠はあったのか。

今述べた約6,123坪の土地は、もともとは■■■■■名義の土地となっている。

→ さきの大戦で、土地に関係する書類が焼失している。焦土となり現況も分からなくなっており、その中で、今、委員がおっしゃる約6,000余りの坪数の土地は、昭和22年の土地所有確認認定作業の、申請、審査、交付により、那覇市の土地と交付されている。

戦後の話ではなく、本員が聞いているのは、10・10空襲で資料がない中で、1380番地から1434番地までの5筆について、この辺という説明はされている。明確に昭和22年の土地所有申請に当たって、那覇市という公の立場で何を根拠に申請をしたかを聞いている。つまり、明治44年に保安林に編入した土地とは全く違う別の名義の人の土地を保安林という形で那覇市のものにしてしまった可能性があるため、係争や問題が起こっている。この部分を明確にクリアしなければ、なかなか前に進めない。

→ 10・10 空襲、沖縄戦によって沖縄県の地籍を証明するもの、その他書類など全て焼けてしまっており、戦後の再出発として土地所有権認定作業が行われている。

戦前の土地、所有権を証明する書類などは探索に至っていない。そのため、土地所有申請書の書類のみしか現在のところは探し出せていないため、こちらに至った経緯も含めて確認することはできていない。

誰に聞けば、水道局として確認できるのか。

→ 訴訟の前後から、鋭意努力し探しているが、現在に至っても探し出せていない状況である。

現在の職員も含めて、沖縄県の公文書館、沖縄県立図書館、また、出張の折に国立公文書館や国立国会図書館など、探索の努力を続けているが、このような書類は約 15 年にわたって確認することができていない。

申請に至っての詳細な行動なども含めて、把握しかねている。

土地を自分たちのものとして、土地所有申請をしているわけで、その根拠となる従前の土地、■■の土地だと言われており、誰が地主だったのか、確認ができないような不明の土地だったのか、どうなのか。

→ 現在、登記上、那覇市の土地になっている。それを遡ると、いつどのタイミングで、どういう根拠で那覇市の土地になったかを調べると、昭和 22 年の土地所有権申請。その申請に基づく調査、審査、縦覧を経て土地になっている。

申請のエビデンスについては、その以前の書類も焼失しているため確認できていない。

ただ、確認できない中で、201 については、土地は私のものだという主張による訴訟が起こり、それについては請求の理由がないという判決になっている。

昭和 22 年に申請した際の根拠について。

→ 申請した書類そのものは、県立公文書館にあるので後日提出する。エビデンスについては、当時のことのため確認ができない。

昭和 30 年に旧保安林 3 筆、昭和 36 年に旧保安林 1 筆の登記について。

→ 昭和 30 年に旧保安林 3 筆、昭和 36 年に 5 筆（浄水場用地 4 筆、旧保安林 1 筆）登記したとの資料を確認している。

旧保安林4筆について、保安林としての登記は農林省に申請が必要と思うが、もともと保安林なのか。

→ 手元に詳細な資料がないため確認できない。

保安林ではなくて、原野か畑であった可能性があるが、それについては承知しているか。

→ 資料を確認できていないため、お答えできない。

これまでの議会答弁の中でも保安林と答弁してきているが、保安林でなく原野だった可能性が高い。■■■が持つこの証文（証書）の中にもある。間違った証拠を裁判所の添付資料として提出した可能性がある。そうだった場合、前提が崩れる可能性もある。

● 浄水場用地について

昭和8年に買収をした浄水場用地について、現状は4,477坪が今5,850坪になっている。昭和8年以降に追加で用地買収した土地や等価交換によって面積を増やした証拠は残っているのか。

→ 等価交換と後日の拡張のための用地買収については、登記済みの権利証がある。

泊浄水場の土地4,477坪の買収について、那覇市が買ったということだが、■■■の土地が、泊貯水池、安里の貯水池、あるいはおもろまち1丁目に換地をされている。

→ ■■■はちょっと存じ上げていないが、那覇市の土地が字上之屋泊後原191から、上之屋一丁目12番1、2、上之屋一丁目1の3、4、上之屋一丁目6の6、7、8に換地されたのは承知している。

4,477坪の泊の浄水場がありながら、換地がされている。もともとあった土地はどこに換地されたのか。

→ 1番、字上之屋泊後原191番地、こちらが上之屋一丁目12番1号、おもろまち一丁目6番8号。2つ目に、字上之屋上之屋原201番地、こちらがおもろまち一丁目1番4号。3つ目に、字上之屋上之屋原295番地1号、こちらがおもろまち一丁目1番3号、おもろまち一丁目6番7号、それから、字上之屋上之屋原295番の2から295番の7までが、上之屋一丁目12番2号、字天久東原221番地1号。それと、字天久東原

219 番地の 2 号が、おもろまち一丁目 6 番 6 号に換地されている。

字上之屋泊後原 191 番地、9,436 平米、坪に換算すると、コンマ 3025 を掛けると、2,854 坪。これが上之屋一丁目 12 の 1。これは泊貯水池。また今のおもろまち一丁目 6 の 8、これは泊貯水池、それぞれに 1,910 坪、1,160 坪、トータルで 3,070 坪。2,854 坪が 3,070 坪、216 坪増えている。これはどこから持ってきたものなのか。

→ 地籍に関する資料については、次回、提出させていただきたい。その際、換地前と換地後の地籍も合わせて御提示できればと考えている。

4,477 坪あった泊の浄水場、そこが■■■■の土地と言われてるところからも換地がされている。もともとあった 4,477 坪は、全てこれは換地をされたと理解していいのか。

→ 次回、御説明させていただきたい

4,477 坪あった土地が、約 1 万 2,000 坪になった理由について。

→ まず、明治 44 年に那覇市の土地 5 筆、4,356 坪を保安林に編入したことを官報で確認している。その時点において、那覇市、当時の那覇区所有の土地が、真和志村字天久の位置にあったと認識している。

それから、昭和 8 年に真和志村字天久に用地として 4,477 坪を買収し、浄水場を建設し水道事業を開始したと説明している。この時点で約 9,000 坪、那覇市が所有していたと考えている。

戦後、昭和 39 年に、交換により取得した土地、40 年に買収によって浄水場用地を拡張。全ての土地の国土調査が行われまして地籍が確定し、約 1 万 2,000 坪になったと説明させていただいた。

おもろまち一丁目 1 の 1 の 4、これも、もともとは■■■■の土地であったと言われるものの換地。3,515.72 平米で、坪数にすると 1,063.5 坪。宅地。そして、同じくおもろまちの安里貯水池、1 の 6 の 8、これはおもろまち一丁目 1 の 6 の 8、3,837 平米で 1,160.69 坪。それから、上之屋の泊貯水池、1 の 12 の 2、これが 3,982 平米、1,204.5 坪。上之屋一丁目 12 の 1、6,317 平米、1,910.89 坪。泊貯水池だけでも、トータルで 3,115.44 坪になる。土地の評価を確認したことはあるか。

→ 土地の所有権をめぐる委員会だと認識しており、土地の評価の資料を取り寄せたという資料はない。

土地の所有権をめぐる問題であるから、換地後の土地にしても、もともと■■■の土地だったという可能性もある。評価を取る必要があると思うが。

→ 現時点では、所有権の存否が焦点であり、現時点では、土地の評価をする必要はないと考えている。

土地の所有権をめぐるわけなので、その土地の評価もわからずに、土地の所有権の争いができるか。

→ 所有権の確認の争いをする際に、評価については特に争点にはならないと考えている。

争点になる可能性もあるから聞いている。これが、例えば山の中の山林などの話だったらわかるが、那覇市の、今や沖縄県の一等地になってるところに換地された土地がある。

評価も含めて議論すべきではないか。

→ 過去の訴訟も含め、現時点では那覇市の所有の土地だと認識しており、現時点で特に評価をする予定はない。

水道局の土地、1万2,000坪余りの財産一覧表について、地図も含めて提出頂きたい。

→ 上下水道局が管理する土地の一覧、地図については、新都心地区の地図を準備して、後日提出する。

浄水場用地については、昭和8年に4,477坪を買収されており、これについては証拠がある。それが、国土調査の地籍確定を経て、現在5,850坪になっている。

この理由の中に、追加で用地買収した土地、等価交換によって面積を増やしたということで、この追加で用地買収した土地は、字天久東原219の2。それと、交換は221の1という理解でよいか。また面積について。

→ まず、交換で増やした部分、字天久東原221の1については、35坪。

字天久東原219の2については、250坪である。

浄水場用地4,477坪に、増やしてる分285坪を足しても大体4,700ぐらい。残りの1,000坪余りの土地については。

→ 1,000坪余りの土地は、保安林の4,356坪と、泊浄水場の4,477坪、合計約9,000坪。泊浄水場の部分については交換、買収。

あわせて、保安林の部分及び浄水場の土地も、国土調査の地籍調査により、土地が大きくなっている。

土地所有申請において、公図等が焼失している中で、土地所有申請書を真和志村に提出して、そこで実際の調査の測量とか地図の作成が行われ、最終的に昭和 27 年に土地所有証明書というのが交付されているが、証明書には面積は入っていないのか。

また、交付された段階の面積と申請した段階の面積は、一致されているのか。

→ 土地所有申請地と、土地所有権証明書交付を受けた時点での土地の面積は一致している。

申請の段階で分かっている面積は、浄水場と保安林の合計 8,838 坪。それが地籍確定の段階で 1 万 2,000 坪になっているのかが理解できない。

→ 詳細な資料がないため、次回説明したい。

● 米国海軍軍政府本部指令第 121 号・諮詢会総務部長沖総土第 1 号に基づく土地所有認定作業について

昭和 21 年の土地所有権認定作業に基づく土地所有権証明に係る根拠資料の確認などは行ったのか。

→ 土地所有権認定作業に関する一連の流れについては、那覇市史や土地連のあゆみなどの文献で確認されており、昭和 27 年の所有権の交付については交付後の写しを持っている。

昭和 19 年 10・10 空襲の沖縄戦により公図等が全て消失している中で、土地所有権の認定はどのように行われたのか。

→ 昭和 19 年の 10・10 空襲により、公図等の土地所有に関する書類が焼失し焦土となっている状況下において、土地所有権を確認していくための作業として米軍の指令に基づき、昭和 22 年、那覇市は真和志村に土地所有権申請書を提出している。

提出後、真和志村の字の土地所有権委員会において現地の調査測量、地図の作成、その後、作成された資料が中央の土地所有権委員会に送られ、そこでの審査を経て、審査結果を真和志村において住民に公告、縦覧し、その後に土地所有権確認証明書が交付されている。

当時の真和志村、字は幾つあったのか。

→ 正確な数字は把握していない。

真和志村全域 23。識名、繁多川、真地、上間、仲井真、国場、古波蔵、壺川、楚辺、二中前、松尾、与儀、樋川、寄宮、大道、安里、上之屋、天久、安謝、銘苅、真嘉比、古島、松川の 23 字、そして、今回、上之屋、天久の土地が問題になっている。

それを踏まえ、1950 年、米国軍政府本部特別布告第 36 号土地所有権証明の布告と、1946 年、米国海軍軍政府本部指令第 121 号、土地の所有権関係資料回収に関する件。特別布告と指令についての説明を求める。

→ 1950 年 4 月 14 日付、米国軍政府本部特別布告第 36 号、土地所有権証明の第 3 条について。村土地所有権委員会は未記入証明用紙を受理した後、字土地所有権委員会の助力をもって、土地所有権申請人の申請書原本に含まれる資料及び申請人が所有権を承継した前所有者の氏名及び取得の日付に関する申請人の申述に基づいて、まず、争いのないものから未記入証明用紙の空白部分に記入する、ということだと質問の趣旨は考えている。

前土地の所有者名、取得年月日、そして現所有者の氏名、取得年月日、そして地籍（面積）。いわゆる 3 点セットの提出が求められている。

真和志村の 1 万 5,000 筆余りについては、前所有者のものが無い。那覇市若狭や西新町といった旧那覇市には、前所有者、現所有者、地籍、取得年月日が提出されており、真和志だけがない。

3 点セットの中身として、隣の人が、この土地は間違いなく Aさんの土地だということで、2 人以上の保証人を書いて出しなさいというのが布告であり、指令となっている。

ところが、真和志だけは同じ人が違う名前でも保証人になっている。それに関しては、筆跡鑑定も行い正式なものも出してある。

なぜ、真和志だけが前所有者の名前がなく、2 点セットで全て大丈夫だったのか。また、真和志村土地調査実施要領がつくられ、その事務準備の中で、部落の人が隣地不明や保証人選定不能の場合は、この土地委員会をして、保証人になる人が、土地とは全く関係ない人、土地委員会の委員の人ができるようになっている。

真和志村土地調査実施要領の文書について、確認しているか。

→ 資料としては確認している。本日は持ってきてないため、確認しかねる状況である。

2 点セットについては、那覇市として申請した側なので、真和志村の事務については存じていないが、少なくとも那覇市が昭和 22 年に土地所有申請を行っている。布告

第 36 号は、昭和 25 年に布告されており、申請時点では、前所有者の氏名及び取得の日付に関する通達はなされていないと思う。それで、一部調べたところ、真和志村だけでなく、小禄村、首里市、浦添市の一部についても、前所有者の申告書の添付がないものが確認されている。

戦後の混乱時なので、戦地に行って亡くなった方や疎開先に行ってるなどにより、なかなか確認できない期間もあるため、多少はあると思う。

1950 年（昭和 25 年）の特別布告令の前に、1946 年（昭和 21 年）2 月 28 日に米国海軍軍政府本部指令第 121 号、その中には、土地所有者は所有土地の申請を、当該土地隣接の所有者たる保証人 2 人の連署をもって字土地所有権委員会に提出することと書かれているが。

→ 先ほどの答弁は、那覇市が申請したときには、前所有者の氏名、取得の日付に関する申述というものは、121 号には入っておらず、昭和 25 年の 36 号の布告で出てきたものだと説明したものである。

土地の申請に、地籍を確定する申請において、那覇市は申請する側だという答弁があった。真和志は、那覇市に合併されており、真和志の行政事務というのは、那覇市が引き継いで責任持たないといけないと思うが、前の自治体の事務の責任は、那覇市に受け継がれるものではないのか。

→ 那覇市の上下水道局が所有している土地の所管事務で調査に臨んでいるが、先ほどの答弁は、那覇市であって、那覇市の上下水道局としての所有者の立場として申請人であるということで答弁したものである。

また、その事務を受けた真和志村の事務の立場については、それを引き継いだ部署については私どもの所管ではないため、答えることができない。

諮詢会総務部長名での指示と、海軍軍政府の布告、海軍軍政本部指令 121 号の関係及び時系列について。

→ 海軍本部指令の 121 号、特別布告の 36 号に関する手続きの資料も用意した上で次回説明したい。

● 泊浄水場の無償譲渡、米軍使用及び裁判での証言について

米軍が泊浄水場を無償譲渡したことについて、本会議において、部長並びに管理者、

局長が、本員の発言通告書で初めて分かったという答弁をされている。本日出席の皆さんも責任者としてここに来ていると思うが、その事実というのは 11 月定例会での私の発言通告書以降知りえたのかどうか。

→ 米軍からの譲渡のことを初めて知ったという趣旨は、部長が上下水道局部長となり所管するようになって初めて知ったという趣旨かと考えている。

部長ではなく、皆様方（担当職員）が知ったのはいつか。

→ 担当職員については、みんな同じ時期ということではないが、それぞれこの問題に担当者として関わるに当たって以後、それぞれ調べてどこかのタイミングで、その確認はできていたと思っている。ただ、浄水場の米国軍からの譲渡については、これまで特に大きな質問とか指摘ではなかったので、あまりそこは意識していなかったところである。

当事者の方が皆様（上下水道局）の所へ資料をお持ちした 10 月あるいは 9 月頃に知ったという理解でよろしいか。

→ 先ほどの説明と繰り返しになるが、それぞれスタッフはこの件を担当するに当たり、どこかで認識していたかもしれないが、特にそこはあまり意識してなかった。意識するようになったのは、委員がおっしゃる 10 月に、我々のほうにも資料が回ってきたが、そこで今強く意識している。

泊浄水場に関することが、公の議会や行政の会議体、あるいは市長記者発表などで議論の的になったことはこれまでにあるのか。

→ 平成 15 年に旧上之屋地区の土地についての訴訟があったが、それについては泊浄水場用地ではなく保安林の用地であった。保安林用地については訴訟にもなっているので公になっているが、泊浄水場の土地については、特に係争はなかったと認識している。

泊浄水場の土地で係争はなかったということよろしいか。

→ 泊浄水場用地について過去に係争があったという記憶はない。

泊浄水場の土地が返還される際、米軍が免責事項を要求して、当時の当間重剛那覇市長もサインをしているが、あれは何を意図してああいう免責事項と証明書をつけて、御丁寧に返還したと考えているか。

→ 泊浄水場の譲渡証書の中には、造営物、財産、造営物のある土地に関係するいかなる請願要求に対しても、これは受けたもので責任を持ちなさい、といったような記載があると思う。譲渡証書にもあるように譲渡を受けたのは、まず施設である。土地については、譲渡を受けたものではなく、昭和8年に浄水場を建設するときに取得した土地だと思っており、表現からすると、土地に関しては譲渡ではなく返還、もしくは開放だと考えている。ただし、委員がおっしゃるように、瑕疵担保責任的な表現の範囲は土地にもかかっており、一例として、例えばその土地返還後に、土地の汚染があったなど、何かあったときにも責任は持たないといった定型的な瑕疵担保責任の表現だったと推察している。

米軍について、戦後、水道事業を軍事用にスタートしているか。

→ 昭和20年から占領し、後々にはそこから分水して市民にも供給されているが、委員がおっしゃるように、当時、当初は米軍のためだけの給水をしていたものだと認識している。

浄水場の土地を米軍が占有してたかどうか、11月定例会で質疑をし、かなり激烈なやり取りになったと思うが、その後、その論点について整理をされなかったと理解してよろしいか。

→ 過去の譲渡証書の中身を細かく再度チェックしているところである。

皆さんの姿勢について、本員はちょっと疑義がある。

間違いの答弁を長期間にわたって複数の水道の幹部が、議員の複数回の質問にわたって。それについて皆さんは一定の答弁をされており、米軍が接收してた時期がありまして、であれば、質問者あるいは議会に対して、答弁者として陳謝や謝罪が必要ではなかったのかなと思っているが、それが今日に至っているというのは、どういうことなのか。

→ 答弁①昭和8年から連続して事業を営んでいたということの趣旨で答弁されており、その中で、過去の訴訟や議会で、そこは所有権に争点を当てて主張、質問、答弁されていると思う。ただ、確かに過去の議会で使用していたという表現を使っており、所有権については連続して所有していましたが、おっしゃるように、使用してたという表現については、一部表現に不適切な表現があったと認識している。

→ 答弁②去った11月定例会の一般質問において、屋良栄作議員のほうから、平成16

年（2004 年）那覇市議会 2 月定例会 3 月 8 日において、那覇市水道部長が、本件土地は本市が昭和 8 年に本件土地を含む地域において浄水場を建設し那覇市民に給水を開始してから現在に至るまで、浄水場本体と一体として、本市が現在に至るまで使用してきたものであると答弁しているが、内容としては、米軍に占領されていた時期があるので、不断に水道事業継続していたということは誤りであったのではないかとこの質疑がなされている。

大嶺上下水道部長は、戦争によって一時中断していた時期もあったが、その水道事業再開に向けて活動していたという意味で、米軍に、実際に米軍が占領していた時期を除いていた時点で、現在に至るまで水道事業は継続しているが、事業中断の時期がある。その点においては不断ということは、やはり正しくないという認識がございませうという答弁を行っている。

平成 16 年の質疑においては、字上之屋上之屋原 201 番地の所有権確認等訴訟事件に関連して、当該土地が所有者不明土地ではないかとの質問に対して、戦前からの本市の所有権が継続していたことを説明していたものであり、11 月定例会の質疑におきましては、米軍統治下において本市が当該土地を占有していたのではなく米軍が占有していたので、水道事業を中断していた期間があるのではないかとこの趣旨で質疑があったので、平成 16 年当時の答弁が、事業の継続性においては正確性を欠いた答弁であったとの認識を上下水道部長は示している。

さきの戦争の結果、施設が破壊され、その施設を占領軍が修復し使用していたというのは紛れもない事実であり、本市にはどうすることもできない不可抗力である。

戦後、本市は米軍へ水道施設の返還を陳情しながら、首里の儀保に水源を求め、簡易水道を監視するなど、水道事業の再開に向けて活動を行ってきたとの趣旨で、不断にというのはやはり正しくないというような答弁をしたものである。

- ◎ 答弁からすると、米軍が介在しない形で那覇市が占有し、那覇市が主体で使用していたと。これは誤解を生むものではなくて、議員に対する理解の誤誘導を、ミスリードしていくものだということと同時に、裁判所に対しても、判決においてミスリードしていくような極めて重大な問題だと思っている。

本件については、先ほど委員がおっしゃった裁判とか刑事というものではなくて、議会での一連の答弁の蓄積もあるため、これは過去の皆さんの水道体制、コンプライアンスも含めて、どんな会議、どんな答弁をつくっていたのかも含めて大きな問題だと思っている。

那覇地裁、平成 15 年（ア）1562 号土地所有権確認等請求事件において、保安林として本件土地を含む浄水場一帯が米軍が使用する区域に組み入れられることはなく、本件土地が、被告（那覇市）が占有していたと述べていると聞いているが、それは事実か。

→ 那覇地裁、平成 15 年（ア）1562 号土地所有権確認等請求事件で言う本件土地というのは、地図で示した（別紙参照）201 になっており、地番 201 については、そこで主張しているように、訴訟での主張のとおりと認識している。

「浄水場一帯が」となっており、これは浄水場も含むということではないか。

旧浄水場用地と保安林の土地があり、米軍が占領してたのは旧浄水場用地だと認識している。係争があった部分は、浄水場用地ではなく、保安林のところにある 201 という地番の土地になっている。

那覇市が被告となっており、保安林として、本件土地を含む浄水場一帯が、米軍が使用する区域に組み入れられることはなく、那覇市が占有していたということを裁判で述べているのは事実なのか。

→ 訴訟記録を見ていないため、その件については分からない。

調査法制課を通して裁判の資料を要求したところ全部で 300 ページあるということであつた。そのうちの 28 ページを頂いており、被告の抗弁の中で、被告は、平成 8 年以来、現在に至るまでの約 70 年間にわたる平穏かつ公然に本件土地を所有している、というものがある。

米軍が新都心も占領していたにも関わらず、皆様方が占有ということを裁判所で、皆さんが勝訴するための論拠として述べられてということが挙げられているのに、事実なのかと聞いて答えられないのは、非常に問題じゃないかなと思うが。

→ 訴訟の中で、予備的主張として時効取得についての主張の抗弁になっている。

那覇市は、事件番号那覇地裁平成 15 年（ワ）1562 号土地所有権確認等請求事件において、本件土地である保安林、本件土地というのは訴訟対象となっている土地、土地を含む浄水場一帯が、すなわち浄水場そのもので、施設が含まれている土地、そして、その周辺の那覇市が使用する土地を含めてと認識している。含む浄水場一帯が、米軍が使用する区域に組み入れられることはなく、本件土地を被告、すなわち那覇市が占有していたと述べていたということが事実かどうか。

→ 手元に訴訟の資料がないため、詳細についてお答えができないため、持ち帰って、

確認してお答えさせていただきたい。

● 裁判の判決内容の中身について

土地問題で判決済みの事案に係る判決内容の中身について。

→ 判決本文が本公訴を棄却する、裁判所の判断として控訴人の請求は理由がないものと判断するとなっている。

その判断の理由として、今、お手元の資料のところに、公訴人、2行目にほか3筆についても所有権申請をした様子はない（別紙裁判資料）ということで、この所有権の態度として理解ができない、となっている。

これについては、201 を含む保安林、残りの3筆についても裁判所はそのような判断をしたものと考えている。

◎ 当局からの資料の6番目（別紙添付）に、その判決文も添付されており、本事案が果たして、この審議になじむかどうか疑問を持っており、本員としては、裁判で決着つけるべき問題だと思う。

土地所有権の確認で、歴史的なところまで含めて、約15年にわたって資料を調べて確認されたと思う。過去に、こういった土地の所有をめぐる裁判について、水道局ではほかにも事例としてはあるのか。

→ 記憶する限り、平成15年度の1件だけになる。

もし今後、新しい資料が出てきたことなどにより、裁判で訴えられた場合など、司法の場のものについては、門前払いをすることはなく、対応をされていくということではないか。

→ 司法の場で争われるものについては、司法の場で対応していきたい。

それぞれ訴える立場があるから、こういった場合の判断をするために司法の場があると思う。

今回は、那覇市の所有地なので、議会での議論が行われていると思うが、仮に、司法の場に委ねず、那覇市が、一方的に土地の返還や賠償の議決を判断して決定した場合、例えば住民監査請求を起こされたり、逆に損害賠償請求を起こされたりする懸念はあるのか。

→ 所有権の移転については、司法の場で判断を仰いで、所有権を移転するか、もしくは所有権を放棄して移転をするか、いずれかになると思う。

これを仮に、司法の場に委ねないで、議会の議決を得て、所有権を放棄して移転した場合には、住民から訴えられる可能性は否めないと思う。

◎ そういった判断もあると思うので、それぞれの主張があるので、今回の問題は慎重に対応しないといけないと考えている。

● 戦時中の所有者不明土地問題について

戦時中の所有者不明土地問題と合わせて、この問題を水道局のほうで検討されたことはあるのか。

→ 所有者不明土地については、墓地は市役所、それ以外の土地については県のほうで所管していると思う。那覇市上下水道局で対応したことはない。

◎ 答弁のあったとおり、過去の議事録を確認したが、那覇市で管理しているだけでも、墓地等で 557 筆、沖縄県が管理してるものでも 426 筆が昨年度の段階であるということなので、土地問題はそれだけ難しいと思う。

【議員間討議（1回目）】

デリケートな問題であるということに加えて、那覇市の歴史もある程度把握しておく必要があると思う。少なくともあと 1 回から 3 回ぐらい、当局についてはあと 1 回、2 回、責任者を呼ぶ、実務的なものは副部長以下で、あと 1 回は持って、そして、その後の審議状況を見ながら、さらに上の人を呼ぶ必要があると思う。

また、いわゆる当事者、土地の権利を有していたという人から、機会があれば、御了承いただけるのであれば聞くのも、我々の判断する上で理解に役立つと思うので、委員長をして調整方をお願いしたい。

次回以降の開催について、個人の方々の財産にも係わるようなことなので、議会が何かを議決したり、何かの判断したりするというのが、同時に非常に難しい結論の出し方もあると思われる。

委員長、副委員長をもって、担当課や、当該、該当されるような方々と必要に応じて

相談いただいて、どういうまとめ方をしていったらいいのかも慎重な上で判断をいただければと思う。

当事者を呼ぶことについては、係争中の案件なので、慎重にすべきだと思う。

当事者を呼びことについて、反対の意見が出たため整理が必要であるかと思う。現時点においては、訴訟になっているわけでも、裁判中、係争中という形にはなっていないと思う。

デリケートな問題だから、係争中ではないけれど、出たい、出たくないの判断を当事者の方にも確認をした上で、最終的な判断はぜひ委員長、副委員長をしてほしい。

● 保安林・旧保安林について

裁判の中で、本件土地は昭和8年以来、現在に至るまで、浄水場の保安林地区として、使用、占有してきたというのがある。

昭和8年以来、皆さん方が現在に至るまで、保安林地区として使用、占有してきたというのは、天久にある保安林の4,356坪のことか。

それとも、保安林として皆さん方が旧保安林として、皆さん方がこれに色づけしてあるこの土地のことなのか。どの土地のことか。

→ 平成15年の訴訟に関して、過去の議会の答弁で質疑応答がなされており、そのときに本件土地という表現が使われている。本件土地というのは保安林、前回配った資料の2ページの上の図のオレンジ色の網掛けみたいな形になってる②の201という土地があり、201の土地に関してのことである。

201だけのことを本件土地という意味で使っているのか。

→ 本件土地は、恐らく平成15年に提起された上之屋上之屋原201番地の訴訟の件だと思う。そちらの争点なので、本件というのは201番地を指していると考えている。

201だけ、皆さん方が昭和8年以来、ずっと使ってきた土地であるということで理解していいのか、ほかの土地は抜きにして。

→ 平成15年の訴訟においては、201番地の土地が訴訟の対象となった。そういった意味で201番地を指して、本件土地と言っている。

真和志村字天久の4,356坪から、解除された土地を引いた、その残地、4,000坪余りの土地はどこにあるのか。

→ 平成15年の訴訟においては上之屋上之屋原201番地を対象物件として訴訟が提起されていた。

保安林としては201番地のほかに、泊後原191番地、それから換地前の295の5、295の6と理解をしている。

保安林として登録しているのか。

→ 明治44年の官報において5筆の土地、その当時の地番は真和志村字天久1380番地、それから真和志村字天久1417番地、真和志村字天久1401番地、真和志村字天久1435

番地、真和志村字天久 1434 番地の土地を、那覇市が所有している土地を、保安林に編入されたことが官報によって確認できているという説明をしている。

→ 明治 45 年 7 月 15 日の官報で、当時の天久 1380 番地、1417 番地、1401 番地、1435 番地、1434 番地、これは那覇区の土地になっており、保安林に編入するという官報になっている。これをもって、この 5 筆については保安林として、明治 44 年から那覇市の土地だと考えている。

資料に旧保安林と書いているが、旧保安林なのか。

→ 資料 2 ページの旧保安林という表示は、戦後、土地所有申請をする段階で、時間軸で見たときに、そこは旧保安林という表記でさせていただいている。

旧保安林と書いているが、保安林なのか。

→ 戦前は保安林だったと考えている。

戦前のことまでわかるのか。

→ 戦前のことは、官報によって確認ができていたと説明を行っている。戦後、土地所有申請地の地目においては原野という申請になっており、戦争によって地形が変わったとか、森林とか、そういったところも焼けたというところも含めてのことなのかと考えている。

保安林になったことは一度もない。現在まで一度も保安林になったことはないという回答が沖縄県森林課から来ている。(沖縄県森林課からの回答文書を委員へ配布。)

→ 配付された資料については、初めて見るものであるため、一旦持ち帰って確認させていただきたい。

天久の保安林について、保安林というのは、ずっと残るものである。いくら 10・10 空襲で、全部、全滅しようと、土地は土地として残り、筆も変わらない。しかし、この土地は、皆さん方がこれに載せた土地は、土地がないが。

→ 沖縄諮詢会総務部長が各市町村長宛てに発出した土地調査に関する件、こちら土地所有申請記載要領の(4)、地番も従来のものを計上することとある。ただし、戦災のため土地台帳、地租名寄帳、地図などを焼失し、地番不明の場合は、字土地所有権委員会において、新たに字を単位に通し番号とし、1 筆ごとに地番をすることとある。

戦後、諮詢会のほうは字区域変更及び改称方に関する件ということで、そちらを出

して、こういった土地台帳とかがないところには新たな字を設けてもよいという通知が出されている。

字上之屋については、戦後、地籍字となったのではないかと考えており、沖縄県のほうで天久 1380 番地などがないというのはもったもなところだと考えている。

こちらの土地については、行政区の上之屋というのは戦前からあったようだが、地籍の字としては、戦後にできたものだと考えている。

考えているだけでは問題は解決しない。現実にあるのかどうか、地図もつけて、提出（説明）できるのか。

→ 現在の区画整理のように地番の変更表は、確認できていない。

字天久の上之屋地区にあったものは、戦前、地籍字としては天久として存在していたけれども、戦後の土地所有権確認作業の中で、字上之屋という地籍ができたものと考えている。

調査の結果、過去に保安林である履歴がなかったことの沖縄県森林課への確認について。

→ 提供頂いた資料には、確かに「1380 番地、1401 番地、1417 番地、1434 番地、1435 番地、当該番地に係る資料は確認できませんでした」という記載がある。

明治 44 年の官報に記載された事実は、変えられないので、官報に記載された事実と、それをもって沖縄県森林課のほうにも確認をとっていきたい。

調査にどのくらいかかるのか。

→ 沖縄県森林管理課のほうにはアポイントを取って確認をしたいと考えているが、先方の都合もあるため、現時点でいつまでにと回答はできない。

1 週間以内では十分調べられると思う。本員も 1 週間以内では調査ができたので。

→ 沖縄県に早急にアポを取って、確認をしたいと思っている。相手方の精査する時間もあるので、1 週間という期間が守れるかどうか約束できないところである。

県の回答文書を見る限り、答のみで質問内容がわからないため、その点も県への確認の際に伺って欲しい。

また、タイトルで森林法における保安林指定状況についての問合せとなっており、指している森林法がどの段階のことを示しているのかも合わせて確認頂きたい。

→ 照会時に提出のあった資料、森林法の点も含め、県のほうに出向いて確認をしたい。

真和志村の字天久の 1380 から 1435 の 4,356 坪、官報による保安林の編入について、公式の公文書館の記録なので、これはもう正式な書類だと思う。問題はこの 5 つの、字天久 1380 から 1435 の地番が、現在、水道局のほうでは、字上之屋のこの 191、201、295 の 5 から 7 までに現在該当していると。

前回も聞いたが、その旧地番と現在の地番がそこに該当、照合している根拠は何か。また、新しい地番になった年代を確認したい。

→ 1946 年に沖縄諮詢会総務部は、字区域変更及び改称方に関する件を発出、それを受け真和志村は、沖縄諮詢会に字を新設したい旨の書類を那覇市史で確認している。そういったところで、1946 年頃、戦後に字上之屋という地籍ができたものと考えている。

戦前の字天久 1300 番地などが、戦後、上之屋の何番地になったかは、正確な換地表を確認していないため、推察になるが、例として本日添付の保安林解除調書の解除図面と、前回の地図と照らし合わせ、土地の形状、南側に墓地が連なっている土地の形などにより、その場所が、戦後の字上之屋 201 番地ではないかと考えている。

また、1434 番地の保安林解除図、191 番地の北側、後苗代原という小字になっており、こちらとの字改も踏まえて、こちらの場所が、191 番地になったのではないかと考えている。

基本的には推察の範囲ということでの理解でいいのか。

→ 資料を並べての推察でしかない。

明治 44 年（1911 年）、那覇市（当時の那覇区）において、編入した土地 5 筆 4,356 坪について、一部解除の説明もあったが、解除する際には、国へ連絡し登記しなければいけない法律となっている。

4,356 坪のうち 47 坪は道路に改修したと説明があり、残りの 4,309 坪について、登記簿に全くない、その認識はあるのか。

→ 沖縄本島の戦前の土地については、さきの 10.10 空襲、沖縄戦によって、地図、地籍簿等が焼失したため、1946 年から米軍による土地の所有権を確認する作業が行われたと考えている。

そのため、公図や登記簿などは、登記上において存在しないと考えている。

保安林の登録・解除については、農林省あたりでの手続きを踏まないと解除ができないようになっている。

明治 44 年の保安林編入の資料があるのだから、解除もあるはずである。

保安林に編入のあった真和志村字天久樋川原の 1380、1401、1419、1434、1435。調べたところ、水道局が主張する字上之屋泊後原 191、字上之屋上之屋原 201、以下 295 の 5、295 の 6、295 の 7 については、離れた場所にあるが。

→ 当時の住所の 1380 番、1401、1417、1434、1435 から、戦後の上之屋 191、201、295 の 1 から 295 の 2、295 の 5、6、7 へ、突合、照合する対照表は持っていない。

保安林解除調書に添付されている図形、面積、位置等を合わせて、それが一致するのでないかと推察していると回答している。

● 米国海軍軍政府本部指令第 121 号・諮詢会総務部長沖総土第 1 号に基づく土地所有認定作業について

諮詢会総務部長の通達と、米軍の指令について、真和志地区以外のほかの市町村において、前の土地の所有者を省く 2 点セットの形でやってる自治体はあるのか。

→ 当時の小禄村、首里市、それから浦添村の一部の字で、確認した範囲では、そういった前所有者の記録というのが見つけきれなかった。

真和志村の中で 3 点セットを確認できたのは何世帯あるのか。

→ 確認できていない。

ほかの市町村は例外として 2 点セットがある。旧真和志村は大体 2 点セットになっている。その法的根拠が、諮詢会の通達と、米軍の出した布告、どちらが優先されるのかについて。

→ 土地連のあゆみ、創立 30 年史資料編からの出展の米軍の布告について、1 番、沖縄における土地所有権決定の準備として、関係資料の収集は総務部の責任とする。

こちらは、沖縄諮詢会総務部に責任があるということで、米軍の指令は、沖縄諮詢会に委任をされているという認識である。

8 番、土地所有者死亡もしくは行方不明の場合は、親などの近き者、前所有者に代わりてこれを処理するものとする、沖縄諮詢会はそれに従って、この土地調査に関する件を発したものと考えている。

1950 年(昭和 25 年)、指令を出されてから 4 年後の 4 月 14 日に布告第 36 号として、

土地所有権証明が出されている。法第3条で、村土地所有権委員会は、未記入証明用紙を受理した後、字土地所有権委員会の助力をもって、土地所有権申請人の申請書原本に含まれる資料及び申請人が所有権を承継した前所有者の氏名及び取得の日付に関する申請人の申述に基づいて、まず、争いのないものから未記入証明用紙の空白部分に記入する、ということで1950年（昭和25年）に前所有者の氏名及び取得の日付に関する申請人の申述というものが出てきているものと認識している。

全市町村に総務部長からの通達があるのであれば、ほかの市町村もそれぞれおりやと思うが、大体の市町村が3点セットを守っているのに、何で旧真和志村だけ2点セットなのか。→（※休憩を挟んで、答弁は行われず）

● 裁判での証言について

裁判資料に関する資料請求を行い提出があったが、準備書面、判決文、甲の証拠書類、甲乙で、甲は原告、乙は被告となっており、今述べた資料は綴られていたが、乙、被告、当時の那覇市水道局の出した、裁判所に提出した証拠書類、記録が抜け落ちているが、それについて説明を求める。

→ 訴訟に関する一連の全ての資料について、水道局のほうで保管している平成15年度の訴訟に関する資料は、全て提出している。

提出した資料に、当時の乙、上下水道局の証拠書類が含まれていなかった認識はなく、今保管している資料は、全て提供している。

裁判所に提出した中に証拠説明書というのがある。

事件番号平成15年（ワ）第1562号、土地所有権確認等請求事件、これが平成16年2月13日、これが提出のあった資料に綴られている。その中に証拠の表示があって、1から10まである。乙9号証、1945年（昭和20年）12月10日撮影の航空写真というのがあり、1945年（昭和20年）の後半には米軍が駐留し、土地は整地された米軍が使用するようになった。

しかし、航空写真に見られるように、保安林としての本件土地を含む浄水場付近一帯は米軍が使用する区域に組み入れられることはなく、空襲前と大差ない状態で残された。

このことから、米軍駐留時にあっても本件土地と浄水場は外形的に一体となっていたこと。したがって、本件土地についての被告が自主占有していたことを立証するというがあるので、これの書類等々、写真はどこかに見つかるかもしれないが、裁判資料と

してこれにつけていただければ分かりやすかったと思うが、それがない。

→ 提供した資料の中に一部資料の提供漏れがあるという説明があったが、提供した資料の控えが水道局にもあるので確認させていただき、平成 15 年の訴訟で、乙上下水道局側が提示した証拠書類が漏れているのかどうかを確認して、後日お答えさせていただきたい。

証拠 9 で止まっている。関係者からいただいた書類では、いわゆる、乙の証第 12 号がある。書類をちゃんと提出するように。

→ 平成 15 年の訴訟で乙側が出した証拠書類、それが今、我々の保管している一連書類に、あるかないかを確認し、万が一、前回提供した資料に提供漏れがあるということであれば、それは追って提供させていただきたい。

◎ 裁判所にどういう形で提出したのかというのが重要だと思っている。

裁判で判決は出たけれども妥当だったのか、新たな事実関係が出てきている中で、議会での審議の中で、非常に大切なポイントだと思うので、前任者とか歴代の人たちの責任でもあるので、なければならないと言っていたら、違うところで問題にしたいと思う。

裁判書類について、当時の原告の主張を立証する方々は多くいた。那覇市はなぜ、正当性を高めるための証人として隣地地主等を入れなかったのか。

→ 平成 15 年の訴訟の件について、当時、所有権の主張を争うものが突然現れて訴訟を提起されており、その当時、探し出せた資料により訴訟に臨んだと理解をしている。

裁判において、乙第 9 号証で昭和 20 年 12 月 10 日の航空写真を提示している。1945 年後半には米軍が駐留し、土地は整地され、米軍が使用するようになった。しかし、航空写真に見られるように、保安林としての本件土地を含む浄水場付近一帯は米軍が使用する区域に組み入れられることはなく、空襲前と大差ない状態で残された。このことから、米軍駐留地にあっても、本件土地と浄水場は外形的に一体となっていたこと。したがって、本件土地についての被告が自主占有していたことを立証するというのを、証拠説明書の中に書いているが、この認識についてもう一度確認するが、虚偽、錯誤、どちらなのか。

→ 平成 15 年の訴訟に係る資料、その中に証拠の表示というものの 9 に、乙 9 号証の説明として確かにある。虚偽かどうかについては、答弁する知見を持ち合わせていない。

事実関係として、間違いであると。うそをついたのではなく、言っていることが間違いであったということは、この場でも確認してよいか。

→ 去る 11 月定例会での一般質問でのやり取りにおいて、那覇市水道部長が平成 16 年（2004 年）、那覇市議会 2 月定例会 3 月 8 日において、本件土地は、本市が昭和 8 年に、本件土地を含む地域において浄水場を建設し、那覇市民に給水を開始してから現在に至るまで、浄水場本体と一体として、本市が現在に至るまで使用してきたものであると答弁しているが、内容を市としては誤りであったのではないか、という質疑がなされている。

それに対して上下水道部長は、戦争によって一時中断していた時期もあったが、水道事業再開に向けて活動していたという意味で、実際に米軍が占領していた時期を除いていた時点で、現在に至るまで水道事業は継続しているが、その点はやはり正しくないという認識である、との答弁を行っている。

平成 16 年の質疑においては、字上之屋上之屋原 201 番地の所有権確認等訴訟請求事件に関連して、当該土地が所有者不明土地ではないかとの質問に対して、戦前からの本市の所有権が継続していたことを説明していたものであり、11 月定例会の質疑においては、米軍統治下において、本市が当該土地を占有していたのではなく、米軍が占有していたのではないかと趣旨での質疑であったので、平成 16 年当時の答弁が正確性を欠いた答弁であったとの認識を示したものである。

さきの戦争の結果、施設が破壊され、その施設を占領軍が修復し使用していたというのは紛れもない事実であるが、本市にはどうすることもできない不可抗力であった。

戦後、本市は米軍へ水道施設の返還を陳情しながら、首里の儀保に水源を求め簡易水道を開始するなど、水道事業の再開に向けて活動を行ってきたとの趣旨で答弁したものである、前回の所管事務調査では答弁していたところである。

正確じゃないとはどういう意味か。戦前戦後も一貫して占有していた、写真を見せ、戦争負けて以降も含めて水道事業を行っているとしたか、捉えられない文章の書き方となっている。後づけで言い訳をしているが、この文章を見る限り、文書を作る中で、基本的な事実認識すら間違ったのか、隠そうとしていたのか疑念を禁じ得ない。錯誤なのか、虚偽なのか、間違っていたのか、という問いをしたら、正確性が欠いたという答弁は論理的に違う、間違っていたという認識でよろしいか。

→ 正確性を欠いたというのは、戦後、那覇市が主体的に水道事業、浄水場を運営できていたか、コントロール下にあったかそうでなかったか、コントロールできなかった

か、コントロールできない時代があったというところで、その部分が文脈から抜けているというところで、正確性を欠いたということで答弁を行っている。

戦後から一貫して那覇市が管轄、所有、しかも占有していたからこそ那覇市の土地という主張に切り替わっている。それを一つの柱として訴訟を闘って、勝訴している。裁判に勝つためだったら、うそをついてもいいという話にはならない。あるいは、わざとミス誘導、誤誘導をしてもいいような書き方をするかっていう話は、技術論ではあるかもしれないが、少なくとも、1人も取り残さないと言ってる那覇市が、そういう形でやっちゃいけないと本員は思っている。あなたの認識ではなく、事実認識を聞いている。

→ 本日、手持ちを持ち合わせていないので、それを確認させていただき、確認した上で改めて答弁を行いたい。

不断という言葉の使い方について。

被告準備書面1の最初に、本件土地は、これは被告の所有であり、被告が昭和8年に本件土地を含む地域（上之屋）において浄水場を建設し、以来今日に至るまで不断に水道事業を行っている場所である。水道の地図を見せながら行っている。不断に行っている場所であると。まず、そもそも水道事業が不断に行われていたことはなく、調べる限り、沖縄の水道という著書があり、その中には、昭和26年10月に、首里の湧き水を水源とする簡易水道によって、やっと一部地域に給水が開始された。つまり、6年、7年近く水道が空白だったことを、著者は書いている。ですから、不断は誤りではないかと考えている。また、証拠書類については、自主占有となっている。

その事について、解説不足や説明不足ではなく、正しいのか、正しくないのかを聞いている。

→ 資料を持ち合わせていないため、占有の部分と、今の不断にも含めて、改めて答弁を行いたい。

● 裁判関連（議会で行うことではなく、裁判・法廷で争うべき）

議会は議会、判決は判決だということのやり取りがあったが、議会、行政で、真なる所有者が誰なのかを、水道局で判断できるのか。

所有権の争いがあった場合、裁判所が判断するのが本道じゃないのか。見解を伺う。

→ 土地所有権の問題に関しては、平成15年以来、議会においても、幾多となく質疑応答が行われており、質疑に対しては、真摯に調査をしながら答弁してきたところであ

る。

その中で、法律家、顧問弁護士にも相談を行っており、顧問弁護士からの見解としては、土地所有権の争いについて、行政が、行政の判断で、土地所有権の争いに対して判断をすることはできない。土地所有権の争いについては司法の場以外で判断するしかなく、行政に能力はもちろん、権限はないという弁護士の見解を伺っている。

【議員間討議（2回目）】

百条委員会の設置をぜひお願いをしているが、今日と前回も含めて、明らかになったのは、明治44年に保安林として登記した土地が、推察により、後に、6,000坪余りの土地に移転をしたという答弁を行っている。ところが、調査の結果、保安林になったことはない。

改めて当局には確認をしてもらうことになっているが、保安林にはなっていない。また、当初の明治44年の土地が登記簿に一切ない、これは法律違反となっている。保安林については、戦災があった後、復帰後でも法律行為に基づく手続きが必要なのに、それが行われていない。

なぜ怠ったのかについては、いろんな疑義がまた出てくる可能性がある。つまり5筆をすり替えた可能性があるということも含めて、その辺はしっかりと明快にすべきだと思うので、課長、係長じゃ限界があるため、百条委員会を設置していただいて、最高責任者も含めて、ぜひ審議を深めていきたい。

基本的に、一委員として百条委員会の設置に賛成である。本員の視点は、泊浄水場譲渡証明書、これ点だけでも、なぜ明らかにされてこなかったのかが、百条に当たるものだと思っている。なぜならば、資料がない。残っていませんと百条委員会になっても、本当にそのまま答えられるのかどうか。また、平成の裁判で、なぜかたくなに、米軍が統治してたことを隠してきたのか。隠しているとしか見えない。

このつながりというのは、一委員会の、一所管事務調査のレベルでは到底難しい部分があるので、やはり格上げして百条が制度的に可能であれば、当委員会で百条をかけて行ったほうがいい。

そして、参考人招致。例えば当局だけではなくて、原告と言われてる方々も含めて、参考人でお越しいただけるならば、証人として、発言をされるということであれば、貴重な重い言葉になると思う、以上のことを踏まえて賛成である。

百条に基づく特別調査委員会の開催が複数の委員から出ているが、実際に百条、通称百条委員会、本員も経験しているが、百条委員会を開くから事実が明らかになるのか、それとも、例えば今回と前回、そして次の開催に向けても、担当課は指摘されている資料については説明資料を作ってくる。例えば裁判資料についても、本日はないから次回にしっかり準備をすることについて、積極的、前向きだという捉え方もできている。

ですので、この目的は、事実が明らかになって、今、那覇市が抱えている問題が解決することが一番で、解決できないにしても、一定の、我々も理解を深めることが一番なので、これは本当に百条委員会が適切なのか、それとも、所管事務調査でもう少し柔軟に資料提供をいただく、場合によっては部長、そのほか参加ということは、これはもう委員長と当局との話合いの上でお任せするが、それがいいのか。

百条委員会になると相当、質疑する側も答弁する側も緊張感を持ってやるので、これで事実が明らかになりやすいかということは、虚偽の答弁に対する罰則があるということと、真実が明らかになるということ、また別のこともあるので、慎重に、委員長、副委員長をもって判断いただきたい。

本員も百条委員会は反対である。所管事務で行っているのに、また、新たな話が出ていないのに百条委員会というのは、脅迫ではないか。

当局に対し、自分たちの意に沿った答弁がなければ百条委員会というのは、こんな脅迫した委員会では、本員は非常に問題だと思う。

本員は議長として、正当のこと言っているし、正当なことをやっていると思っている。議長として調べてから参加をしている。水道局からの説明書の中で、保安林ではないものを保安林であるとうその説明があったため、うそをつくなど言ったまでである。

確認をしており、何も証拠もない中で言ってることでない。当局をカバーするのはいいけども、市民のために何をすべきかを議員は考えるべきである。本当に何が市民のためになるのか。この土地がもし市民のものであるならば、戦後一貫して今日まで、70年間も苦しめられてきた市民の苦しみを、当局を守る、当局をカバーするような対応や態度を取るの、議員としておかしいと思っている。

平成16年から本員は7回ぐらい議会で質問を行っており、それを積み重ねてきて、そして、裏調査も全部行ったうえで、発言させていただいている。だから、真にこの目的を達するためには百条が一番いいと。その際には、参考人も招致をして、本当の真実を明らかに、早めにそれがやれると思っている。

議長は、当局を守るためと一方的なレッテルを貼られたけれど、本員は当局がうそをついているかどうかや、もしくは、この事実が、今、このある資料に関してどちらが事実かというのは、どちらのスタンスに立って話しているわけではなく、まさに議長が話したとおり、事実を明らかにして、過去に資料がないのであれば、それぞれがもうちょっと資料を突合して、その上で審議を経て事実を明らかにしていくことが、この土地に関係する方々、もしかしたらその関係しない方々、全市民を含めて那覇市にとって、さらに、今後のことも含めていい未来を作っていこうということを指摘しただけであり、休憩中に言ったのは、その中で言葉が行き過ぎるあまり、どうしてもそれが、うその答弁じゃないかとか、そういったことになった場合には、委員長修正をお願いしたいと。

あわせて、先ほど議長が確認して発言していると話したが、これも事務局とも改めて、委員長、議長含めて確認いただいた上で、次回以降、やっていただければ結構だが、確かに地方自治法の105条について発言の権利というのは許可が出ているような形で書かれているが、それが一体どういった解釈をされているか、これは、議長はやはり中立公平な立場で発言されることというのが、ここでは一般的に解釈されることであって、こういった何か事件を追及したり、どうこうするということでは、一般的にはなじまないというようなことで解釈されているんじゃないかと、私も幾つか先ほど資料を確認したけども、その上で、次回以降に向けては、再度、確認をしていただきたいとお願いしただけで、別に今日の発言をしているわけでも何でもない。

しかも、それを休憩中に言ったことを、今、議長にオンの場で反論されてしまったので、私は改めて確認をして、お願いさせていただきたいと委員長に申し上げて、加えて、別に副委員長がおっしゃるとおり、事実が解明されることに我々は何の、別にどこどこを守るとか何とかってことは全くないから、それについてはしっかり一緒にやっていきたいと思っている。

事実をしっかり解明するのが、我々の権限であり、職務だと思っている。課長、係長のレベルでは難しいので、しっかりと百条という形で行い、明解な答弁をしてもらうように行えばいいだけの話であり、事実関係をしっかりと把握するため、配慮いただきたい。

※ 議長出席に係る委員長からの発言

【委員長からの発言（質疑のやり取り、議長の出席について）

当局におかれても、審議に対しては真摯に向き合っているというところでもあるので、当局とうまく質疑をするような形で、発言等は注意をいただければと思う。

また、議長の発言については自治法 105 条で議長が発言できるということであり、発言内容は議長の職責や委員会の円滑な運営を図る見地からのものであると。

その後その具体的な附帯案件の内容について疑義を解明したり……云々とあるが、本日は議長が初めてこの場に出られて、この間、平行線というか、いろんな議論がされた中で、議長が一石を投ずる発言をされたということから、その円滑な運営を図るというところで、捉えた。

いずれにしても、今後についてまた皆さんの御意見を聞きたいと思っている。

● 裁判の説明資料紛失について

一審のときに出した被告側の証拠について説明を受けたが、二審のときに出している資料もあれば改めていただきたい。

→ 先ほど説明した第1号証から第10号証までは、平成16年の一審のときに提出した書類であり、第11号証と第12号証が控訴審のときに提出した書類だと認識している。

第11号証と第12号証がないという説明があったが、どういう意味なのか。

→ 第11号証と第12号証を裁判所に提出する際に、証拠説明書を提出したはずが、現在、保管が確認できていないため、委員への資料提供もできなかった。

なぜないのか。勝訴しており、保管をして、後にまた新たな訴訟が提起されたときに、当時こういう証拠で戦って控訴審も勝ちましたということで残さなければいけないと思うが、見つからないということは、誰かが持ち去った、あるいは処分したということなのか。

→ その書類については、当時の代理人弁護士が作成したもので、FAXでやり取りをしていたようで、その過程の中で書類が紛失したのではないかと考えている。

証拠をどう説明するかによって裁判官の心証とか印象が変わる。これに適切じゃない表現があったのではないかなという疑義を持っており、詳しく調べたいと思う。

そもそも、泊浄水場の譲渡証明書等、密約ではないかもしれないが、免責事項に関する資料がこれもないということで、今回も11号、12号証の説明資料がないということで、管理体制が問題じゃないかと。

全庁的な管理体制の問題を上げれば、当常任委員会ではなくて、特別委員会を設置して諮らなければ、審議しなければならないことになるが、この件についてどう考えているのか、誰の責任なのか。

→ 当時、訴訟を担当する、顧問弁護士等とも密にやり取りしながら、準備書面など精査をしながら訴訟に臨んできたものと考えており、その中で最終的に書類を整理していく中で何かの書類に紛れて紛失してしまったのではないかと考えている。

担当者の見解であって、わざと捨てた可能性というのは否定できないのでは。

→ 故意かどうかについては、今となっては分からない。

◎ 水道局は文書管理、結構しっかりしていると思うが、かなり問題だと感じる。

証拠 11、12 について、昨年 3 月に当局から、裁判資料のコピーを頂いていると伺っており、先ほどの説明であった裁判当時のやり取りの中で紛れてなくしたという説明では違うと感じている。

直近の 1 年程度の間になぜかなくなっており、それに書かれていた内容に不都合なことがあるから捨てたのではないかと思っている。事実関係として、昨年 3 月頃、元原告からの資料請求に基づきコピーしたことはあるのか。

→ 情報公開請求を受けて提出した資料であるが、委員へ提出した資料と、個人情報へのマスキング部分の違いはあったが、提出した資料の種類については同じものだと認識している。

頂いた方は、明確に 12 号証を頂いたと伺っており、その 1 年前の書類を皆様方は紛失されたという認識になる。申請者に対して 12 号証のコピーをお渡ししたという記憶はないのか。

→ 12 号証は、提出した資料の資料 12 番目であり、こちらのほうも提出していると認識している。

11 号証と 12 号証を説明した資料が、保管している資料の中に見当たらないと説明をしてきた。

説明資料が実は重要であり、前の議会からも申し上げているように、ある意味で市民や裁判官が誤解しかねない表現になっていることは本会議でも明らかになっており、説明するものも、重視してほしいと。

1 年前に申請してコピーをいただいたと伺っており、紛失が 1 年以内ということであれば、誰が文書管理者であるのかを伺う。

◎ 質疑のあった資料については、後ほど条件が整い次第、委員から委員長に提出し、それをもって総務課へ提供させていただき、それを見て判断、対応を行うこととなった。

※ この件については、保留となっていたが、委員から第 5 回目の所管事務調査の始まる前に、委員が確認する資料の件については、委員から取り下げる旨を、委員長が確認したことにより、第 5 回所管事務調査冒頭で取り下げる旨を委員へ報告し、取り下げとなった。

● 保安林・旧保安林について

乙第 12 号証の保安林解除申請書について、解除地の現況の部分で、解除をためにすも、公益上、……ときて、那覇市立泊小学校の北方に位する南向け急斜面地にして、30 何とかせ、うち以外の琉球松を疎生する、というというのがあり、いわゆる泊小学校の北方に隣接、近接する中で南向けの急斜面というところは今、どの辺を指すと考えているのか。

→ 保安林解除について、所在地沖縄県島尻郡真和志村字天久地番 1401 となっている。保安林解除図によると、こちらは山林 1401、その隣の山林 1417 と合わせて、1401 の南側に墓地が連なっていること、こういった形状から、戦後の字上之屋上之屋原 201 番地ではないかと、前回、御説明してきたところである。

今の推測、ストーリーにより、裁判所でも主張されてきたという理解でよろしいか。

→ 戦前の地番、戦後の地番、上之屋は戦後に沖縄県とやり取りをして字上之屋ができたと説明している。

その中で、字天久 1400 番台や 1300 番台が字上之屋に変わってきたと考えており、そちらを突合する換地表や整理表といった公的なものが存在確認できないため、推察であると説明してきている。

地番が変わったことは存じ上げているが、地番が変わっても、那覇市立泊小学校の所在地は開校以来変わっていない。明治 14 年 6 月開校で、今年 140 周年で場所は変わっていない。ということは、保安林解除申請書にある北側で急斜面のところに松があつて、という部分が保安林解除で証拠が残っているわけで、泊小学校が一つのランドマークとして証拠で残るのであり、その北側であれば、水道局が説明しているところに旧泊浄水場の近辺が合致するのだろうか。

→ 保安林解除の添付の図面と水道局で作成した保安林と浄水場用地の図面（第 1 回所管事務調査の資料の 2 ページ）を確認ください。

2 ページに、黄色い線で境界が引かれているのが、当時の那覇市と真和志村の境界になる。その中で、中央あたり 201 付近に、黄色い境界線が上に延びており、その間の部分がちょうど泊浄水場の位置になっている。この地図からすると、泊小学校の北方 201、天久の 1401 の土地があつたという位置関係の説明になっている。

当時の保安林がある場所も含め、松林や保安林の区域指定以外も、当時は、畑であつたり原野であつたり、あるいは住宅地や宅地があつたと推察できる。そういう中で、泊

小学校の隣接地という部分については、現在のように車ですぐに行けるような時代であれば、隣接地といえるかもしれないが、泊小学校の隣接地という説明は違うのではないか。

本員は、新都心が開通する前の泊小学校近くに住んでいたもので、泊小学校の裏は、雑木林が生い茂っており、急斜面になってて森であった。

その辺りが保安林ではないかという証拠性がかなり強いのではないかなと、保安林解除調書を見て感じているが。

→ 第1回目資料の2ページの中央の段 201 で斜線を引かれている箇所、オレンジで斜線を引かれている②の 201 がある。その下に、黄色い線を引かれたのが那覇市の字界。さらに、その下のほうに土地の境界の間に丸ポツが、線が引かれているのが、新都心地区と区画整理をされた地区外との境となっている。その下、地図がないので分かりにくいと思うが、三角状で大きく土地が空いているところ、こちらがもともとからあった泊小学校の区域になっている。泊小、解除地の現況と示されているのは、那覇市立泊小学校の北方に位置すると、隣接ではなく北方に位置すると書かれており、示している地図の上向きが北側になっており、泊小学校の北方に位置する部分に 201 があると解釈をしている。

また、今回提出の資料 41 ページ。保安林天久 1401 の保安林解除調書の添付資料になっている。201 が保安林解除調書の 1401 と同じ場所だという根拠として、この土地の中に墓地があり、その墓地の形状が一致している。それが、水道局として位置関係を説明できる資料だと思っている。

- 泊小学校の北側には、林や森林が広がっていた、新都心で。ですから、どこからどこまでっていうのは確かに難しいなというのはあり、本員としては、泊小学校のすぐ北側が崖だったので、その方向ではないかと今も考えている。

保安林とは何なのか。

→ 国からの通達である不動産登記事務取扱手続準則によると、保安林とは、農林水産大臣が保安林と指定した土地と規定されている。

また、保安林は公益の目的のため、伐採や開発に制限を加える森林のことであると言われており、森林法では、目的に合わせて、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林等の 17 種類の保安林が規定されている。

保安林が、原野か宅地になり得るのか。

→ 沖縄森林管理課の回答で、例えば今、改めて指定すると仮定した場合、過去、保安林だったという条件だけでは、保安林に指定はしないと。現状が保安林の要件を満たしているものを改めて審査して指定するということである。

調べたところ、保安林は開発許可を取るのが特に難しい森林であり、一度保安林に指定された森林において、保安林の解除は原則としてできないとなっている。旧保安林というのではない。

旧保安林というのは、見合った説明になっていない。

保安林の後に、原野あるいは宅地になったというのか。

→ 沖縄県森林管理課によると、沖縄県が戦前していた保安林の資料についても戦争で消失したということである。

それを受けて 1950 年代に琉球森林法に基づき、保安林を指定し直してきたというところで、過去の資料もあるものについては、過去の日付でもって指定しているものもある。

また、戦前に指定されていた保安林、こちらが戦後どのような取扱いになったかというものは、沖縄県にも資料が残っていない、確認できないという、回答を受けている。

仮に保安林である森林が、山火事や病虫害で壊滅状態になった場合でも、法的には、保安林として扱われる。

森林法上で、保安林が解除できるとされている例は 2 つしかない。

一つ目は、保安林として守るべきものがなくなった部落などがなくなった場合、二つ目は、公益上必要な場合、これまでも説明があった道路工事によるための解除、そういった公益上の特別の理由がない限り、保安林の解除はできない。

提出した地図に旧保安林として記載があるのであれば、保安林解除の申請を国へ提出し許可をもらって解除となる。そして、その後に原野にする手続きを行い、それが国へ認められて原野となる。法に基づく手続きが必要である。保安林である証拠を保安林台帳から提出してください。

→ 沖縄県の森林管理課に確認したところ、保安林の指定に関する書類等は戦争で焼失したため、1950 年代に琉球森林法に基づいて、保安林を再生してきている。戦前に指定された保安林については、戦後どのように取扱われたのかについては、沖縄県において資料がなく確認ができない。

保安林台帳については、沖縄県が日本に復帰する際に、現行の森林法、日本の森林

法が適用されて、保安林台帳を新しく編集してきたところで、その年度は 1972 年以降という説明を受けている。

森林法は戦前からあり、皆様方が裁判所へ提出した書類にも保安林の一部解除調書が出されている。なのに、なぜ 1972 年以降なのか。また、地番は変わるものなのか。

→ 3 月 3 日付の資料、9 ページ、沖縄諮詢会総務部長が出した土地所有申請記載要領の 4 番目、地番も従来どおりのものを計上する、とある。

ただし、戦災のため、土地台帳、地租名寄帳、地図など焼失し、地番不明の場合は、字土地所有権委員会において、新たに字を単位に通し番とし一筆ごとに地番を付することとしており、その内容にしたがい、新たに地番が振られたものと考えている。

● 米国海軍軍政府本部指令第 121 号・諮詢会総務部長沖総土第 1 号に基づく土地所有認定作業について

1946 年（昭和 21 年）、米国海軍政府の土地所有権関係資料収集に関する件が、米国海軍軍政府本部指令第 121 号により提出されている。

それに基づく土地所有権申請をする場合には、この土地の隣接の所有者たる保証人 2 人、2 人の連署をもって字所有権委員会に提出することとあり、その中で皆様方は、■ ■と■ ■、2 人の保証人が立てられているが、この方は隣接地主なのか。

→ 2 人は、字の土地所有権委員となっている。

隣接地主じゃないということでもいいのか。

→ 米国海軍軍政府本部指令から、土地の所有権決定の準備として、関係資料の収集は総務部の責任とするというものを受け、諮詢会総務部長が各市町村長に発出した土地調査に関する件、そちらの土地所有申請記載要領がある。その中の 10 番目、保証人は左記によること。こちらの口、隣接地主不明、または保証人選定不能の場合は、字土地所有権委員をして保証人たらしむことを得、この規定に基づいて、字土地所有権委員の署名をしているものと考えている。

今の答弁についてはわかっている。ただ、土地所有権関係資料収集に関する件で、1946 年に米国海軍軍政府本部指令第 121 号が出ている。その 121 号の中で、保証人 2 人の連署をもって所有権委員会に提出することとある。それを皆様方は、別の諮詢会から出された書類をもって、土地委員 2 人の名前を書いて出した。これは、調査した結果の中で

は、米国政府が出された司令第 121 号に相反するものは、規則じゃないと考えている。

米国軍政府から出された指令、布告に基づいてやるべきものを、布告に基づかない規則をもってやっている。その規則は、本当に拘束力があるのかどうかを調べたことあるのか。

→ 水道局が調査した範囲の中で資料を提出し説明してきている。

前回、提出した資料、1946 年 2 月 28 日付の米国海軍軍政府本部指令 121 号、土地所有権関係資料収集に関する件の 1 番目、沖縄における土地所有権決定の準備として、関係資料の収集は総務部の責任とする。総務部というのは、沖縄諮詢会の総務部だと理解している。2 番目に、各村長は、沖縄諮詢会総務部の監督の下にと続いている。

その後、沖縄諮詢会総務部長が、土地調査に関する件を発出しており、署名としては、10 番の保証人はさきによることの（ロ）、隣接地主不明、または保証人選定不能の場合は、字土地所有権委員をして保証人たらしむことを得、というところに基づき、署名が行われたものと認識している。

米国軍政府が上位にあり、それを補佐する形で、諮詢会の総務部がある。アメリカ政府の意思を無視して、諮詢会が決定することができないというのがあった。

また、説明の中で、例えば保証人がいない場合や、隣接地主がいない場合には、土地委員が行ってもいいという諮詢会の規則がある。

ただ、諮詢会の規則が、そのままアメリカ政府の府令を無視して、あるいはそれを超える形でやることはできない。

→ 土地所有権関係資料収集に関する件。例えばこれが現代の法律関係でいう法律だとするならば、1、沖縄県における土地所有権決定の準備として関係資料の収集は総務部の責任とする。沖縄諮詢会総務部に委任をしている形になっている。委任を受けた諮詢会総務部長が規則を制定し、米国指令の補足を行っている形だと認識している。

その認識は間違っている。アメリカ政府の意向を受けて、諮詢会の総務部がある。そして、米国軍政府の布告に沿った形で、早めにやるように諮詢会へ指示をしてある。しかし、諮詢会が、全く米国軍政府の意思を無視した形での規則をつくってしまっている。

米国政府から出された布告を上回るような規則はつukれない。だから、この規則を調べたところ公文書館になかった、本来は公文書館にあるべきである、調べたことはあるのか。

→ 申請に対する保証人の欄の件になっていると思うが、保証人の欄については、我々、那覇市の申請以外にも、同じ土地所有権委員会が保証人となっている申請が多数確認

できている。

次に、米国軍政府布告第 36 号についての第 4 条、土地所有権証明書を公示して縦覧に供した後、証明書に異議または争いがない限り、村長はこれを承認、署名捺印し、申請たる土地所有者に交付しなければならない、となっており、我々の申請した土地が土地所有権証明書を交付されたということは、その布告に基づいて適正なものだと判断されて交付されたものだと考えている。

責任ない人が、誰が書いても通用するということで理解していいのか。

→ 布告報告第 36 号第 4 条に基づき、適正に申請、疑義がない、争いがないものと承認されて交付されていると考えている。

米国海軍政府本部指令 121 号の布告には隣接地主 2 人の保証人がいなければならないとなっている。関係のない人が、誰が欠いてもいいという考え方でいいのか。

→ 1946 年 2 月 28 日付米国海軍軍政府本部指令 121 号によって、土地所有権関係資料収集に関する件が発布されている。

1 番目に、沖縄県における土地所有権決定の準備として関係資料の収集は総務部の責任とする。沖縄諮詢会総務部に責任が委任されている。

3 点目に、土地所有者は、所有土地の申請書を該土地隣接の所有者たる保証人 2 名の署名をもって字所有権委員会に提出することとある。

一方で、委任を受けた沖縄諮詢会総務部長においては、1946 年 4 月 18 日付で、土地調査に関する件を発出しながら、土地所有申請書の様式のひな形を示し、こちら土地所有申請の記載要領を定めている。

同要領の 10 番目、保証人はさきによること、そちらの（口）、接地主不明、または保証人選定不能の場合は、字土地所有権委員をして保証人たらしむことを得、ということで補足をしており、この規定に基づいて我々、申請書の署名が出されたと考えている。

→ 諮詢会からの通知と、米国軍政府からの指令が一致していない点について、私どもは当時、土地を所有していた申請人の立場として、その時々に出された通知に従って手順を踏んで申請をしてきたものと理解している。その通知の是非について判断する立場にはなかったと考えており、現時点においてもそれについては変わるものではないと考えている。

→ 申請人の立場として、その時々に出されている記載要領、通知などに従って申請をされたものと理解しており、その通知、布告等の指令が、どちらが優先されるべきかという判断は、私どものほうでは致しかねる。

皆様方が申請した土地所有申請書の保証人が全て同じ人となっている。旧保安林という土地を全部那覇市のものにするために、同じ人が保証人になっていいのか。

→ 那覇市の申請以外にも、■■、■■の名前で土地所有権委員会の委員が保証人となっている申請が多数確認されており、参考として、その中には平成 15 年の訴訟の原告の説明に、準備書面に出てくる人物と同じと思われる名前の申請もあった。

那覇市の申請した土地所有申請書の保証人については、同じ人が保証人となっているかどうか。

→ 保証人は■■、■■という方、2 人の署名をもってなされている。

2 人が保証人になっているのか、それとも 1 人が保証人になっているのか。

→ 保証人は■■、■■という方、2 人の署名となっている。

名前は 2 人だけど字は 1 つである。1 人で書いても所有権申請書は通用するものなのか。

→ 申請書の署名、申請書を提出したとだけで、この土地所有権の認定がされたと私どもは考えていない。当時、住民が土地所有申請書を提出した後、申請に基づき、真和志村の土地所有権委員会の現地踏査、中央土地所有権委員会の審査などが行われて、土地所有権交付簿をその後縦覧して、所有権を認定していたという経緯がある。段階的に手続が踏まれており、その点を考慮すると、適正に手続がなされている。また、米国軍布告第 36 号の第 4 条に基づいて、疑義がない、争いがないものとして認められて交付されているものと考えている。

これは手続上、不備があると考えている。皆様方が土地を自分のものにするために、全て 1 人の人間が、全部 2 人分の名前を書いて手続をしている。

筆跡鑑定を行い確認もしている。鑑定事項、この筆跡は同一人物のものであるとなっている。誰かがその土地委員の名前を使い 2 人分の名前を書いて申請し、皆様方のものに現在なっている。そこが問題で手続きが不備である。(筆跡鑑定に関する資料配布)

→ 筆跡に関する知見は持ち合わせていないため、筆跡鑑定に対して我々が特に答弁す

ることではない。

同一人物の筆跡であるという点も含めて、先ほどから説明しているとおおり、那覇市としての申請、調査測量、図面の作成、審査、公告縦覧、それを経て、布告第 36 号の第 4 条に基づき、筆跡保証人のことも含めて審査し、異議がない、争いがないという判断をされて交付されているものと考えている。

筆跡鑑定を突きつけられても認めない。

米国軍政府の布告に基づいた形で、土地所有権申請はされるべきであると断定する。

米国軍政府の布告は守らず、諮詢会の規則が正しいとの見解について改めて伺う。

→ 土地所有申請書は、米国海軍政府から委任され、責任は諮詢会総務部長の責任とする、に基づいて、土地所有申請書の様式、雛形と、申請書記載要領が出されたと認識している。

こちらの土地所有申請書については、真和志村だけでなく、隣の首里市、小禄村、浦添村なども土地所有申請書にこの様式を使われていることから、沖縄諮詢会総務部長が発出したこの土地調査に関する件は、全県的に申請書記載要領に基づいて申請が行われたものと考えている。

繰り返しになるが、申請書の提出のみで土地の所有権が認められたものではなく、字の土地所有権委員会の現地踏査、図面の作成、当時の中央土地所有権委員会の審査を受け、その審査を受けた書類が住民の縦覧に付され、公告され、争いがないものと確認されたので、所有権証明書を交付されたという段階的な手続が行われている。

その点を考慮すると、事務手続は適正に処理されてきたものと、我々の土地所有権は適切に認定されたものと考えている。

また、沖縄諮詢会についても調べたところ、沖縄公文書館のホームページから沖縄諮詢会に関する資料があり、沖縄諮詢会は米国軍政府と住民の橋渡し役として、食糧配給や土地所有権認定……とあり、最後に、行政の基盤となる事業に取り組んだとある。沖縄県立公文書館の資料でも、土地所有権認定の事業に取り組んだことが確認されている。

なぜ真和志村だけ 2 点セットになっているのか。そして、特別布告にある前地主まで含めた 3 点セットが真和志村にあるのか。調べて提出いただきたい。

→ 上下水道局としては、昭和 22 年当時、申請人の立場で、当時の真和志村に申請をした立場である。

その当時、真和志村で、どれだけの土地所有申請を受理して処理したかについては、

確認するすべもないもないため、調査ができないと考えている。また、現時点においても、土地については膨大な量があると思うため、全てを調査することは現実的に不可能であると考えている。

資料は全部持っており、提供するので調べていただきたい。

一番大事なことは、真実を見極めることである。役所の立場で話しているが、この件で犠牲になった方もいる。そういう方々の気持ちにより沿って、解明すべきは解明していくことが一番大事なことである。

そうでなければ、百条での審査が必要となってくると考えている。

→ 我々は市民の財産である公有地を適正に管理運営、所有し、運営していく責務があると考えている。現在の土地については、登記も備えており、我々の所有する土地という認識の下、我々は行政事業をやっている。

市民の声は市民の声で真摯に受け止めるが、我々の所有する土地だという主張の下に答弁を行っている。

これについては、市民の側には市民の側の主張があるかと思うが、その主張が相対するときにおいては、行政の判断で、どの主張が正しいということを判断することはできなと思っている。

所有権の主張が対立するときには、司法の場において判断を委ねるしかないと考えている。

すぐに司法ではなく、百条委員会があるのだから、百条委員会の場で、どちらが正しいのかを判断するのが懸命な方法ではないか。

→ 所有権の主張の対立する争いについて、仮に百条委員会に諮ったところで、そのことが解決されるかについては、疑問が残る。

上下水道局として、所管事務調査を受けるに当たり、局内で提出する資料も含めて確認をし、局長、部長の確認も得ながら丁寧に求められた資料を全て提示してきた。

手元にはない資料については、国立国会図書館や様々な方面に出向いて、でき得る限りの調査もしてきたつもりである。

これまでの議会の場も含め、質問された内容については、丁寧に誠実にお答えしてきたつもりである。

百条委員会等の設置がされたにしても、それ以上の部分については提出する資料もなければ、それ以外のものも出てこないものだと、現時点においては、認識している。

隣接地不明、または保証人選定不能の場合は、土地所有権委員をして保証人とすると思ったと思うが、那覇市が当時申請したときは、もうほかのその周囲の土地は既に申請が終わって確定していたのか。その経緯等は把握しているか。

→ 土地所有申請については、1947 年（昭和 22 年）に提出しており、最終的には 1950 年（昭和 25 年）の米国の布告 36 号を受けて証明書の交付の準備が整ったとなっている。その後、縦覧といった手続を踏み、1952 年（昭和 27 年）に土地所有権証明書の交付を受けている。

その提出時において確定したかどうかまでは把握していない。

保証人になっていた■■と■■、この方は土地所有権委員の方という認識で合っているか。

→ 上之屋の字土地所有権委員であると確認をしている。

筆跡鑑定の話もあったが、当時、代筆なども可能だったのか。可能かどうかは分からないが、それをもって含めて総合的に判断されて、今の状態で確定されているということなのか。

→ 土地所有申請書を提出、作成した時点の詳細な資料はないためわからないが、我々のほうとしては、土地所有申請書の提出をもって、直ちに土地所有権が認められたわけではなく、所有権委員会の現地踏査、中央土地委員会の書類審査、住民の縦覧などを踏まえて、争いがない土地に対して証明書が交付されたと認識している。

● 裁判関連（裁判の判決について）

裁判で 12 の証拠を提出されということだが、その証拠は裁判の判決に当たっては、ほとんど採用されているのか。

→ 平成 15 年に提起された土地所有権確認等請求事件においては、平成 18 年 5 月 30 日に高等裁判所の控訴棄却の判決を判断理由として、訴訟経過に照らして被控訴人が提出した証拠書類の信用性には多大な疑義が生じるところで、高等裁判所が摘出した数点の証拠書類は、個々に検討しても信用できない、とのことであり、本市の準備した弁論が判決に影響を与えたものではないと考えている。

原告も 50 近くの証拠を提出していると思うが、それについては、どういう認識を持っているのか。

→ 控訴審判決によると、本件を控訴、棄却するというので、まず裁判所の判断としては、控訴人、原告の請求は理由がないものと判断する。

その判断の理由としては、本件全証拠によっても、Aないしというのは、控訴人の祖父が土地を所有していたこと及び控訴人の母及び控訴人の本件土地の贈与を受けたことを認めることができないと。

訴訟の経過に照らせば、控訴人提出の各章の上記各証拠の信用性には、多大な疑問が生じているところであるが、支持した各証号には、ここに県としても信用ができない。

控訴人の祖父の跡取りとして沖縄に戻った本件土地の所有権申請をせず、被控訴人が本件土地について所有権を申請したことに対して、本件訴訟を提起するまで異議を述べないことは、所有権の態度として理解できない。

全証拠によっても、控訴人の祖父が大正 14 年頃から本件土地を占有したこと、控訴人の祖父が昭和 10 年頃から本件土地を占有したこと、控訴人の母が昭和 20 年頃、本件土地を占有したことを認めることはできないという判決になっている。

判決内容では、原告の主張は退かれています。本委員会で主張（真和志村の 2 点セット、同一筆跡等）されていることも、裁判の中ではあったのか。

→ 過去の判決記録からすると、中身よりは、それ以前に相手方の請求に理由がないという判断になっていると思う。

財産の争いは行政、議会で処理できる問題ではないと思う。

裁判所で争うのが筋だと思うが。

→ 市民の財産を預かる立場の者として、行政の一存で財産、所有権を放棄する、そのような議案を出したりすることはできないと考えている。

所有権の争いについては、どちらの主張に真実があるか、それを訴訟、司法の場で判断を委ねるにほかならないと考えている。

● 照会のあった資料関係（A：委員から依頼のあった沖縄県森林課への照会の結果について（保安林の件）、B：保安林に登録した 5 筆の登記簿謄本について）

保安林の件について、県への問合せを行ったらしいが、もともと保安林ではなかったという見解でよろしいか。

→ 沖縄県の森林管理課に訪問して確認したところ、この照会に対しては地番が特定で

きなかったために、土地台帳なりと照合ができなかったという回答であった。

旧字上之屋泊後原 191 について、皆様方は保安林と言っているが、保安林という認識で間違いないか。

→ 戦前の明治 44 年の官報で確認したところ、真和志村字天久 1380 番地、1401 番地、1417 番地、1434 番地、1435 番地。以上の 5 筆の土地が保安林に編入すると官報に記載されていると説明してきている。

5 筆は、明治 44 年に保安林に編入されているのは官報確認できている。1 回目の所管事務調査の提出資料の 2 ページ目に旧保安林と記載されている。その部分について伺っている。

→ そこは、戦前、天久 1380 番地や 1401 番地などについては、戦後、字上之屋に改称されたものと考えている。

ただし、それを突合するような書類が、確認できていない。第 1 回目の所管事務調査の 2 ページの地図と、それから第 2 回目の所管事務調査でお示ししました保安林解除調書に添付された保安林解除図、こちらの地図の形をもって、字上之屋上之屋原 201 番地が、こちら字天久 1401 番地だと推察している。

之屋上之屋原 201、295 の 5、6、7、そして上之屋泊後原 191 の部分について、提出した資料で旧保安林となっている。なので、保安林という認識を改めて確認している。

→ 天久の官報の 5 筆と、質問のあった部分を、相関性を照合する資料はない。保安林解除調書の添付図面、その位置、地形等を基に、これが官報にある 5 筆の保安林という認識の下に、我々は認識している。

明治 44 年の地番天久 1380、1417、1401、1435、1434、道路で解除した部分を除いて残ったのが、残地が 4,309 坪。これが 201、191、205 の 5 や 6、295 の真ん中ということではよろしいか。

→ 明治 44 年の官報で 5 筆の土地が保安林に編入され 4,356 坪。

その後、昭和 7 年と昭和 9 年、保安林の解除が行われ、解除されたのは 47 坪、残地として 4,309 坪、戦前あったと確認が取れている。

戦後、こちらの土地について土地所有申請をした土地については、字上之屋泊後原 191、字上之屋上之屋原 201、字上之屋上之屋原 295 の 6 と 295 の 7、こちらが合わせて 4,809 坪となっている。戦前 4,309 坪であったものが、戦後の申請時に 4,809 坪に

なっているという点は、分かる書類がなく確認できていない。

字上之屋泊後原 191、201、295 の 5、295 の 6、295 の 7 の地目は何か。

→ 土地所有申請時の地目について、泊後原 191 番地、上之屋原 201、295 の 5、295 の 6 とともに原野となっている。

明治 44 年の保安林 5 筆が、法律で決まっている保安林解除の申請はなく、なぜ原野で申請しているのか、1 筆は■■■■■の自宅である。上之屋原 295 の 7 については。

→ 沖縄県の森林課へ訪問し確認した中で、戦前に指定されていた保安林が戦後どのように取り扱われたかについては、沖縄県も資料が残っていないと確認できない、という状況であった。

また、先ほど委員より 295 の 7 との話があったが、上之屋原 295 の 7 については、1946 年に 295 の 5 から分筆した土地となっている。我々が戦後、土地所有申請書を提出したのは 295 の 5 と 295 の 6 である。

明治 44 年に登録したものは、県ではなく、林野庁に確認すればあると思うが、林野庁は確認したのか。

→ 沖縄県に確認しているところで、国が把握している保安林は国有林であると。その他は民有林という扱いになって、都道府県が管理するものになっている、国については、国有林だけではないかというアドバイスを受けたところである。

林野庁に直接確認を取ったのか。

→ 保安林管理所管の体制について、国有林は国が管理し、それ以外の民有地である保安林等は県が管理するという仕組みについて、県のほうから説明を受けたところである。

今回の事案は、明治 44 年以降の戦前、戦後にまたがるので、直接国へ確認をする必要があるのではないか。

→ 県の森林課へ確認をしてきたが、改めて、林野庁でどういった資料を持っているのか、また、どういった問合せの仕方ができるのか、持ち帰って確認させていただきたい。後ほどまた委員の皆様へお伝えしたい。

明治 44 年に保安林に登録した 1380 から 1434 までの 5 筆について、登記簿謄本を取

ったところ、その場所がなかった。それについて認識をお聞かせください。

→ 沖縄県の森林課に確認したところ、戦前に指定されていた保安林が戦後どのような取扱いだったかについては資料がなく、確認ができないとのことであった。

また、法務局にも先週、確認に伺ったところ、1点目に、天久の5筆の土地の証明書の請求があった。。これについては土地台帳、沖縄県にある法務局のほうで最も古い資料の土地台帳を確認しても該当がなかったという趣旨で、該当なしということで回答を差し上げている。

2つ目に、土地台帳での天久の地番は1200くらいまでである。

3つ目に、字上之屋は戦後に天久から分離し、地籍字として確立したものと思われるが、旧地番から新地番につながる資料はない。

4つ目に、土地台帳は戦後、税務署から移管を受けたもので、いつ頃作成されたかについては、法務局では分らない。

5つ目に、土地台帳作成の基となった資料は法務局にはない。

6つ目に、戦前の登記簿については、法務局でも消失しており、存在しないと。そのため、戦後に登記簿を作り直した、ということであった。

● 11号つづりについて（※その中で一筆調書、底地台帳、閉鎖登記簿、前所有者と思われる方に関する議論あり）

沖縄県立公文書館に保管されていた、真和志村天久樋川原、1160番地から2203番地までの1043筆の土地所有申請書がつづられて保管されていた11号つづりについて。

11号つづりの中で、1160番地から2203番地の中に、明治44年7月15日官報に告示された保安林の地番である1380、1417、1401、1435、1434番地の5筆も含まれているはずだが、1203番地以降、2202番地までの999筆が切り取られて、ない。

資料がない中で、戦後、土地所有権申請ができたのか。

→ 申請書が抜けているという話について、仮に抜けていたとしても、どういう経緯で抜けたのかは我々が知り得るところではない。

1380から1417、1401、1434、1435については、戦後、昭和22年に、申請書に基づいて申請したということを説明してきた。

早急に確認いただけないか。なくなっているという中に該当している、昭和22年の段階で申請したかもしれないが、その後、それが紛失している。

そのため、この間、謄本を取ったらなかった。そのためにも、先ほども言った、林野

庁への保安林の確認、台帳、保安林台帳、それから戦後の申請、土地所有権の真和志における第 11 号つづりについて、沖縄県立公文書館にある。

999 筆だけ、皆様方の 5 筆の土地も含めてない。それについて、もう少し確認をしていただき、明快な答弁をいただかないと、議論が進まない。

→ 資料がないことの確認は難しいと考えている。

先日から説明しているとおり、資料、明治 44 年の官報において、那覇区の所有の土地 5 筆が確認できたと。昭和 7 年、昭和 9 年の保安林解除調書を、こちらは国立公文書館のほうで資料を確認している。

そこに添付されている保安林解除図において、こちらの土地の形状、その位置するところを、戦後の字上之屋原の 201、泊後原 191 というところの説明してきた。

上之屋、戦後、上之屋泊後原とか、上之屋上之屋原という話があったが、これは戦前からあるのか。これは戦後だけなのか。

→ こちら、字上之屋の地籍、字としては、本日お配りした資料、資料の 15。47 ページ、48 ページ、49 ページにある。

沖縄総務部長、1946 年 7 月 30 日付で各市町村長宛てに、字区域変更及び改称方に関する件を発出しており、それを受けて、1946 年 8 月 13 日真庶発 237 号において、真和志村長は沖縄知事に字区域変更及び改称許可申請を提出している。こちらの 48 ページがその申請書、47 ページから 48 ページにかけての表が、字区域変更及び改称調書と表題とある。この中で、天久が戦後、天久から戦後、字上之屋の地籍が分離したと。

それから 49 ページの左下。沖縄民政府指令第 171 号で真和志村宛てに、「一九四六年八月一三日附真庶発第二三七号申請字区域変更及改称ノ件許可ス」と、こちらは 1946 年 9 月 13 日付、沖縄知事から許可証が出ているというところで、字上之屋の地籍としては、戦後にできたものと説明してきた。

皆様方がいう保安林、■■■■■の土地といわれているところ。そこは保安林で何かほかの事業を行うことはできるのか。戦前、戦後の保安林の中で。

→ こちらについては、資料を持ち合わせていないので、答えることができない。

実は戦前から、この■■■■■は、そこで薪を売っていた、炭にしたり、薪を売って。貴重な燃料なので非常に繁盛していた。そういう事実は把握しているか。

→ そのような資料を確認したことがないため、お答えができない。

戦後の■■■の周辺、子孫の皆様、10名近くが話をしている。

そこで薪業、薪の事業を行っていた。そして、周辺から、特に子供たち、自然の豊かなところなので、今でいう遠足やピクニックなどへ解放して、親子一緒に、そういう場所として使っていたところである。皆様方のいう土地が。保安林法からいっても、そういう扱いを戦前は少なくとも、法律上は常識的にはやらない。調べる必要があると思うが。

→ 委員から■■■■■という固有名詞が出て、■■■■■の土地であったという説明がある。

第1回資料の3ページ、5ページ、平成15年に提出された民事訴訟の控訴審の判決、前項証拠によつての、控訴人の祖父、これが■■■■■であるかと思うが、大正14年頃から本件土地を占有していたこと、訴訟人の祖父、■■■■■が、昭和10年頃から本件土地を占有したことを、控訴人の母が昭和20年から本件土地を占有したことを認めることはできないという、裁判所の判決理由を我々は尊重するところである。

裁判の確認として、その提供資料2がどういうものなのか分からないが、大正14年、■■■■■の所有になる前の所有者、■■■■■は貴族院である。

大正14年、当該、皆様方の保安林の土地、これ■■■■■に全部、売買されている。こういうものも、恐らく訴訟の段階で出してあるのかもしれないが。

大正14年以降に薪を行っているが、非常に喜ばれる場所として、高齢だが知っている方もまだいらっしゃる。人情味豊かな方で、皆さんのことを一生懸命やるような人だったらしい。

保安林で登録されたところでそんなことができるのか非常に疑問である。

それも含めて、事実関係を知り得る範囲で調べていただきたい。

→ 確認作業については、説明のあった中で、■■■■■の、この■■■■■、土地売買契約があるという話であったが、その資料を確認していないため何とも言えない。我々が今後そこを確認する上でも、その資料を提供していただくことが可能かどうかをお願いしたい。

資料は提供するので、確認できるか。

→ 資料を提供いただいた後で、資料、契約書を確認し、我々なりに確認作業をさせていただきたい。

土地の話として、筆の世界の界と書いて筆界と読むが、筆界について知っているか。

→ 土地については、筆というような形で、一筆一筆ごとの土地のものを筆としており、その土地の境界を筆界という表現で表示される、通常一般にそういうふうな形で表示されるものだと理解している。

この筆界は、1回これで決まれば、分筆しようが何しようがずっと変わらないと思っているが、それで間違いないか。

→ 土地については、権利者相互が立会いをして、その境界を確認したことが優先されるとことなので、お互いが土地の境界を確認したものについては、変更されるものはないと理解している。

底地台帳については知っているか。

→ 底地台帳については、認識はない。

土地の地番、地目、全てが入ったもので、今の登記簿謄本みたいなもので、ただ、登記簿謄本は所有者が変わる、今回の真和志の戦後の所有権が変わるような。

ところが、最初に筆界で確定した地籍等は、日本の法律では延々と残る。いろんなトラブルがあるため、それを確認する上で、本籍、あれは戸籍みたいなものである意味、謄本より重要なものである。それが底地台帳で、行政はそれをしっかりと記録保存しなければいけない。

その底地台帳も含めて、改めて保安林の土地、■■■■■の土地と言われてるものも含めて確認をしていただきたい。

→ 委員のほうからの内容は、閉鎖登記簿のことかと考えている。

通常一般に登記簿謄本が改正されたり、更新されたりとかするときに、改正される以前の登記簿については、一旦登記所内のほうで閉鎖をして、書庫等に保管をされるというふうに理解をしている。

そういった閉鎖登記簿があるものについては、現在の地番から申請をして、その地番の旧登記簿があるかどうかについて、登記所の確認を行うというのが一般的なので、現在の登記簿から遡って、閉鎖登記等があるかどうか、改めてまた確認することが可能かと思う。委員指摘のある地番等を教えていただければ、閉鎖登記簿等あるかどうか、その有無について確認をすることが可能かと考えている。

私からではなく、皆様方の提出資料にある、当該土地。

まず、真和志、明治 44 年、天久 1380 から 1435 の 5 筆。これ、登記所行ってもない、ただし、底地はあるかもしれない。地番は変わらないので。

そして、字上之屋泊後原 191、そして上之屋上之屋原 201、あと、29 の 5、6、7。この 5 筆についても確認をしていただきたい。

→ 先ほどの答弁で、登記簿、登記事項証明書の請求書の件で、法務局に出向いたと説明を行っている。

その中で確認できたことが、法務局においても、戦前の登記簿は焼失しており、戦前のものがないという回答であった。

また、現在の登記簿から遡って、簿冊になってる、閉鎖登記簿になると思うが、こういった簿冊。その前が、土地台帳という説明を受けた。

その土地台帳自体が、税務署から移管を受けた法務局、戦後に改めて登記簿をつくり直しているという状況の説明を受けている。

土地台帳の基になってる資料は法務局においてははないというような回答を受けている。そのため、我々が確認するとすれば、現在の登記簿から遡って、簿冊のもの、閉鎖された登記簿があったらそれで、土地台帳までのものだと認識をしている。

真和志の抜けた 999 筆について、11 号つづりがある、改めて確認をしていただきたい。

(委員長発言)

委員の質疑中で当局に対しての確認があった資料については、一旦、委員長のほうに提出をしていただいて、その資料名、あるいはその資料の存在する場所等について、委員長のほうで一旦いただいた上で、委員長から総務課のほうに提出をした上で、その資料についての確認、お答えをお願いしたい。

→ 今、委員長がおっしゃいましたように、資料を提供いただいて、その資料を見せていただいた上で、我々がこれについて調査ができるのかどうなのかも含めて判断したい。

● 3 回の審議を通して（要求資料に対する取扱い、所管事務調査の本来の目的、今後の展開）

今回で 3 回にわたって行われている。毎回説明と資料を提供いただいております、ほかの委員から、国に確認をする、公文書館でさらなる確認をする、といったことをすれば延々と資料というのは、もちろん発掘しようと思えばできる。

現時点において、那覇市に残されている資料、これまでの裁判や所管事務調査の中で皆様が確認してきた資料、そういった中の資料についてはある程度出し尽くしたとのか、それとも、自分たちとしてはまだ所持しているものがあるという状況なのか、その点について確認できるか。

→ 今回の土地問題に関しては、3回の所管事務調査を含め、それから、過去の本会議におきましても、幾多の質問に対して、私ども丁寧に答弁をしてきた。

答弁するに当たっては、登記簿、市側の保管資料をはじめ、国立国会図書館や国立公文書館、沖縄県公文書館、沖縄県立図書館などの保管資料や文献を確認するとともに、那覇市史、真和志史、土地連のあゆみ、那覇市水道史など、可能な限り調査研究をしてきた。

その調査結果を基に、今回、3回の所管事務調査を含め、丁寧に、誠心誠意、資料も出しながら答弁をしてきたものと認識しており、現時点において、これ以上の説明資料は持ち合わせていないと認識している。

前段どころか、もう恐らく特別委員会をやっても同じぐらいの資料しか持ち合わせて、もう既にないというような状況ということが分かったかと思う。

それとあわせて、だから、そもそもの発議が土地の所有に関する ことということであったわけなんですけども、先ほどもしかしたら、午前中の古堅委員の質問と重なるかもしれませんが、最終的にこれを突き詰めていって、例えばどこかにミスが、どこかが不明な点があった、じゃあ不明な点があったからといって、例えば土地の放棄とかそういったものを行政の手續、例えば議案として出すような、そういったことが安易にできるのか、それとも、それはやはり、もしそういったことが明らかになったり、こういった資料を読み込んでいった上でも、やっぱり一義的にはこれは法的な手續、例えば場合によっては裁判で争うとかそういったことを経ないと、そうそう簡単には動かせるものではないのかということも確認できるか。

→ 市民の財産を預かる行政の立場としては、公有地を保有し、適正に管理運営する義務がある。

また、当該土地は、第三者への対抗要件である登記も備えており、現在は多くの市民に水道水を配水する泊配水池、安里配水池、あと、水道局の庁舎の施設が建立している重要な行政財産である。

所有権の争いについては、行政のほうに判断する権限はなく、司法の場において争われるべきものと、顧問の弁護士のほうからもアドバイスをいただいております、これらのことを踏まえて、本件土地の所有権について、行政判断による解決は不可能であり、

所有権の確認については、司法の判断に委ねざるを得ないと考えている。

今回の所管事務調査は本来、やはり手続がどうであって、それについてやはり、委員は皆、情報共有していないから、その所管として都市建設環境委員会において、委員同士で共有することでまた会派にも持ち帰り、それぞれどういった対応を今後取るべきかという判断しよう、というのが今回の所管事務調査の本来の目的だったと思う。

本員の中では非常に、これまでの様々な議案や問題があったが、その中でも、一二を争うぐらい内容を把握して、ただ、その中でまだ執行部が答弁する内容と、委員によっては、まだそこに疑いがある、事実ではないということが指摘される方はいると思う、建設委員会の所管事務調査という場において、これをさらに議論を掘り下げていったり、意見を対立させていって争うというのは、当初のこの所管事務調査の設置目的からも、もう既に超えていってる気がする。

これについては、委員長の中で、どこかで折り合いや、少しの整理というものを、先ほどこれ終わった後の議員間討議含めてあるということであったが、付けていただきたいなと要望させていただきたいのが一つと。

先ほど、執行部からもその資料は全て出した。そして、場合によっては、法的な手続になれば、それに対してしっかり挑むという話もあり、それは当然のことで、この土地に関わる市民の方からしたら、それはもう命をかけたような議題になっていて。

ただ、同時にやはり、この所管事務調査という場であまりにも引っ張り過ぎて、結論が出ない場で引っ張りすぎると、また同時に職員の皆様だって、ほかの水道業務も本来あるところを、ここに時間を割くことが、ほかの市民の方々にとってどれほど有益か、不利益を被るかという問題もあるので、これについては、やはり深掘りも当然必要だし、それは当然やるべきであるが、少し、本来の所管事務調査、この委員会としての意義に立ち返っていただいて、その後、特別が行われるのか、もしくはほかの形取られるのか、例えば一般質問でさらにやられるのか、そこはそれぞれ委ねるところだと思うが、そこは少し時間のことも内容のことも含めて対応いただきたいというのが今回、非常にこれだけ本員も詳しく見せていただいての判断なので、そこを改めて確認させていただきたい。

● 字区域変更及改称方に関する件について

資料 15 の、字区域変更及改称方に関する件について。

大正 9 年に一般町村制が施行され、その際に天久より上之屋が分離されており、その

時点で、字上之屋にはなったのか。

→ 行政字としての上之屋であるため、地籍字というものではない。地番を付するために地籍を通すものではないと認識している。

字上之屋の5筆の土地の地番5筆について、字上之屋の地番は、1946年の決定を受けて、字上之屋という改称になったのか。

→ 49 ページの下段にあるとおり、1946年9月13日付で沖縄民政府指令によって、真和志村からの字区域変更及び改称の件が許可されたものと考えている。

それまでは、字上之屋という地番はなかった。1946年9月13日の指令までは、字上之屋という地番はなかったということか。

→ 戦前については、字上之屋という地番はなかったと考えている。

それ以前はどういう呼び名だったのか。天久から分離して字上之屋になっているということは、字天久上之屋だったということか。

→ 48 ページを確認ください。字天久からその一部、6つの小字が字上之屋に分離したという内容である。原名（ハルナー）としては、下の段、原名、小字となっており、上之屋・前田・寺原・西寺原・泊後・後苗代という小字があったというところである。

字上之屋の泊後はあるが、泊後原は、ここには入っていないが、その点はどうなのか。

→ 小字は原名とも呼ばれており、例えば上之屋原や泊後原について、正式なものは上之屋になると思う。上之屋原、泊後原というものでも、小字といえ、そういった原がついていると考えている。

字上之屋という地番は先ほど確認したとおり、1946年以降しか使われてない地番ということで理解してよろしいか。

→ そのように考えている。

【議員間討議（3回目）】

本委員会の所管事務調査の調査目的に沿った形で、どう整理していくかを判断すべきである。延々と資料要求を行うこともできるので、そこは、場合によっては採決になっても次の形を求めるのか、ほかの方法を求めるのか、そこは会派の考え方だと思うので、

一旦、本委員会での本来の目的に沿った調査報告の形をつくるような形に、そろそろ持っていったほうがいいと思う。

当局、いろいろ資料の準備をして提出いただいております、調査の中で委員の側から、資料を提示して確認をさせて持ち帰るというパターンになっているので、資料提出があれば、前もって提出いただき、その資料を確認してもらった上で、当局に出席を行っていただきたい。非常に時間のロスを感じる。

● 11号つづりについて

真和志村の天久樋川原 1160 から 2203 番までの、トータルで 1,043 筆の土地所有申請一式が、11 号つづりとなっている。

真和志村の 1 万 5,100 筆の中の土地所有申請のつづりがずらっとあり、皆様方の提出した土地所有申請書の中にも、第 11 号と書かれている。

その中の 999 筆がなくなっており、抜き取られており、真和志村字天久の 5 筆の保安林、1380、1417、1401、1435、1434 の該当する資料もない。再度、説明を求める。

→ 土地所有申請書の資料は、沖縄県公文書館にしか保管されていないため、確認依頼のあった資料をもって確認をした。

1 番が 1202 番の土地所有申請書から、次のページについては、2203 番という土地所有申請書の、連続してそれにつづられているということが、確認は取れた。沖縄県公文書館の方に確認したところ、公文書館の方は、地番が飛んでるというような表現を使用されていたが、なぜ飛んでいるかについては分からないという回答であった。

我々としては、これ以上の調査はできないということで、今回の資料の、1202 番の土地所有申請書と、2202 番の土地所有申請書、連続したものを提出させていただいて、さらに一筆限調書のほうで、こちらが連続しているということを確認したということの説明したところである。

1202 番、それから、2203 番の確認はしたという説明だが、その間の 999 筆がない。公文書館の担当は、資料がなくずっと前の話だから、分からないという話になると思うが、皆様方の話している 5 筆も含まれており、何の見解もないのか。これ以上調査はできないということか。

→ 前回までの所管事務調査において、那覇市の土地は、明治 44 年の官報において、真和志村字天久の土地を、5 筆の土地を保安林に編入したということを確認していると説明してきた。

その後、昭和 7 年、昭和 9 年において保安林の解除が行われ、こちらのほうは国立公文書館などでの資料で、所有者が那覇市であるということを確認している。この間、那覇市の所有であったと説明させていただいている。

その後、沖縄戦で、地籍図、公図等、そういったものが焼失したために、戦後、米軍の指令に基づきまして、土地所有権の確認作業が行われたと。

その責任を委ねられた、沖縄諮詢会、総務部が発出した文書等によって、手続の概

略が示されて、その指令を踏んで、我々は申請を行った、その土地については、真和志村字上之屋、泊後原 191 番地、字上之屋 201 番地、295 の枝番が続いており、字上之屋については戦後、諮詢会とのやり取りでもって字上之屋の解消がなされたと説明してきたところである。

我々は、真和志村字上之屋の土地所有申請書を提出して、そういった土地所有権委員の精査を受けて証明書が発行されて、那覇市の土地の所有権を確認したというところで説明してきた。

999 筆が抜き取られたことについての見解はないのか。前後はあるからということで済むのか。

→ 土地所有申請書については、飛んでいるのは確かにある。

さらに私たちのほうで調べた結果、一筆限調書によると、土地所有申請書と、1202 と 1203 番地ということで、こちらの所有者等が一致しているというところを説明してきたと認識している。

→ 11 号つづり、土地所有申請書。戦後、土地所有申請の時期においては、我々はこれを申請する立場にあって、それを受理、保管する立場にはなかった。戦後の今も、これについては、我々が保管する立場になく、その一部がなくなったことの原因は、我々が知り得るところでない。それを我々は管理する立場にもないので、我々の見解はできないものと思っている。現在、文章管理をしてる公文書館の職員に聞いたところ、分からないとの回答になっている。

戦後の■■■■■の土地だと言われていた上之屋の泊後原や上之屋原の土地は、戦後から、そういう地番になっているという説明で間違いはないか。

→ 前回、3 月 15 日に御説明した資料、那覇市史のほうの資料をつけて、説明してきた。

1946 年 7 月 30 日、諮詢会の総務部長から各市町村長宛てに字区域変更及び改称方に関する件という通知が出されている。こちらは字の区域や字の変更をすることはあるか、という通知になっている。

それに対して、1946 年 8 月 30 日付、真和志村長から、沖縄知事に対して、字区域変更及び改称許可申請というものが提出されたと説明を行っている。この中に、3 月 15 日付の資料 48 ページの上の表には、天久から天久の 18 字のうち、天久には 11 字を残す、上之屋には、そのうち 6 字を分離する。残り 1 字は銘苅へという記載がある。

下のほうには、字区域変更及び改称調書摘要欄の説明ということで、新しく分離させる上之屋には、上之屋原、前田、寺原、西寺原、泊後、後苗代という 6 つの字の記

載がある。

理由書のほうも説明させていただくと、本村の行政字は、飛んで、大正9年一般町村制施行と同時に天久より上之屋が分離して、と続く。本村部落の変遷は以上に列記せる通りなるも右部落は単に行政運営上の便益に止まり他の機構取扱は総て旧字単位にして行政字と混同し支障多くして完全なる運営を期すること甚だ困難の状態にありたり。故に今回従来分離発展を遂げたる現在二十三ヶ字を基礎として行政運営を計ると共に戸籍及財産の表示土地の地番地区に至る迄で右二十三ヶ部落を単位に変更及改称をなし以て村民の部落愛と便益を計らんとす、ということで理由とされており、こちらが1946年9月30日、沖縄知事から真和志村長宛に、「一九四六年八月一三日附真庶発第二三七号申請字区域変更及改称ノ件許可ス」と文書のやり取りが確認できている。

それでもって、従来の行政字から地籍字になり、字上之屋が誕生したと考えている。

明治36年10月21日、沖縄県第36号をもって、土地区画整理事業が大体終了しており、島尻、この中には真和志村入っており、中頭、国頭郡内村の分合配置区域字名ということで交付されている。

その中に天久村の字があるが、その中に、字上之屋原、字泊後原もあり、明治36年からこの地番、地名はある。

それで、途中、戦後の大混乱で、きちんと整理をしなければいけなくなったため、天久村で幾つか、今説明のあった話もあるが、戦前からあるものがほとんどである。新たについてわけではない。

前回の委員からの質問でも、上之屋原は、上之屋というのは、戦後についてと、明確に答弁している。

一番参考になる書籍があり、県立博物館の館長の田名真之さんが書いた本で南島地名考というのがあるが、読んだことあるか。

→ 一度拝読したことがある。

大変な力作となっており、戦前そして戦後の特に混乱期の土地について、また、戦前の軍府令、県令等も含めて、きれいに整理されている。

この本の内容に照らし合わせると、これまでの答弁内容は見間違いだと思っている。前回答弁のあった上之屋の地番について、戦後という答弁は間違いなのか。

→ 字上之屋の地籍が確定したのは、戦後のことだと考えている。

◎ 軍政府がやった地籍は戦後の話である。

ところが、戦前の字天久、泊後原、あるいはその字上之屋原や泊後原は戦前からあり、明確な答弁としては、字名を地籍にしたということである。

● 真和志村字天久 1380、1417、1435、1434 は、泊にあったのではないか。

那覇市史にある、区分所有、財産所有の中に皆様方の、真和志村字天久 1380、1417、1401、1435、1434、この5筆が明治42年、明治43年の2年にわたって財産目録に一切載っていない。本会議で質問したところ、地番が一緒だからこれは真和志村のものであるとの答弁があり、その証拠は何かと質問をしたら、証明できるものは現在手元にないとの答弁があった。

公文書である那覇市史、同じ地番で、字泊 1435、1434、金山、これ黄金森のことらしく、1391、1401、1417、1380、4筆あるが、高マサへ台瀬病院と明確に書かれている。これが本来の保安林ではないのか。泊にあったのではないか。皆様方は真和志にあると言っているが、エビデンスがなく推測での答弁しか行われていない。

明治42年、43年の那覇市の財産表の中に、真和志村字天久の1380以下4筆が載っていない理由について伺う。

→ 我々としては、保安林の位置については、昭和7年、昭和9年の保安林解除調書にあるように、解除地の現況を那覇市立泊小学校の北方に位置する南向き急斜地にして、30年来リュウキュウマツが甦生すると、また、村道上之屋銘苅線改築工事に伴うものと記載されている。

泊史の中には、泊と真和志の境界は、泊小学校のすぐ後ろの民家集落で近接していた。あとは、泊史の高マサへに関する記述によると、天久に行く農道を境にして、黄金森の西方につながる泊浄水場の東側一帯の丘陵である。

泊小学校の北西の台地で、戦前は泊小学校の裏門から通路があり、四、五分でここに達したというような、様々な文献から、保安林の位置については、字天久の位置にあると認識している。

同じ地番の同じ数字、地番のものが、字泊のもので、台之瀬病院というのは、今の泊の外人墓地のあの敷地の上のほうなのにあるのか。

同じ地番のものが、真和志にもあり、泊にもあり、正式な公文書の区分財産表の中には、ちゃんと明記されている、泊。しかし真和志村のものは、あくまで類推でしかない。

なぜ、この中に同じ地番の泊区で、台之瀬病院も、周りは全部山林であり、そういつ

たところも保安林としてあった。

→ こちら下のほうには、表の見方について、那覇区、明治 42 年 12 月 31 日現在の財産表ということで記載がある。

次のページめくっていただきまして、11 ページ目、上の中段あたり、区有財産の部という土地があり、そこに土地が記載されている内容となっている。

右隣の 12 ページ目を御覧ください。

一番上のほうに少しマーカーをしているが、1435、1434、金山。1391、1401、1417、1380 高マサへ字垣花ということに 42 年になっている。

次に 20 ページ目、こちらは、那覇区明治 43 年 12 月 31 日現在の財産表になっており、下のほうに区有財産の部、土地とあり、右側、マーカーで引いている 1435、1434 金山、1391、1401、1417、1380 高マサへ、そしてここに台之瀬病院ということで、追加されるような形で記載がされていると思っている。

その後に字垣花といった、また別の地番が財産、土地が続いている内容の表になっているかと思っている。

また、23 ページ目、赤で囲っている。

明治 43 年 2 月 25 日、県の、県有不動産無償譲渡の件ということで、台之瀬伝染病院敷地 871 坪などを、本区、伝染病予防上ノ使用ニ供スル為メ無償にて譲渡受クルモノトス、ということで、確かに 43 年に、これは譲渡を受け、県から当時那覇区に譲り受けたものということの証と思っている。

少し前後するが、それもあり、21 ページ目の明治 43 年 12 月 31 日現在の表には、この台之瀬病院が加わって登録されたものではないかと。そういう事実関係から、那覇市史の載っていることから、そういったことが読み取れると思っている。

当局において、なぜ記載があるのか、あったのか、なかったのかという点については、当局のちょっと権限も超えているので、その点には分からないということで答弁させていただきたいと思っている。

明治 42 年、43 年、皆様方が説明している真和志村の、天久の保安林の 5 筆の地番が全く一緒である。もし、真和志の天久に保安林があったならば、那覇区のものとなる。那覇市所有（昔の那覇区）のものであれば、財産目録に明確に入るはずである、2 年にわたってなぜないのか、字泊の台之瀬病院や黄金森とかは那覇区の財産として明確にここに表記されている。

この中にある地番、ここに保安林があったと本員は考えているが、皆様方はどういう見解を持っているのか。

→ 那覇市の財産表について、42年には、先ほど委員指摘の台之瀬病院はなく、43年に無償譲渡を受けて入ってきている、追加されているという認識であり、我々の土地が真和志村字天久にあったのは、先ほど来説明している明治44年の官報、それから解除調書等により、我々としては真和志村字天久ということで答弁を行っている。

明治43年、12月31日末現在の決算表に無償譲渡で台之瀬が入っている。

それが7か月後に保安林になったのではないか。その点については、どう説明するのか。

→ 43年に台之瀬病院という記載はある。42年には、12ページには、高マサへの後は字垣花と続く記載になっているので、42年当時、台之瀬病院はなかった。

高マサへと台之瀬病院は別物ではないかということで説明をさせていただいているが、なぜこのような形、区切りがない、入ってきたのかという記載方法については、我々も分かりかねる。

今の説明は理屈である。明治43年に地番の中に間違いなく高マサへ台之瀬病院が入っている。そして、7か月後には保安林になっている、この地番が。これを明確にしていきたい。さらに、真和志村天久の地番も那覇区の財産に一切ない、これについては、どう説明するのか。

→ 那覇市史の財産表の中に、金山1391、1401、1417、1380高マサへってある、この中に真和志村とかいう表記がないことについては、当時どういう規則性で表記されたか分からないため、これについてはお答えすることができないが、先ほどから我々が一貫して説明しているのが、我々のいう保安林というのは、天久に5筆、これは明治44年の官報で編入されたことを確認している。

これについては、県の統計資料で、43年には真和志村には保安林がなかったものが、44年に、この官報の土地と、合計とほぼ一致する面積の土地が統計書に確認されている。

そのことから我々は、この明治44年の官報によって編入された土地、この土地が統計書に出てきてる、44年から統計書に出てきた保安林だと考えている。

また、その場所については、昭和7年、9年の保安林解除調書の中の、解除地の現況、あとは解除図の方位、位置、地形、隣接する特殊な地形の墓地などからあわせて、我々は天久にある土地が我々の保安林だということで説明してきたと考えている。

昭和7年と9年に出された保安林解除調書について、①1401の解除図で道路の反対側

の 1430 の畑について保安林解除の申請をしている図面について、②図面にある墓地について、③本当にこれを農林大臣に出したのか。沖縄県のほかの資料はみんな沖縄県で提出しているのに、なぜこれだけ琉球国で提出されているのか。

途中に稟議を行い、市町村担当から県に行き国の林野庁へ行って、最終的に今の農林大臣まで行くはずである。

本当にこの資料で提出したのか、別の資料があるのではないか、そういう疑義が生じるおり、そうなった場合、前提が崩れることになる。だから聞いている、本当に本物なのか。

→ 琉球国について説明すると、明治 12 年の沖縄県設置以降、琉球国という記載がある文書等があるのかを確認したところ、国土地理院のホームページから確認した大正 8 年、1919 年、測量、那覇 2 万 5,000 分の 1 地図において、沖縄県、琉球国、中頭郡、首里区、那覇区、島尻郡という記載があったことから、昭和 9 年当時、こういう琉球王国と表記する事例として混在していたのではないかと、そういう可能性がある和我々は考えている。

→ 解除調書の見取図の筆界について説明をするが、その前に恐らく、お手元に委員がおっしゃっているこの一応、解除調書の見取図というのがお手元にないんで、なかなかこれについては理解できないと思うので、資料をお配りして説明したいと思うがよろしいか。

また、解除調書の見取図の筆界について山林 1401、その右側に道路があり、その道路を挟んだ三角地、その三角地の横に 1430 という土地がある。

この解除図は 1401 の解除図でありながら、1430 の土地を解除したことになっていないかという質問だと思っているが、去る本会議の一般質問でも答弁したが、我々はこの 1401 の筆界は、この道路を隔てた向こうの 1430 との境界のこの線までが 1 筆で筆界だと考えている。調べたところ、めがね地という表記上、公図上の表記があり、1 筆の土地の公図上、道路等を挟んで存在する土地をめがね地といい、道路等を挟んだ 2 つの土地、これは一筆の土地であることを示すため、めがね印、または線印ということで、線で結んで両方の土地を示す方法があり、これが 1 筆で 1 つの筆界という土地の表記方法ということがあるのを確認している。

解除調書を確認すると、1401 の白い土地の部分と、道を隔てた三角地の解除したところに線で結ばれているのが確認できると思っている。これが我々のめがね地で、これがめがね印もしくはひっかけ印で、線で結んで 1 筆であると表記をしたと考えている。

墓地については、見取り図と同じ地番の土地があることについて、一筆限調書で確

認できている。

第2回所管事務調査で提出のあった資料18ページの見取図、201について、原と書かれており墓ではなく、原野となっている。

→ 解除図を確認すると、原と書かれているのがこの場所というのを確認できる。これが墓かというのは、一筆限調書の中に地目が墓地ということで記載されているのを確認している。

昭和9年の解除図が、戦後、これと同じ土地だということを、1401が201であると申請をしている。そのときには墓地が明確にある。しかし、この見取図には、墓地ではなく原と書いてある、原野となっている。

墓だったら昭和9年の資料で、皆様方が言うように解除図で出ているのであれば、戦後の土地所有申請時の昭和22年にも、この図を出すはずである、皆様方が提出するのに、明確に墓地がないのは矛盾している、何で原野になっているのか。

→ 今、手元にこの202の枝番も振られているが、墓地の一筆限調書というものがあり、その中に地目というのがある。11筆。その中に1筆だけ原野という地目があり、それを捉えて、原野という表現をされた可能性があるのではないかと考えている。

11筆のうち1筆だけ原野で、あとは全部墓だったら、明確に墓と書くのが常識ではないか。おかしくはないか。

→ 明確な回答は持っていないが、201の申請書以外に、墓地の下の方にも土地があり、その隣の申請書の見取図も、大きく固まりで表記されているのを確認している。

昭和9年の解除図には、明確に墓地があった。戦後の土地所有申請、軍政府の指令をもって、皆様方は提出している。正式な公文書として。

その中に、1401がこの201、本来ならば全部区分けして、解除図の際に、昭和9年と同じように書かないといけないはずである、なのに原野である原と書かかれている、どっちが正しいのか。

→ 11筆のうち1筆が原野で、残りが墓という地目の中で、なぜ原野と書かれたかについてはわからないが、解除図のように区分けして書くべきではないかという質問に対しては、この墓地の下にある土地の申請書において、同じような形で区分けしないで表記されて申請されているのを確認している。

その当時、この申請書に載せる隣地に関しては、必ずしも区分けをしなくて表記しても、問題はなかったのかと考えている。

問題なかったとなぜ言えるのか。

→ 土地所有申請の見取図は、あくまで申請する土地を示すもので、隣地についても詳細に示すべきだったかどうかについては、お答えすることはできない。

前にも議論になったが、土地所有申請の保証人について。

那覇市の土地所有申請について、隣地が確認できないということで、土地委員の方、全くこの土地とは利害関係のない人が、本来ならば2人書くはずだけど、1人の人が別の名前の人を含めて書いてある。

これを、先ほどのよく分からない、明確になっていない見取図と一緒に那覇市として所有申請を行い、それが受理されてる。これは違反ではないか。

→ 違反かどうかについてお答えすることはできないが、まず、我々、昭和22年の土地所有申請についで、米軍の121号の指令、それに基づいて、諮詢会から出された通達、そして、村の要綱に基づいて申請されているものと考えている。市で通知、用例に基づいて適正に申請されているものと考えており、これが村の土地所有委員会の精査を受けて、踏査、現地踏査、地図の作成、そして、その後、中央土地所有権委員会の公告縦覧を得て、布告36号に基づいて土地所有権の証明ということで、第4条のほうで疑義争いがないものとして正式に交付を受けているものと考えている。

また、この昭和22年の土地所有申請で、委員がおっしゃる字の土地所有委員の2名で証明されているものが多数確認されており、その中には、今、土地の主張をしている方々の準備書面に出てくる、ある方の申請も同じ保証人でされてる申請があるのを確認している。

土地所有申請書の基準等について

→ 土地所有申請書に記載された見取図が、どの程度の精度を持って記載されれば合格とされるのか、そういった審査基準については、ちょっと詳細な資料がないので、我々も分かりかねている。

また、こういった審査については、私たちがお答えする立場にないものと理解いただきたい。

土地所有申請は正式に提出され受理されていると思うが、それに基づいて、皆様方が

所有権、保全までやったという理解でいいのか。

→ 戦後の所有権確認作業については、土地所有申請書、字の土地所有権委員会に提出して、その土地所有権委員会のほうで精査、現地踏査、製図などを行った後、村に上げて、その村から中央土地委員会に提出するという流れの中で、また精査を受けて、さらにこちらが村に返ってきて報告、縦覧を経て、手続がなされてきたと理解をしている。その後、所有証明書をいただき、土地の所有権が確認されたという手続が段階的に踏まれておるというところで、私たちは適正な手続を踏んでいったと考えている。

公の土地であれば、基本的に保証人要らないはずである。那覇区は全部そうになっている。那覇市、那覇市、那覇市の公有地とか、台之瀬病院、外人墓地、公園も全部、保証人要らない、沖縄県もそうになっている。那覇区の所有であれば要らない。

ところが皆様方は、軍の司令ということで、手続は踏んだという説明だが、鑑定の結果、同じ人、筆名で2人の保証人も書いてある。こういう形で皆様方は提出されている。本来であれば違うはずである。

→ 県有地などについて、署名が必要なかったのかの明文化された規定なり、その書類があるかどうか確認したが、確認できていない。

本当に確認したのか。

→ 沖縄県公文書館にも確認をしたが、探索に至ることができなかった。

ただし、真和志村の中にある沖縄県有地、沖縄県有地、国有地については、確かに、署名がないということが確認できている。

真和志村にある那覇市所有の土地のほかにも、当時の首里市の所有の土地があった。こちらの土地所有申請書には署名がなされていることが確認できているため、他市町村に所在の土地について、そういったところが適用されていたのかどうかとまでは、確認することはできていない。

土地所有申請書に首里市の土地所有、真和志村にある土地の申請書には署名があったことは報告させていただく。

◎ 署名が一部にあったからといって、これが全てとは限らない。例えば、何万筆のうち、このぐらい署名があったなどと答えないといけないのではないか。皆様方は、一つを捉えて、全てであるかのような、印象操作を覚える答弁になっている。

時間がたっているからしょうがないが、後から確認したら偽証に近い答弁も多く散見される。本員としては、所管事務調査では限界があるため、委員長をして、百条委員会

でもって明確にしていいただきたい。百条委員会において偽証の答弁をすると、罪に問われるので。

また、裁判での証言等についても、裁判以降、新たな証拠も出てきている。

これまで、20 年余り久高議長をはじめ、多くの議員が議論を展開しており、上下水道局の前提が間違っている可能性もあるため、それを正すのは議会の責任だと思っている。裁判はいつでもできるので、議会である程度、調査を行うことが議会の責任であると本員は思っている。

● 土地所有申請にかかる米軍指令と諮詢会との関係性、真和志村字天久 5 筆の推移について

土地所有権申請について、本員としては米国海軍軍政府からの指令に基づいてやるべきだと考えられる、皆様方のこれまでの答弁は、それをひっくり返すような理論となっている。

総務部諮詢会の組織、権限は、米国海軍軍政府の指令を超えるだけの権限を与えていたとの説明があつたが、本当にそうであったのか説明を求める。

→ 戦後の土地所有権認定作業については、土地所有権関係資料収集に関する件、米国の府令 121 号が発端と存じている。

その中の 1 条に、沖縄における土地所有権決定の準備として、関係資料の収集は総務部の責任とするという記載があり、権限については、ここで付与されていると考えている。

また、諮詢会、総務部長は、土地調査に関する件、字区域変更等解消等に関する件等を発出しており、その通知に基づき、その都度、我々は申請を行ってきており、公告縦覧、図面を作って現地踏査等を行って、一連の行政手続を踏まえて認定されたと考えている。

海軍の軍政、司令部からの指令を超えて諮詢会に権限が与えられたという説明を行っているが、本当にその考えでいいのか。

→ 指令を超えているとの答弁ではなく、あくまでも沖縄における土地所有権決定の準備として関係資料の収集は総務部の責任とすると、米国政府の海軍軍政府本部指令 121 号には、そのように記載がされているということである。

これまでの答弁で、軍司令部の権限を超える権限を諮詢会に与えてると述べている。

その考えでいいのか。

→ 1946 年（昭和 21 年）に米国海軍軍政府から土地所有権関係資料収集に関する件ということで指令が出ている。これに基づき、同年に沖縄県諮詢会総務部から土地調査に関する件というのが出されている。

米国海軍政府の指令の中で、諮詢会の総務部がその責任者だと規定されており、この指令に基づいて、諮詢会の通知が出されていると思っている。

我々は、諮詢会のこの土地調査に関する件も、この指令に紐付いているものと思っている。そして、この指令、そして土地調査に関する件、諮詢会からの通知、土地所有申請要領に基づいて申請した内容に対して、昭和 30 年米国海軍政府布告 36 号で疑義争いがないものと認められて、土地の所有権の証明が交付されている。

つまり、30 年の 36 号、これは米国海軍軍政府の布告であるから、我々が出した申請に対して、それは適正なものだという判断が下されたと思っている。我々が基づいたのは指令に基づく諮詢会の要領、それを軍政府が適正なものだと判断を下したのだからと考えている。

完全に矛盾している。

1946 年（昭和 21 年）の軍政府から出された指令に基づかない形で提出された真和志地区の 2 点セットの書類、前所有者の記載がない。この書類については、完全に米国の海軍軍政府の指令に基づいていないのがはっきりしている。

その内容は、米国海軍政府布告 36 号に基づいていない。基づかなくてもいいと答弁しているが、本当にその考えでいいのか。

→ 前所有者の申告がないという件については、真和志村の土地所有申請書の中に、前土地所有者の申告がないのは確認している。

那覇市の申請については、1946 年の昭和 21 年 2 月 28 日の米国海軍政府指令 121 号、土地所有権関係資料収集に関する件により責任を委ねられた沖縄県諮詢会総務部から、1946 年、昭和 21 年 4 月 18 日に発せられた、土地調査に関する件の土地所有申請記載要領でこのように書かれている。

所有者死亡、もしくは行方不明または不在。これは例えば県外疎開等になる場合は、その場合は、親など近き者が前所有者、つまりここで言う前所有者は、亡くなるなど、そこにいない土地の所有者のことを前所有者といって、元の所有者に代わり申請するものとされている。

そして、死亡等の前所有者の氏名を記載して申請することになっている。

那覇市は、それに該当しないことから、我々の申請に関しては、前土地所有者の申

告がないものと認識している。

それも含めて、昭和 36 年の米国の 36 号の布告に基づいて、土地所有権証明ということで、疑義、争いがないものとして、土地所有権の証明が出されているものと思っている。

米国の指令に基づいて、諮詢会からの通知に基づいて行った申請については、米国海軍政府の布告に基づいて、これは疑義ない、争いがないものとして承認されたものと思っている。

疑義がないとかそういう部分で言っていない。

私が言うのは、諮詢会の組織にはどういう権限が与えられているかである。121 号の指令、布告に基づかなくても、36 号の布告に基づかなくても、諮詢会だけの規則に基づけばいいのかを聞いている。

→ 1950 年 4 月 14 日、米国軍政府本部特別布告 36 号、土地所有権証明の第 4 条の条文について。

土地所有権証明書を公示して縦覧に供した後、該証明書に異議または争いがない限り、村長はこれを承認して署名捺印し、申請人たる土地所有者に交付しなければならない。異議争いという表現については、言葉ではなくて条文になっている。

あなたたちが今言っている、諮詢会の規則に基づいて出された申請書というのは、121 号に違反している、36 号に違反しているのは明らかである。

違反してないのか。言葉で言わなくていい。

今の、この真和志地区の 1 万筆以上のものが全部あなたたちは 121 号と、36 号に合致してると言えるのか。

諮詢会の規則に基づいて出された申請書は、121 号、36 号に違反しているのは明らかである。真和志地区の 1 万筆以上のもの全部が、上下水道局は 121 号、36 号に合致してると言えるのか。

→ 121 号であるが、収集は総務部の責任とするというところは、説明してきたが、その後、総務部から、土地調査に関する件が出されている。

諮詢会の規則もつくられたものである。

米国の軍政府の指令を受けて諮詢会ができ、諮詢会は指令を打ち消すような規則をつくっており、皆さま方は諮詢会のものが正しいという言い方をしている。本当にそれでいいのか。

→ 沖縄諮詢会には米軍から様々な役割を与えられたものと考えている。

一方で、土地所有権の認定作業については、先ほど来、課長、副部長が説明しているとおり、指令の 121 号でもって土地所有権関係資料収集に関する件が出され、それについては、沖縄諮詢会総務部の責任とするとして、米軍は沖縄諮詢会総務部に責任をゆだねているものと考えている。

さらに、諮詢会の出した通達には、1946 年 2 月 28 日、琉球諸島米国海軍軍政府本部の指令 121 号により、沖縄本島西三群に対し土地所有権決定の準備としてということであつたため、米国軍政府の指令 121 号を受けて、諮詢会総務部長は、土地調査に関する件を發布しているというところを考えている。こちらのほうの委任を受け、作業を行っているという認識である。

皆様方の解釈は間違っている。米軍政府と民間との橋渡し役だと書いてあった。橋渡し役であつて権限を与えられてるわけではない。

米軍の権限以上のものを与えられているという観点から、解釈の間違いが起きている。米国軍政府の指令に基づかない形で申請が全部行われていることが、問題である。

天久の土地 4,356 坪。真和志村字天久の 1380、1417、1401、1435、1434 の 5 筆。

1401、■■■■■の 201、那覇市が裁判で勝ったと言ってる 201、同じ土地だと言っている。この 1401 の土地が、■■■■■の 201 に相当すると。そういうことで皆様方は、裁判で勝ったと話している。では、201 は何坪なのか、また、坪数は。さらに、1401 は何坪なのか。

→ 字上之屋上之屋原 201 番地として土地所有申請書に記載された坪数は、1,000 坪である。

同じ土地なのに、1401 は 864 坪、そして 201 は 1,000 坪になっているのか。なぜ、平行移動しないのか。

→ 3 月 15 日の所管事務調査でお配りした資料、保安林解除の図、天久 1401 の図であるが、こちらは山林 1401 の図となっており、こちらの西側に山林 1417 と接続した土地がある。それをもって、我々は戦後の 201 ということになっていると考えている。

1401 と 1417 の 2 つを合わせて 201 になったという意味でよいか。

→ 戦前、こちら 5 筆の土地を保安林に編入したということを確認したと説明してきている。また、戦争で公図等が焼失したため、再度、土地所有権の確認作業が行われた中で、201 番地の土地所有申請書が 1,000 坪で申請されていると考えている。

誠実な答弁を求める。元の真和志字天久の 1380、1417、1401、1485、1435、5 筆が、■■■■■の土地だと言われている。191、201、291。291-5、6、7、それに当たると言っているが、対比を求める。この 5 筆がどの筆になったかをはっきり説明いただきたい。

→ 戦前の土地があったこと、官報、保安林解除調書の中で確認していると説明してきているが、戦後、上之屋の地番については、上之屋の字と、字がつくられた、また、地番を新しく振られたということを前回まで説明してきた。

こちらの地番を突合する資料は、我々は持ち合わせてなく、戦前の土地が戦争によって公図等を焼失してしまったために、戦後、土地所有権認定作業の中で、そういった申請書を提出している。

字天久の保安林は 4,356 坪。しかし、この■■■■■の土地は何坪ある。6,000 坪余りになっている。6,128 坪。

何でこんなに差が出ているのか。差が出る理由を説明いただきたい。

→ こちらは戦前の土地と戦後の土地を突合する資料がないと説明してきた。そのため、4,356 坪が 6,000 坪余りになったところはお答えができない。

那覇市史においては、6 筆の土地が那覇市の金山、黄金森。高マサへに 4 筆あると。合計 6 筆あると。

我々、今、これまで把握していたのは 5 筆の土地のみしか把握できていないため、そういったところで、まだ私たちが確認できてない土地があったのかもしれない。

その辺は推測で申し訳ないが、5 筆の土地以外にも、委員からお示しいただいた土地が 1 筆追加であるため、こちらの方も、あったのかもしれないというところである。

明確に、真和志村字天久の土地が保安林になっている、旧保安林になったということを説明してきている。

では、保安林が旧保安林になっているのであれば、きちんと対比ができるように、誰が見ても、変わったとわかるように説明する義務がある。

→ 4,356 坪が 6,128 坪になったという点については、昭和 54 年の国土調査等にあり、こちらも以前より説明しているが、54 年の国土調査等で土地が確定して、それから 6,128 坪になったと考えている。

国土調査以前の問題である。■■■■■の土地は、いつまであったのか、区画整理によりそうなったのか、それは何年か。

→ 4,356 坪がなぜ 6,128 坪になったかという確認だったと思っている。

まず、191 に関しては、この昭和 54 年の地籍調査で約 2,500 坪が約 2,800 坪に増えており、上之屋原 201 については 1,000 坪が約 1,500 坪に増えている。

続いて、上之屋原 295-5 が、1,107 坪が、これは減っている。次に、295-6 が、202 坪が 236 坪というように、地籍調査で増えて、その結果、6,128 坪になっていると説明している。

今の数字は合っているのか、もう一度説明を求める。

→ まず、191 が 2,500 坪から 2,855 坪。201 が 1,000 坪から 1,477 坪。295-5 が 1,107 坪から 217 坪と 1,342 坪。これは後ほど分筆しているので。次、295-6 が 202 坪から 237 坪。今の 5 筆、国土調査の 5 筆の合算は、2,855 プラス 1,477 プラス 217 プラス 237 プラス 1,342 坪、これで 6,128 坪となる。

そういう意味ではなく、この天久の土地 4,356 坪が、なぜ、説明のあった 6,128 坪になっているのかと聞いている。趣旨が違う。

→ 天久にあった保安林の 4,356 坪、昭和 54 年の国土調査によって 6,128 坪になったという説明を、内訳も含めて説明したものである。

諮詢会の組織的な権限、そして米軍指令 121 号の指令を超えるだけの権限が、果たして諮詢会に与えられていたのかについて。

→ 沖縄諮詢会は米軍から、橋渡し役で様々な役割を与えられてると説明してきた。一方で、米軍の指令 121 号では、沖縄諮詢会が総務部に責任を委ねるというくだりがある。沖縄諮詢会総務部長は、この指令 121 号を受けて、この土地調査に関する件を発出して、各市町村、市村、各 2 市 3 郡に発出し、その確認作業を行ってきた。36 号は、諮詢会が行ってきた作業がおおむね整ったので、米軍が認めて証明書を出す時期に来ている手続、布告を出している。

そういった形で、沖縄諮詢会には土地調査、土地の所有権確認作業において一定の権限が与えられていたものと、121 号によって権限を与えられ、それを遂行して、36 号はそれを追認したと考えている。

資料を提出するように言っている、口頭では求めている。

諮詢会の権限は 121 号のアメリカ政府の指令の権限を超えた形、市民に対してそういう権限を与えられた形で権限を行使しているから、そういう権限が与えられていたのか

について、文書での提出を求める。

→ 提供依頼のあった、諮詢会と米国の布令に関しての権限については、調べて、報告を行いたい。

【議員間討議（４回目）】

- ・特に意見はなかった。

● 米軍指令と諮詢会の権限

諮詢会の件も細かく調べていただいたが、昭和 21 年に米国軍政府指令の 121 号、これには、隣接主 2 人の氏名で所有権の申請ができるようになっている。

皆様方が昭和 21 年、22 年に申請したのは、土地委員 2 人の氏名で出されている。それも、土地委員 2 人の名前だが、1 人が 2 人分の名前を書いている。そのため、この署名は、本人たちではなく、役所が行ったのではないかと考えている。

諮詢会の中で、121 号に基づかなくても、申請はできるという文言はあるのか、教えていただきたい。

→ 121 号の中に総務部の責任とするということがあり、それを受け、土地調査に関する件というのが発出されていると考えている。

隣接地主の件については、121 号の土地調査に関する件の中に、隣地主が不明、または保証人選定不能の場合は、字土地所有権委員をして保証人たらしむことを得、とあるので、これを基に手続をしていると考えている。

隣接地主がいない場合、あるいは保証人になりうるような人がいない場合は、最終的な手段として、土地委員でとの説明があったが、諮詢会は諮問機関なので、全ての県民が不利益を受けないよう、そして、沖縄県民の利益が守られるように、そういう形でつくられたものである。

その中で、隣接地主がいない、あるいは保証人なるべくものが誰もいない……場合には土地委員とあるかもしれないが、■■■■■という人の土地は、非常に大きな土地で、隣接地主が何十名もいる、これは調査している、そういう土地である。しかし、皆さん方は誰にも当たったことはない。

誰にも聞かず、保証人にも調整せずに、また、土地委員についても、筆跡鑑定させたからはっきりしているが、2 人の土地委員が同じ人を書いている。

土地委員がこれを書いたら後で犯罪になるから、土地委員の名前を使って、第三者が書いたものだと思われる。

以上のことから、諮詢会は、そういうことが許される組織なんかと聞いている。諮詢会は、米軍司令を乗り越えるぐらいの権限を持っていたのか。

→ また、保証人として調整せずにということであつたが、説明してきているように、米国海軍司令本部第 121 号土地調査収集に関する件により、沖縄における準備として関係資料の収集は総務部の責任とすると委ねているので、本通知が発出されたと認識

している。

法律に基づかない、皆様方が多くいる隣接地主に当たったこともない、当たった経緯もない。周囲の人にそういう調査をしてみても、誰もいないというのはどういうことか。

那覇市が土地を申請するときに、この土地は那覇市のものだから隣接地主として名前を書いてくれとお願いしたこともない、ただし、これはお願いしても誰もやらない、なぜなら、那覇市の土地ではないから。周囲の人から言わせれば、みんな分かっていた。

那覇市が全部仕組んだようなものなので、そこが問題となっている。

→ その当時、どういう経緯があったか、隣接地主がいたのかについては、分からない。

● 保安林・旧保安林について、森林課への確認内容

裁判にも提出されている。私も調査をして、たくさんの人に聞き、那覇市のものではない、■■■■■の土地と言っている。

関連として、これまでに保安林に関する質問も行ってきた。

その件について、保安林だったことが分かる資料、そして22年以前从那覇市の土地だったということが分かる資料を出してくれと依頼したところ、皆様方は、昭和7年と昭和9年に出示された保安林解除の書類を3回ほど出してきている。

この書類を見れば那覇市のものであり、保安林であったことが分かるということだが、保安林がこの書類の中に解除された説明してきているが、保安林だったとはどこで分かるのか。

→ 第1回の所管事務調査で出してる資料の保安林の解除調書の資料としてつけており、意味としては、解除されたのはほんの一部である。この解除で保安林からそれ以外の土地用途に変わったということではない。

つまり、保安林が一部解除されたことは、その当時そこは保安林だった、那覇市の土地だったことを説明するために解除調書をつけたものであり、この解除調書をもって、保安林が全部ほかの用途に変わったという説明ではない。

保安林だったとずっと主張してきている。なぜ保安林でなくなったのか、説明を求める。

→ 明治44年の官報で那覇区の保安林が5筆あったことは確認できる。

明治44年以降、いつの時代まで保安林としてあったのかの確認でいくと、少なくとも昭和7年と9年に保安林の一部が解除されてるおり、その間ずっと保安林だったと

いうことになる。

ではなぜ、昭和 22 年以降、保安林ではないのかについて。

昭和 22 年の土地所有申請の中で地目を原野としている。原野という地目で申請した理由については、当時のことで分からない。

ここからは推察の域を出ないが、申請は戦後である。

さきの大戦で、原野がどうなったかについては確認できないが、さきの大戦により保安林が保安林という状態でなくなったということがあったのかもしれないというところを推察している

当局は事実、資料に基づいてやるのが当然だと考える。なぜ、皆様方はこの資料を出したのか。解除申請によって、この土地が保安林でなくなったと思っている、違うのか。
→ 先ほど来、説明し、保安林だったのが申請の時点で原野になった。我々としては、当時のことであり、また、当時の資料も限られてる中で、当時のことを我々が確認できる資料がないため、事実としては説明することはできない。

無責任な説明をしないように。何かがあれば戦争があったと。戦争により書類がないから、これは分からない、責任を逃れられると思っている。

裁判所もこの解除申請により、この土地は保安林を解除されたと思い、皆様方が勝訴したことになっている。

一部を解除すれば、全部が解除になるのか。幾ら解除されているのか、2つの土地で何坪解除されているのか。

→ 第2回の所管事務調査の説明資料でも掲載しているが、118坪のところを19坪解除している。

それともう一つが、864坪のところを8坪、122坪あるところを20坪、その一部を解除している資料を提供している。

その一部解除の理由はなにか。

→ 当時、真和志村道に、上之屋銘苅線をつくっていたことにより、資料提供していると思うが、議決書、解除申請書の中に記載があると思う。

真和志村字天久の1380、1417、1401、1435、1434、これが元■■■■■の土地だということを皆様方は説明した、そうではないか。

→ 第1回からの所管事務調査から現在に至るまで、今言った5筆が■■■■■の土地

という発言を我々はやった記憶にない。

その点は、私の思い過ごしだったかもしれない。

真和志村字天久にある保安林、保安林になったことは一度もないという調査を森林課から頂いていたが、覚えているか。

→ 沖縄県森林管理課に確認に行ったという資料、本日の資料 18 ページ目。

さらに、今回は、この結果を受けて、林野庁に聞くようにという要求があり、20、21 ページ目の照会、回答という形になっている。

林野庁も資料がなく確認できないため照会については回答できないというような旨の回答になっている。

森林課の職員はちゃんとこれは履歴を調べたら、今までにこの土地が保安林になったことはないとはっきり言っていたが。

→ 18 ページ目。①、保安林台帳と照合を行い回答する、保安林台帳で確認できなかった、あとは戦争で焼失しているため、1950 年の森林法に基づいて整備してきた。また、④、日本に復帰する際に市保安林台帳を新しく編集してきており、その年代は 1972 年以降。戦前に指定された保安林が戦後どのように取り扱われたかについては、資料がなく確認できないということで、我々も確認してこのように報告をしている。

● 保安林

真和志村天久の地番 5 筆の保安林、昭和 7 年、9 年に 47 坪が解除申請されている。残地は 4,309 坪だと思うが、その 4,309 坪が現在どうなっているのかを説明いただきたい。

→ 明治 44 年の保安林から 4,356 坪編入されており、それから解除申請があり 4,309 坪になっている。解除申請図等から、総合的にこちらの場所じゃないかということで推察しており、突合できる資料は見つかっていない。

残地 4,309 坪がどこに行ったのか、調べたことはあるのか。法務局にも確認をしたが、該当がない。

不動産登記簿についてよく知っていると思うが、1 地番 1 筆の筆界がある。底地台帳といったものもある。そういった部分もきちんと調べたことはあるのか。

→ 登記簿のほうはどうなっていたかについて、過去に法務局のほうを訪問して確認している。そのときの回答として、戦前の登記簿が戦争で焼失しており、戦後に改めて

登記簿を作り直しているため、戦前の登記簿はないということの回答を法務局から得ている。

森林課にも確認したが、森林台帳にもない。昭和9年から昭和20年ぐらいの10年弱だが、少なくとも保安林としてあったのかどうかというのは確認したのか。

→ 林野庁の回答により、林野庁においても、資料が確認できないため、照会については資料がないため回答できない、となっている。

資料がない中で、戦後、■■■の土地と言われている、上之屋泊後原191ほか、この間の説明にあったそのオレンジ部分、あるいは網かけ部分も含めて、なぜそこにあることが確認できて申請まで行っているのか。それを判断したポイントについて伺う。

→ これまでにも他の委員へお答えしているが、戦前の保安林と、戦後の我々が旧保安林という場所を突合する資料はない、とお答えしてきている。

我々が旧保安林だと説明しているかについては、まず解除調書の概況説明、解除調書についている図面、文献等々を総合的に考察して、推察できるだろうということで、答弁してきたと記憶している。

過去の答弁は納得できていない、推察で那覇の財産が確定できるのか。

本件土地については、■■■の土地だと、■■の親族の皆さんが私たちの土地であると主張している。ところが、戦後の申請でこの土地が那覇の土地になっているということで今問題になっているので、もう少し精査が必要だと思っている。

推察で、総合的に皆様方が判断して那覇市のものだと説明しているのか、再度伺う。

→ 推察に対する質疑と捉えているが、疑義があることに対して、我々はもちろん、県立図書館、公文書館、国会図書館、国立図書館等々、我々のできる限りのところで資料等を収集して、そういう資料に基づいて総合的に考察して、推察以外、事実として述べる手だてはないと考えている。

我々は、那覇市の所有の土地と考えているため、それを我々が証明するのはいかなものかと、また、我々が証明する責任はないと考えている。

那覇市史の10ページ、明治、この時は那覇区、那覇市の前は那覇区、明治42年12月31日現在財産表。これは、那覇市の全ての財産の不動産部分を紹介している。当時は、会計年度1月1日から12月31日までが1年の暦年となっている。

次の11ページ中段の下段に字泊、これの表記方法は、地番が先にあつて、そしてその

所有名というのが出てきている。字泊。その次ページに、1435、1434、金山、1391、1401、1417、1380、高マサへと表記されている。

13 ページ、右下の第3章区会、今の市議会という意味と理解いただきたい。そして、議員選挙。2月28日の真ん中に、県有台之瀬伝染病院敷地建物無償譲受の件として、当時の議会で議論をされている。

そして、16 ページ、上のほうに台之瀬病院汚物消毒室修繕費 99 円 61 銭、これは譲り受けた後の修繕費も既に入っている。そして、右下、第10章財産、字泊の台之瀬避病院敷地並びに建物無償譲受の件、4月4日、沖縄県指令第260号をもって許可を得、同月7日をもって、翌ページ、引き継ぎを受け、区有財産台帳に編入せり。その敷地建物の坪数は左のごとくで、下のほうに書いてあり、敷地 871 坪、建物は 168.5 坪余り。

その年に泊にある台之瀬病院（今の外人墓地）が、先ほどの高マサへのほうに翌年これが編入されている、次のページは、明治43年の財産表。

次のページ、21 ページ中段に、字泊、これは以下全部という意味で、台之瀬病院の次が、垣花は別の場所のため、この間だけが泊の財産となっている。字泊の囲っている部分、1435、1434、金山、1391、1401、1417、1380、高マサへ台之瀬病院と入っている。

台之瀬病院は泊にある。

それで、参考として、次のページの備考に、区有財産土地の部、字泊兼久塩田が売買され市（区）の収入が減ったが、台之瀬病院の敷地編入したるにより、差引き坪数が 751 坪余り増えて、増加している。下のほうの建物も含めて、台之瀬病院が入ったことによって区にとってはメリットがあったとある。明治42年、43年の那覇区の不動産の土地の財産に関する話をしているが、問題は地番である、点と点を結んで1つの敷地をちゃんと示すための筆界、その地番に、台之瀬病院がなぜこの地番の中に入ってくるのか。

明治44年の真和志村天久の5筆、天久と同じ地番で5筆がある。今説明したのは、泊となっている。そして、明治43年の12月31日の翌年の7月に、保安林の編入のために申請がされている、7か月後に。

那覇市の土地の所有の財産の目録の中に、真和志村の真の字も一つもない、なのになぜ保安林申請ができたのか。

→ 那覇市史の明治42年の財産表には、台之瀬病院は記載がなく、明治43年の財産表には台之瀬病院という記載が入ってきている。

なぜこちらに入っているかに関して、どういった区分けでこういった文字が入ってきたかは分かっていない。

財産表について、那覇市史の中に真和志村の土地があったことが地名として書かれていないことについても、記載方法が我々は明確に分かっていないため、お答えする

回答を持ち合わせていない。

従来主張しているとおりの、官報で編入された5筆については、那覇市が所有する真和志村にある土地として、那覇市の財産表のところに記載されていると考えている。

1967年発行の那覇市史。編集メンバーは、歴史・文化の専門家となっており、レベルの高い指針と思っている。

この中に、皆様方の主張する真和志村天久に保安林があれば、2年間もね、一応はこの地番があるではないか、同じ地番が。どこかに真和志とかね、書いてもおかしくない。だって、細かく土地の売買から何から全部記録にあるのに。ほかの市町村に那覇市の所有の土地があれば、間違いなく書きますよ、どう考えても、常識的に。行政であれば。これは行政財産、市民の財産である。

ところが、これがない。そしてさらに、真和志村字天久のこの地番で官報に載せているから、これはもうここにあるんだとおっしゃっているが、私はこれもう、泊に台之瀬病院が1380になぜ入っているかという、あそこね、本当に全体的な松林を中心にして山林が、ずっと今の58号線は小さい道があったらしい、浄水場の辺りまで、一体としてあったようである。歴史家に、僕は確認した、2人に。

それで、恐らく、今、皆さんは類推で、推察でとおっしゃっている。

ところが、これは明快ではないか。

土地の財産表、明治42年、43年の那覇市（那覇区）の土地の所有財産に真和志のものが載っていない。

つまり、推察ではなく事実に基づいて説明すれば、那覇市史の中に間違いなく同じ地番がある、そして台之瀬病院も入っている、泊に。

なので、泊に保安林が本来あったのではないかとと思っている。

皆様方が説明してる■■■の土地は全く関係がない、■■■さんの土地と言われている土地は明治時代からあるが、地番について調べたことはあるのか。

→ ■■■■■の土地と呼ばれる土地の示す資料を確認したことがないため、その手段がどうだったかは把握していない。

皆様方が戦後、旧保安林といった土地、戦後、申請して那覇市になった土地。これは4筆が原野、1筆が宅地である。

筆界法、不動産登記法、地租改正法などにより、町名変更などがあつたとしても、筆界は一つであるので、底地台帳といったもので何らかの証拠は残っていると思われる。

土地はなくなるはずはない、4,309坪はいまどこにあるのか。

→ 戦前の登記簿が焼失した件は、法務局へ確認したところ、戦争で焼失し残っていないとのことであった。我々としては保安林解除調書のほうで位置等の確認し、ここではないかと申し上げてきている。

昭和7年と昭和9年の保安林解除調書の中に説明があり、解除地の現況として那覇市立泊小学校の北方に位する南向き急斜地にして、30年来リュウキュウマツ蘇生すと記載されており、解除を要する理由として、村道上之屋銘苅線改築工事に伴うものと記載されている。

また、保安林解除図からは、那覇市との境界との北側に位置し、現在も存在するタカマサイ公園に隣接している特徴的な複数の墓地の形状から読み取ることができる、さらに、史跡となっているタカマサイのほうは、真和志史によると、天久の東側、上泊の上之屋と接続している高台のところを高真佐利原との記載や、泊史には、タカマサイには天久に行く農道1つを境にして、黄金森の西方、西のほうにつながる泊浄水場の東側一帯の丘陵であるとの記載がある。

そういった市史等でも、真和志村天久にタカマサイとある旨の記載があるので、我々が従来から主張している場所と一致していることから、明治44年の官報で、保安林に編入された当該土地については真和志村字天久に存在していたと考えている。

タカマサイは個人名ではない、タカマサイのタカマサイムイという森があり、タカマサイは高台という意味である。沖縄を代表する2人の歴史家に確認したところ、タカマサイは高台で、泊から見て天久までの一帯をタカマサイといていたらしいとのことである。

それからすると、答弁の前提が崩れてくると思う。

また、8坪の保安林申請解除について、琉球国島尻郡真和志天久1401番、筆界の話もあったが、道路があつて反対側に内側の140の土地があることは通常ない。その点についても十分な説明を頂いていない。

→ 琉球王国の記載がある文書については、国土地理院ホームページなどで調べたところ、大正8年の那覇2万5,000分の1地図で、沖縄県、琉球国、中頭郡、首里区、那覇区、島尻郡という記載がある資料もある。

昭和9年当時に琉球国と表記する事例が混在している形もあると考えている。また、国立国会図書館のホームページも確認したところ、避難者などに、琉球国、沖縄県と記載がある文書も確認できている。

この場所以外にも保安林の解除申請があると思うが、2件だけが琉球国で、それ以外

は沖縄県となっている。この2件だけ琉球国だが。

→ 2件のみというところは、把握できていないが、我々が調べたところ、先ほど述べたようなところで調査できている。

解除申請の1401の側にある墓9筆について、添付されている図も作為的と思われる。理由としては、登記簿がない、また、戦前は墓を登記することも行っていないと思うが。

→ 墓地の登記についての話があったが、我々が解除調書につけてる見取図において、登記されているかどうかを説明したこともなく、知り得るところではない。ただ、地番がついているということは、説明している。

戦後、真和志村の上之屋上之屋原の■■■の土地だと言われてるところに、201や191はあるが、隣接地の200番も申請したかどうか。

→ 200番については、我々は申請していない。

◎ 知り合いにお願いした資料に、200番も那覇市が申請、1947年に申請して沖縄県公文書館で調査したということだったので、もう一度確認してみる。

● 真和志村字天久 1380、1417、1435、1434 は、泊にあったのではないか

泊の明治42年の土地の財産表について、そこに真和志村天久の表記がなくて、泊で地番が同じものがある。真和志村のものがないのに、なぜ那覇区の財産だと、立証できるのか。

→ 那覇市の財産表に明確に字泊、字真和志村の土地が載っていない件については、どういう形で記載されていたのか、ルールや基準があったのかが分かっていない。

ただし、記載があることによって、台之瀬病院のところであったのではないかに関しては、従来主張しているとおり、解除調書等から字天久、上之屋のところであったと答弁を行っている。

明確に泊に同じ地番がある、真和志村天久の地番と、泊の地番が見事に一致している。事実としては、那覇区の財産、那覇市の財産に台之瀬病院で、この地番があった。台之瀬病院は伝染病専門病院だったので、隔離等をするため人里離れた海側で、さらに松林の広がったところにあった。

そのときの現状として、明治42年、43年、明確に土地の財産表に同じ地番が入って

いる。そして、真和志の表記は一切ない。その後、7か月後の保安林申請のときに真和志村天久で同じ地番で入っている。

皆様方は、真和志の天久を証明するものがない中で、明確ではないか。

→ 那覇市史の財産目録で、金山、あと 1380 高マサヘという表記等により、これが泊であったのではないかという話がでていますが、那覇市議会史の 495 ページ。

昭和 7 年、那覇市水道浄水場近く工事着手。那覇市水道工事は、市内の配水管敷設も大体終了したが、泊上之屋の浄水場工事を急ぐことになり、市では島尻郡真和志村天久上之屋原 1380 番地の保安林を解除して浄水場へ道路敷地とすべく、昨日の参事会に保安林解除申請の件を提出し、承認を得たので、近く農林大臣に申請することになったという資料がある。議会史の中で、真和志と上之屋ということが記載されている。

→ (地図を見せて説明)

那覇市地図、明治初年の那覇。

委員から台之瀬病院、外人墓地の近くとあったが、場所はこことなっている。一方、我々が言ってる高マサヘ、黄金森、銀森はここである。保安林がある。委員が説明しているのはこの辺りとなっている。明治初年。

我々の作った資料と、大体ここは、突合すると大体、保安林は一致している。

※ 何度か地図の示した場所に対して地図を見ながらやり取り。

高マサヘというのは、地名でなく高台となっている。地名は後でタカマサヘムイという森のところがなっている。

先ほど議会史での説明があったが、もう一つ、公文書館からコピーをした真和志の土地調査票。この中にある資料で上之屋と天久に保安林がない。(資料を配布)

真和志市史。1951 年に発行された真和志市史。資料は戦前戦後、できるだけの資料を集めて検証したと聞いている。

真和志市史の天久区のページの右に各真和志村の字名がある。天久と安謝と載っている。ここから左に行くと上のほうに各種目別、土地、保安林とある。保安林の数はゼロとなっている。壺川に 500 坪あるだけとなっている。

戦前戦後、真和志村には保安林はあるが、上之屋と天久には保安林がない、これについての説明を求める。

→ 真和志市史のほうに上之屋や天久に保安林の記載がないという件。戦前における真和志村の土地と記載されているが、戦前がいつ頃なのか、年代が定かでないと思っている。

我々は、市史で保安林の確認をしているわけではなく、沖縄県統計書で、正式な統

計として出されているものを確認している。その中で、明治 44 年の官報で示された保安林の編入、沖縄県統計書にしっかり記載されていくのを確認している。沖縄県統計書で、保安林の統計は確認できていると考えている。

統計書の話があったが、繰り返しになるが、明治 43 年の統計書には面積がなかった。明治 44 年の統計書には面積がある。その面積は、保安林編入の面積とほぼ一致している。それにより我々は、やっぱり明治 44 年には、真和志村に保安林があったと、那覇区の保安林があったと認識している。

那覇区の保安林については土地の財産表にでていない。それをどう理解したらいいのか。

→ 突合する資料はない。ただし、解除調書の現況説明、その解除調書に添付されている図面、文献の説明、図面等々、また議会史の中でも 1380 は真和志村天久上之屋にあると記載されており、保安林の解除を行ったと記載されている。そういう文献等を総合的に考察して、我々はその場所だと推察してると、繰り返し御説明してるところである。

上之屋にあったのか。

→ 島尻郡真和志村字天久上之屋原 1380。字名が天久で、原名（ハルナー）が上之屋原ということとなる。

● 軍用地料について

軍用地料について、那覇市の所有する土地で、上下水道局が所管する土地について、軍用地料の収入があったかどうか。あった場合、収入の金額。

→ 後日、報告する。

● 那発 2181 号（昭和 25 年 11 月 17 日）水道用地関係地主へ誓約書提出方に付依頼頼之件

一般質問でも行った、那覇市長から真和志村長宛てに出してる件、水道用地関係地主へ誓約書提出方につき依頼の件。那覇市発 2181 号。1950 年（昭和 25 年）11 月 17 日。期日内に那覇市が申請を怠ってしまったことをおわびしている。答弁では、昭和 22 年に一応申請しているということであったが、この申請期間が、いつからいつまでだったの

か。

→ 土地調査の申請期間について、土地調査に関する件の 1946 年（昭和 21 年）4 月 18 日に始まり、土地所有権証明、特別布告の 36 号、土地所有権申請の提出は、1950（昭和 25 年）年 6 月 30 日以前に行うべきものとしての記載があるので、この期間に申請をすることとなっている。

申請は、22 年（1947 年）9 月 16 日と書かれている。1950 年（昭和 25 年）までに行えばいいという申請期間であれば、わざわざ謝る必要はないと思われる。那覇市長が真和志村長に、申請期間が遅れて申し訳ないということを言ってい。時系列的には、筋が通らないと考えるが。

→ 1950 年、昭和 25 年 11 月 17 日付での依頼文書となっており、真和志村字天久と安謝の区域に那覇市の水道用地があり、真和志作成の図面を実測調査により、関係地番、地籍等の図面訂正を行っているので、該当する土地の一筆限調書には、那覇市の水道用地があることを地主に認めさせて、土地所有権証明の交付を受けた後でも、一筆限調書に表示された地籍全部を主張することなく、図面訂正の事務が完了したときは、各地主に返還するよう誓約書を出してほしいという内容になっている。

また、この依頼文の後には、誓約書のひな形や、那覇市の水道用地台帳、起案文書などが資料として続いている。

起案文書の中には、那覇市、依頼文に関する回答として、那覇市当局において実測済みであり、各人別に承諾を得ており、土地の分筆及び名義の変更申請に村長の証明書が必要と那覇市から申出があるから、署名して差し支えないという内容になっている。

当該土地というのが、真和志村字安謝東原、字安謝前東原。

字天久壺川原、赤松原などの 12 筆の合計 708 坪、50 筆との内容となっている。

したがって、この文書のやり取りのあった土地については、宜野湾市からの水源から水を運ぶための導水管用地であると考えられる。

土地が関係ない。水道用地と言っても、那覇の天久や上之屋のことではないということとか、天久安謝の区域でと書かれているが。

→ 水源から水を運ぶための導水管用地であったと考えられるので、今、問題となっている土地とは違うというところである。

それでは、なぜ 22 年 9 月 16 日付で真和志村に土地使用申請書を期限内に提出してい

るのに、わざわざ謝っているのか。期間に提出すること、申請することを怠って申し訳ないと言っているが。

→ 個人の土地に一部、那覇市の土地がかかっているところがあり、その部分について誓約書の提出をお願いしている。

誓約書をお願いする文書であるのは分かるが、その際に、なお、申請期間中、申請を怠り御迷惑をおかけしたことについては重々おわび申し上げるとともに、誓約書の儀は出来上がり次第云々って書かれている。

→ 今、問題になってる土地も含めて、1947年（昭和22年）に我々は土地所有申請をしている。その申請の際に、そことは違う別の土地、導水管用地と思われる那覇市の細い土地があり、そこを申請し忘れていて、その住民の方がそのまま所有権の証明交付を受けていたため、那覇市の土地の部分を真和志村長に、それぞれの住民に了解を取って、返してほしいといった依頼書となっている。自分たちの申請の漏れがあったことのおわびとなっている。

場所については、東原、赤松原、壺川原、前東原、東原。これが今、起案書に書かれている、地番となっている。

（地図で説明）ここに那覇市の土地が一部あり、一方、浄水場は、ここが浄水場で、この辺りは我々がいつてる保安林、こっちが浄水場のため、今回の土地とは関係ない場所の、申請漏れの件の文章となっている。

● 今後の方向や方針についての見解（部長、事業管理者答弁）

平成15年以降、本会議や委員会で議論があり、そして、今回も本員会の中で令和4年1月から調査が行われ今回で5回目となっている。

職員も一生懸命調べて答弁を行っているが、これまでの議論の経緯を含め、今後の方向や方針についての見解を伺う。

→ （部長）委員から、これまでの見解ということなので、私も部長になって、本会議で度々本件に対する質問について答えてきたところである。

昨年度の末から、この所管事務調査が、今日で5回目となっている。

当局においても、戦争によって公図等がなくなっており、じゃあいかにして、これまで、当初は、明治44年の官報から、保安林が那覇市の所有というところから始まり、このときの地番自体が、やはり旧地番、戦後に天久から上之屋に分立するが、その旧

地番という表示が、なかなか突合ができないというところで、我々も、そこについては、国立公文書館の解除申請、先ほど来、出てきている、昭和7年と9年の解除申請の中で、そこにあった地番、旧地番のところと図面の突合、これで一番分かりやすかったのは、図面であった、特徴的な墓、これは現在もタカマサイの下の方にある。その場所から、その場所の特定をある程度できてきたところである。

それを受けて戦前からこの保安林で那覇市が所有してきたという主張をさせていただいている。

戦後については、戦争で登記簿等がなくなったため、所有権申請に基づく手続きにより、現在、那覇市として、水道局の所管する配水地、現庁舎を管理しているところである。

今日の質疑等でもあったが、明治のときから、資料の確認と戦前と戦後の申請の確認について、本当に県内に資料が、県立の公文書館があるのと、あと、図書館、そこで先ほども見せた地図とかも確認してるけど、あとやはり、国立国会図書館で、あと、国立の公文書館等にも確認をして、可能な限り調査研究をしてきたところである。

一方、沖縄県は保安林の関係があり、沖縄県の保安林の関係する部署、さらに、法務局等にも足を運んで聞き取り調査をしてきた。

今回、この所管事務調査を受けるに当たって、調査の中で、資料等も提供しながら、丁寧に誠心誠意、資料を作成し説明、答弁をしてきたところである。

また、一方、現在、この土地の件については、我々も、市民の財産を預かっている行政の立場としては、公有地を保有し適正に管理運営する義務があるので、当該用地については、登記も備えているというところで、現在、多くの市民に水道水を配水する泊配水地、安里配水地、水道局の庁舎の施設があって、重要な行政財産として管理運営しているという立場をもって、見解とさせていただきたいと思う。

→（事業管理者）今回の所管事務調査について、1月から始まり約9か月間、久高議長初め、委員の皆様には大変御苦勞をかけている調査だと思っている。

部長からもあったとおり、我々のほうも、これに誠心誠意答えるために、ありとあらゆる、考え得るところの資料を調査しに行って、精いっぱい努力してきている。

ただ、1945年に終戦を迎え、その直後に関する調査で、もう今年が2022年なので、77年間も経過しており、戦争の影響もあり、資料が探してもなかなか、一致する数字は出てこない。

それで、一生懸命答弁は行っているが、資料の全体から見てある一定程度、その考察に似たような答えをさせていただいている。

ただ、職員一丸となって、一生懸命答えているというところは理解をいただければ
と思っている。

【議員間討議（５回目）】

- ・特になし。

【1回目の当局説明内容・提出資料】

●当局説明内容

資料の1ページ。

これは上之屋地区の土地の取得から現在に至るまでの経緯を年表的に整理したものである。2ページ目、これは浄水場用地、保安林の用地をその用途別に色分けして、地番を落として分かりやすく整理したものである。

2ページの下を表は、この換地前の浄水場保安林の土地を、換地後、今どこの土地になっているのかというのを整理した表になっている。

それでは1ページの年表について、右の2ページ目の地図と見比べながら説明させていただく。まず、明治44年、1911年、那覇市、当時の那覇区。土地5筆、4,356坪を保安林に編入されていることを確認している。これは右の地図で申すと、色分けしているオレンジ色の部分と②の201というオレンジの網掛けの部分、この場所となる。

確認の資料としては、後方に参考資料1があり、A3の資料を折りたたんだ資料が、明治44年7月15日の官報がある。官報の中段から下のほうに、那覇区という表示で5筆についての当時の面積と地番が書かれている。

年表に戻っていただき、年表の上段右上のほうに5筆、地番1380番から1434番まで書いてあるが、官報に記載されている土地であり、地番と当時の面積の単位、参考までに、右側に現状の単位、坪数に換算したものである。坪数としては、4,356坪になっている。

以上が、保安林に関する土地の説明となっている。

一方、年表、昭和8年、1933年、真和志村字天久に用地として4,477坪を買収し、浄水場を建設し、水道事業を開始したとなっている。これは右の地図でいくと青の部分、番号の③、④、⑤、⑥になっている。

資料としては、参考資料2と参考資料3があるので、そちらを確認していただきたい。

参考資料2-1。これは昭和10年発行の那覇市史となっている。

その真ん中程度、第6節浄水場。この中に、4,477坪を買収して配水地の敷地としたと記載されている。次のページ、2ページいきまして、資料2-2。

今、説明した水道史は昭和10年の発行になっている。

次のページ、資料2-2は、昭和10年発行の水道史を基に昭和58年に発行された那覇市水道50年史になっている。

50年史の6、浄水場の建設で、真和志村天久に4,477坪を買収し配水地を構築するという記述がある。戻っていただき、旧泊浄水場と保安林を合わせて約9,000坪、これが後に交換取得を、そして国土調査により約1万2,000坪になっている。

年表に戻り、昭和9年、保安林の一部解除となっている。

これは先ほど説明させていただいた、保安林の土地を一部解除しており、これは2筆、28坪の解除となっている。

これは昭和9年であることから、先ほど明治44年に官報で保安林、那覇市の土地を保安林に編入ということと、昭和9年に保安林の一部解除をもち、明治44年から昭和9年まで、この間、那覇市の土地だったということを認識している。

年表、昭和19年、1944年、10・10空襲で、沖縄戦により公図等焼失。そして那覇市全土が焦土となっている。

そのまま年表にいき、戦後、昭和21年、さきの大戦で公図を焼失、焦土となった状況下、土地の所有権の確認のために、1946年、米国海軍軍政府の指令により、土地所有関係資料収集に関する件という指令が出されている。

そして同じく、1946年にはこの指令を受けて、沖縄県諮詢会総務部より土地調査に関する件という通達がなされている。

そして1950年には、米国軍政府の布告により、土地所有権証明の通知がされている。

このような土地所有権確認作業に基づき、昭和22年、那覇市は土地所有権申請書を真和志村に提出している。那覇市が提出された土地所有権申請用紙に基づき、真和志村の字土地所有権委員会のほうでその土地の調査、測量、そして地図の作成等の手続作業を終えて、その後、中央の土地所有権委員会のほうの審査に付されている。その審査を終えた後に、真和志村により公告縦覧を経て、昭和27年、土地所有権証明書の交付を真和志村より受けているものである。

その後、昭和29年、1954年、泊浄水場が米国から返還されるようになっており、これは土地所有権の話とは若干話がそれるが、この件については、議会のほうでも質問があったことから、年表のほうに入れさせていただいている。

これは参考資料の4と5を確認いただきたい。

参考資料の4。これは水道50年史についている年表になるが、年表の昭和20年、1945年、泊浄水場、米軍に占領されるとある。

年表、続いて下から3段目、昭和29年、1954年、泊浄水場及び関連施設が正式に譲渡され、泊浄水場が米軍から返還された、占領から返還までの年表になっている。

この年表を見ていただいても分かるが、占領された昭和20年から返還までの29年の間、泊浄水場については占領されているが、那覇市の水道事業としては営みが連続していることが分かる。

年表に戻っていただき、昭和30年、1955年、先ほど昭和27年に土地所有権の証明の交付を受けた土地について、昭和30年と36年にそれぞれ登記をしている。

そして、昭和39年、1964年、上之屋原295-5を分筆、⑦。右の地図だと黒字で⑦、295-

7と295-5、地図でいう⑦と⑨に文筆されて1筆増えている。

同じく、1939年に今度は浄水場、注の上に⑩があり、ここは字天久東原221-1、これを用地拡張のため、那覇市のほかの場所の土地と交換により天久地区に1筆土地を交換により増えている。

そして、年表1947年、泊浄水場用地拡張のための買収ということで、地図の青の部分の右上⑪。こちらが浄水場用地拡張のために、買収で250坪増えている。

年表に戻っていただき、昭和54年、1979年、国土調査により地籍が確定している。地籍としては、3万9,588.53平方メートル、坪数にして約1万2,000坪となる。

その後、平成16年、2004年、都市再生機構による換地処分を受けている。この換地については、資料の6ページを確認いただきたい。

6ページにあるものは、換地後、今、新都心地区にある那覇市の所有の土地となる。左上におもろまち1丁目1の1の3、そして、1の1の4、これが現在の那覇市上下水道局の庁舎及びその敷地になっている。そのまま中段の右側、おもろまち1丁目1の6から1の8まで、これが安里配水池の土地となっている。下の上之屋1丁目1の12の1、1の12の2、これが泊配水池となっている。

オレンジと青の土地が換地後、現在このような土地になっている。

地図からも分かるように、当該土地には泊配水池、安里配水池があり、これは那覇市の32万のうち9万の市民に水を給水する重要な施設であり、市民の財産である公有地を管理運営する水道事業者の我々にとっては、貴重な土地だと考えている。

年表に戻り、少し前後するが、平成15年、土地所有権確認等請求事件、提訴されている。

これについては、右の地図でいうオレンジの網かけ②の201、この土地についての所有権確認請求事件が提訴されている。

この訴訟については、平成15年に提出され、平成17年に第1審請求棄却で勝訴している。控訴審、平成17年に控訴され、平成18年に控訴棄却となっている。

そして、平成18年に上告されているが、平成18年不受理の判決を受け、勝訴している。

資料をめくっていただき、これまで年表と地図で説明してきた旧泊浄水場用地と保安林についておさらいをさせていただきたいと思う。

泊浄水場用地、国土調査後は5,850坪、これについては、こちらに表記のように6筆になっている。これについては、下の(1)、昭和8年に水道事業を開始するに当たり、用地を買収して整備した土地であると認識している。

その根拠としては、先ほどお見せした資料2と資料3にある。

(2) その後、追加で用地買収、あとは等価交換等によって面積を増やしている。

(3) 昭和54年の国土調査によって面積が確定している。

なお、この土地に関する公図等は、さきの大戦の 10・10 空襲で焼失をしている。

これらの浄水場の用地については、これまで係争がない。つまり、所有権を主張しているものとは関係ない土地になっている。

下の保安林 6,128 坪、こちらに表記の 5 筆となっている。

こちらについては、明治 44 年の官報に那覇市所有の土地である記載があり、それ以前から本市の土地であったと認識している。

(2) 昭和 9 年の保安林解除調書にも那覇市所有の土地と記載があり、先ほどの 1 と併せて継続して所有していたと認識している。この保安林の土地のうち 1 筆、201 番地については、先ほども申しあげましたように係争があり、最高裁により結審して本市の土地であることが確認されている。

(4) 土地所有権申請書の保証人の署名が同一人物の筆跡と議会で質問が出ているが、これらについては、先ほど説明しました所有権申請確認作業の中で、申請から現地調査、そして中央土地所有権委員会の審査、そして公告縦覧をして、一連の手続を終えて本市の土地と認定されているものと認識している。

下のほうに移って、土地、保安林の所有権について、保安林についてはそもそも、戦前、明治 44 年から那覇市の土地であると認識している。

本市、明治 44 年当時から、当時の天久地区、現在の上之屋地区に保安林 5 筆、約 4,300 坪余を所有していたことを、国立公文書館に保管されてある明治 44 年 7 月 15 日付官報第 8419 号により確認しており、戦前から所有していた当該土地であると認識している。

戦後の土地所有権認定作業においても、適正に証明書が交付されているものと考えている。これについては、土地所有権証明書は申請書の書類審査のみで発行されたものでなく、1946 年 2 月 28 日付、米国海軍軍政府指令第 121 号の土地所有権関係資料収集に関する件及び 1950 年 4 月 14 日付、米国軍政府特別布告第 36 号の土地所有権証明に基づき、沖縄本島全域において (1) から (4) の作業を経ている。

(1) は、現地での確認作業等の土地の所有権調査が行われ、(2) 中央土地所有権確認認定証明委員会での審査、(3) 住民への公告縦覧、そして (4) 証明書に異議がないものを承認した。これらの手続を経て土地所有権証明書が交付されており、それら一連の行為全体として見た場合、適正に処理されたものと認識している。

資料、次のページ、これは水道のあゆみということで那覇市上下水道局の事業概要から出典しているが、先ほど申しあげたように、昭和 20 年から昭和 29 年の間は、土地、泊浄水場に関しては、米軍のほうに占領されたという記載が 20 年、そして、29 年には返還されたという記載がある。その間も、水道事業としては連続して事業を営んでいたことが分かる資料となっている。

めくっていただき、これは先ほど申し上げた平成 15 年に提出された民事訴訟の控訴審の判決文である。

判決文、本件控訴を棄却する。

裁判所の判断、福岡高等裁判所は、控訴人の請求は理由がないものと判断する。

判断の理由、本件全証拠によっても、A ないし控訴人の祖父が本件の土地を所有していたこと及び、控訴人の母及び控訴人が本件土地の贈与を受けたことを認めることができない。訴訟経過に照らせば、控訴人提出の各章の上記各号証の信用性には多大な疑問が生じるところであるが、摘示した各号証は、個々に検討しても信用できない。

控訴人の祖父の跡取りとして沖縄に戻った控訴人が、本件土地の所有権申請をせず、控訴人が本件土地について所有権を申請したことに対して、本件訴訟を提起するまで意見を述べていないことは、所有権者の態度として理解できない。

全証拠によっても、控訴人の夫婦が大正 14 年頃から本件土地を所有していたこと、控訴人の祖父が昭和 10 年頃、本件土地を占有していたこと、控訴人の母が昭和 20 年頃、本件土地を占有したことを認めることはできない、というような判決文と判断の理由になっている。

6 ページは先ほども説明しました、換地前の土地が換地後、今、どのようになっているかという示した地図になっている。

●提出資料（1 回目）

○説明資料（上之屋地区（旧天久地区）の土地の経緯、浄水場用地及び保安林の区画整理換地前の土地、上之屋地区（旧天久地区）の土地の概説、水道事業年表（昭和 19 年から昭和 29 年まで）、判決の要旨（高等裁判所）、新都心地区に那覇市（上下水道局）が所有している土地）

○参考資料 1 官報（1911M 44. 7. 15）保安林編入の告示

○参考資料 2-1 浄水場の建設（那覇市の水道誌）

○参考資料 2-2 浄水場の建設（水道五十年史 P 58）

○参考資料 3 創設水道敷設予算（水道五十年史-那覇市水道誌からの資料）

○参考資料 4 年表（昭和 19 年から昭和 29 年まで）

○参考資料 5 泊浄水場譲渡証書（水道五十年史）

○参考資料 6 H18. 05. 30◎_福岡高等裁判所那覇支部控訴審判決文

【2回目の当局説明内容・提出資料】

●当局説明内容

前回、1月25日の所管事務調査での資料要求事項について、1点目に、土地所有権確認作業の米軍布告等を時系列によって説明せよ、これについては、資料の2ページと6ページから25ページに説明が載っている。

2点目、土地の地番及び面積を時の経過とともに分かるように説明せよ、これについては、3ページと26ページから44ページに説明が載っている。

3点目、保安林解除調書を提出せよ、これについては、先ほどの資料の再掲という形になるが、26ページから44ページの資料となっている。

4点目、那覇市が真和志村に申請した土地所有申請書を提出せよ、こちらについても資料の再掲という形になるが、17ページから20ページの資料となっている。

5点目、昭和30年と36年に登記したことが分かる資料を提出せよ、これについては45ページから52ページの資料となっている。

6点目、水道事業で所有している土地の一覧を提出せよ、これについては、5ページと53ページから59ページの資料となっている。

以上が、前回の所管事務調査で資料要求があった項目だと認識している。

それでは配付した資料の説明について、2ページ。

戦後における土地所有権確認作業に関するトピックを時系列にまとめている。

昭和20年6月に、沖縄における組織的な戦闘が終了し、8月20日、米国軍政府によって沖縄諮詢会が設置されている。

昭和21年2月28日に米国海軍軍政府司令121号、土地所有権関係資料収集に関する件が発出されている。

4月16日に沖縄諮詢会総務部長から各市町村長宛て、土地台帳等有无調査に関する件が発出されている。

4月18日、沖縄諮詢会総務部長から各市町村長宛て、土地調査に関する件が発出されている。

4月22日には、沖縄中央政府が設立されており、6月28日に、真和志村長から総務部長宛て、村字土地所有権委員任命報告の件が提出されている。

7月10日、真和志村は住民に対し、真和志村土地調査実施要綱を発出している。

昭和22年9月16日、那覇市は真和志村の字土地所有権委員会へ、土地所有申請書を提出している。

昭和25年4月14日、米国軍政府本部特別布告第36号、土地所有権証明が発出されており、昭和27年12月19日に、那覇市は、真和志村から土地所有権証明書の交付を受けてい

る。

次に、資料 1 として添付した 1946 年 2 月 28 日付、米国海軍軍政府司令第 121 号、土地所有権関係資料収集に関する件、これの概要を説明する。

6 ページ。こちらは土地連のあゆみ、創立 30 年史資料編からの出展となっている。

これによると、1、沖縄における土地所有権決定の準備として、関係資料の収集は総務部の責任とする。

2、各村長は、沖縄諮詢会総務部の監督のもとに、各村に 5 名の村土地所有権委員及び各字に 10 名の字土地所有権委員を任命すること。

3、土地所有者は、所有土地の申請書を該土地隣接の所有者たる保証人 2 名の連署をもって、字所有権委員会に提出すること。

4、土地所有権委員会は、全ての土地所有権の調査をなし、これを村長に報告するものとする。

最後にページめくっていただきまして 7 ページ、村長は受理したる資料を整理し、沖縄諮詢会総務部の精査を受くるを要すなどとなっている。

次に、資料 2 として添付した諮詢会総務部長が各市町村長宛て、発出した 1946 年 4 月 18 日付け、沖総土第 1 号土地調査に関する件の概要を説明する。

8 ページ。こちらは那覇市資料編、第 3 款 1 からの出展となっている。

次のページ、9 ページの下段の土地所有申請記載要領（1）、（イ）、申請書は、一筆ごとに作成し、土地所有の字所有権委員会に提出のこと。

ただし、同一小字内に連接所有の土地ある場合は、連記し差し支えなきものとする。

（4）地番も従来どおりのものを計上すること。

ただし、戦災のため、土地台帳、地租名寄帳、地図など焼失し、地番不明の場合は、字土地所有権委員会において、新たに字を単位に通し番とし一筆ごとに地番を附すること。

右側のページ、10 ページの下段に移るが、（10）保証人は先によること。

（イ）隣接地の所有者 2 人を保証人とする。

ロ、隣地主不明、または保証人選定不能の場合は、字土地所有権委員をして、保証人たらしむことを得。

（11）地図申請書の裏面に方位北を上部として、見取図を記載のこと。

次に、資料 3 として添付した、真和志村が 1946 年 7 月 10 日付けで住民に発出した 11 ページ。こちらも那覇市史資料編第 3 款 1 からの出典となっている。

下の段の事務準備 1、部落における事務処理、ページは右側の 12 ページの上段に移りまして、（ホ）地番は従来のもを掲記すること。

ただし、戦災のため、土地台帳、名寄帳、図面などを焼失し、地番不明の場合は、字土

地委員会において新たに大字を単位に通し番号を附すこと。

(1) 保証人は左によること。

隣接市の土地所有者 2 人を保証人となすこと。

(2) 隣接地主不明または保証人選定不能の場合は、字土地委員をして保証人たるべきことなどとなっている。

次に、資料 4 として添付した、米軍が 1950 年 4 月 14 日付け発出した米国軍政府本部特別布告第 36 号、土地所有権証明の概要を説明について。

14 ページ。こちらは、土地連のあゆみ、創立 30 年史資料編からの出典となる。

前段として、沖縄における土地所有権の申請は、過去 3 か年の間 1946 年 2 月 28 日付け、軍政府指令第 121 号、主題、土地所有権関係資料収集に関する件に従い、村あるいは字土地所有権委員に提出させられ、各村長は、各村及び各字に 5 名からなる調停委員会を設置し、該委員会は、所有権請求の効力を認定するため、紛争を聴取し、沖縄民政府に対し、各村長から土地所有権の申告及び紛争の聴取も十分に完了し、土地所有権の証拠たる証明書の発行を進める時期に達している旨報告されたとある。

各条項の概要については、第 1 条土地所有権申請の提出は、1950 年 6 月 30 日を最終期日にする。

その後の所有権の主張は、訴訟として、当該管轄巡回裁判所において遡及しなければならない。

第 2 条中央土地所有権認定委員会の委員は、各土地所有権委員会における土地所有権申請の収集、調査及び地図作成の正確性を確定するため、その帳簿を審査する。

第 3 条 1 項、村土地所有権委員会は、未記入証明用紙を受理した後、字土地所有権委員会の助力をもって、土地所有権申請人の申請書原本に含まれる資料及び申請人が所有権を継承した前所有者の氏名及び取得の日付に関する申請人の申述に基づいて、まず、争いのないものから未記入証明用紙の空白部分に記入する。

第 2 項、一定の土地に対し、申請が 2 件以上もある場合は、所有権証明書を発行しないで、村所有権委員会は申請人に対し権利に関し争いがあること、関係申請人の氏名及び権利認定のためには、当該巡回裁判所に訴訟を提起する必要があるものを通知する。

第 4 条第 1 項、土地所有権証明書を公示して、縦覧に供した後、該証明書に異議または争いがない限り、村長は、これを承認して署名捺印し、申請人たる土地所有者に交付しなければならない。

第 6 条第 1 項、承認された土地所有者に対し、優先的所有権の主張をなし、彼の所有権の有効性を争うとするものは、巡回裁判所に訴え提起しなければならないなどとなっている。

これらをもとに、住民が土地所有申請書を提出し、申請に基づき真和志村の土地所有権委員会の現地踏査などが行われ、最終的には、中央土地所有権委員会の審査をへて、土地所有権証明書を縦覧して所有権が認定されたと考えている。

次に、資料5として添付した、那覇市が昭和22年に真和志村に提出した土地所有申請書について。

17 ページ。こちらは沖縄県公文書館に保管されている資料である。

17 ページ、真和志村字上之屋泊後原 191 番地の土地所有申請書で、地目は原野、地積は 2,500 坪となっており、字上之屋土地調査委員 2 名の署名がなされている。

18 ページは、真和志村字上之屋上之屋原 201 番地の土地所有申請書で、地目は原野、地積は 1,000 坪となっており、上之屋土地調査委員 2 名の署名がなされている。

ページめくっていただき 19 ページと 20 ページ、こちらは真和志村字上之屋上之屋原 295 の 1 から 295 の 6 までの土地所有申請書となっている。

地目と地積については、295 の 1 が原野で 4,754 坪、295 の 2 が池沼で 20 坪、295 の 3 が池沼で 162 坪、295 の 4 が池沼で 64 坪、295 の 5 が原野で 1,107 坪、295 の 6 が原野で 202 坪となっている。

字上之屋土地調査委員 2 名の署名がなされている。

これら土地所有申請書の保証人の箇所に署名された土地調査委員については、過去の議会において質疑がなされているが、それに対しては、真和志村土地調査実施要綱の事務準備 1、部落における事務準備の（2）隣地主不明または保証人選定不能の場合は、字土地委員をして保証人たるべきことの規定に基づき、字土地所有権委員によって署名がなされたものと考えていると答弁している。

また、20 ページの書類に署名や押印が省略されていることについても、過去の議会で質疑がなされているが、それに対しては、沖縄諮詢会総務部長から各市町村宛て発出された土地調査に関する件の土地所有申請記載要領の（1）一般事項の（イ）、申請書は一筆ごとに作成し、土地所在の字所有権委員会に提出のこと。

ただし同一小字内に連接所有の土地ある場合は、連記し差し支えなきものとするとの規定に基づき、真和志村字上之屋上之屋原 295 の 1 から 295 の 6 までの土地所有申請は連記されてるものと考えていると答弁している。

次に資料の 6、21 ページから 25 ページ。こちらは真和志村の土地所有権証明書交付簿となっている。

現在、上下水道局においては、真和志村から交付された土地所有権証明書を保有していないが、こちらの書類で証明書の交付を受けたことを確認している。

なお、前所有者の住所及び氏名が記載されていないことについては、詳細な資料がなく

確認できていない。

次に、土地の地番及び面積の経過について。

資料戻っていただき、3 ページ。明治 44 年に那覇市所有の 5 筆の土地 4,356 坪について、保安林に編入されたことが官報によって確認できたということ。

浄水場建設の際に 4,477 坪の用地の買収があったことを、那覇市水道 50 年史によって確認できたことを、前回の所管事務調査において提出した資料でもって説明した。

また、昭和 7 年と昭和 9 年に保安林の一部が解除されたことを答弁させていただいた。

それによると、戦前、那覇市が所有していたことを確認できた土地の面積としては、8,786 坪となっている。

戦後の土地所有権確認作業時に那覇市が真和志村へ提出した申請書は、下の表 2 の①から⑧の土地 8 筆となっており、先ほどの土地所有申請書のことである。

合計の面積は 9,890 坪となっている。

なお、8,786 坪と 9,809 坪の面積が異なることについては、詳細な資料を確認できていない状況である。

戻って、その上の表にあるが、浄水場の拡張のため、昭和 39 年に交換によって取得した土地、下の表 2 でいうと⑩の土地である。

こちらが 35 坪となっており、また昭和 47 年に買収した土地、下の表で言うと⑪の土地、こちらが 250 坪となっている。

合計で 285 坪増え、昭和 47 年の時点で 1 万 94 坪となっていた。

その後国土調査によって、昭和 54 年に地積が確定して 1 万 1,978 坪となっていた。

それらの土地と旧導水管用地 50 筆を合わせまして、都市再生機構による区画整理によって換地処分が行われ、現在 1 万 129 坪となっている。

続いて、資料 7 として添付しました保安林の解除について。

26 ページ。A 3 の資料となっている。

こちらは国立国会図書館デジタルコレクションからの出典である。

昭和 9 年 8 月 6 日付けの官報。

こちら 3 段目には、森林法により先の保安林を解除す、昭和 9 年 8 月 6 日、農林大臣山崎達之輔とある。

下の段に、同真和志村天久 1401 と、次、同 1434、これらの 2 筆の土地の一部を保安林解除したことが確認できているという状況である。

27 ページ。こちらの資料は、国立公文書館に保管されている資料である。

こちら保安林解除調書となっており、所在地、沖縄県島尻郡真和志村字天久 1401、所有者、沖縄県那覇市、保安林の種類、防風林、元の面積 2 反 8 畝 24 歩のうち、8 歩を解除し、

残りの面積が2反8畝16歩、こちら左側、解除地の現況、那覇市市立泊小学校の北方に位置する南向き傾斜地とある。

28 ページ、こちら解除を要する理由というのがある。

こちらのほうに、村道上之屋銘苅線改築に伴うということで保安林解除するという理由となっている。

続きまして29 ページ、こちらの保安林解除調書では、所在地、沖縄県島尻郡真和志村字天久、地番1434番。

所有者、沖縄県那覇市、保安林の種類、防風林、元の面積4畝2歩のうち、20歩を解除し、残りの面積が3畝20歩、解除地の現況は1401に同じとなっている。

30 ページ、解除を要する理由、こちらも村道上之屋銘苅線改築に伴うものとなっている。

34 ページ、こちらは、真和志村字天久の1401番地の保安林解除図となっている。

図面の中央に山林1401とあり、この土地の形状、それから南側に墓地が連なっていることから、西側に隣接した山林1417と合わせて、戦後の字上之屋上之屋原201番地であると推察をしている。

右側35 ページ、こちらは天久1434番地の保安林解除図となっている。

図面中央に山林1434、網かけの部分の右側の文字。

これと、こちらの東側の道路を隔てて、山林1435、これに隣接している。

この土地の形状であったり、北側、これ後苗代原という小字との字界になっていると、それらの一致するところから、戦後の字上之屋泊後原191番地であると推察をしている。

次に、36 ページ。こちらは、昭和7年6月21日付けの沖縄県公報。

後ろに続く37 ページ、こちらには、先の保安林解除の申請を受理した日、昭和7年6月21日と確認することができる。

38 ページ、こちらの表の右側。

真和志村字天久1380番地、保安林の種類が防風林、面積が3畝28歩のうち19歩を解除すること。

所有者が、沖縄県那覇市と確認することができている。

41 ページがこちらの保安林の説明となっている。

要解除地は、那覇市高橋町の東北方丘陵地の一部であること。

那覇市浄水池に至る道路改築によるものと確認することができている。

これらのことから、この土地についても本件に係る保安林の一部だと推察している。

次に、資料8として添付した、昭和30年と36年登記がされたことが分かる資料について、これについては、45 ページから52 ページの間に、全部事項証明書を添付している。

45 ページ、那覇市上之屋1丁目12番1の全部事項証明書となっている。

これ表題部、土地の表示で、こちらは那覇市字上之屋泊後原、下のほうになるが、地番が 191 番地、地目は原野、地積 8,264 平方メートル、下のほうに行くと表の右側、国土調査により、9,436 平方メートルとなり、土地区画整理法による換地処分で、那覇市上之屋 1 丁目 12 番 1、地目が水道用地、地積 3,982 平方メートル、ほかの換地先がおもろまち 1 丁目 6 番 8 となっていることが確認できている。

下の表、権利部、甲区、所有権に関する事項では、所有権保存登記が昭和 30 年 6 月 21 日になされたことが確認できている。

ほかの土地についても同様に、所有権保存登記の日付と地目等確認できるので、後ほど確認いただきたい。

最後に、資料の 9 として添付した、上下水道局が所有してる水道事業部の土地の一覧について、53 ページ。こちらは水道用地明細書となっており、これによると、水道事業では 60 筆、5 万 656.95 平方メートル、1 万 5,353.72 坪の土地を所有しており、那覇市のほかに浦添市、宜野湾市、豊見城市にも土地を所有している。

54 ページ以降は所有している土地の一覧表となっている。

資料戻っていただき、5 ページ。

こちらは那覇市新都心地区に所有している土地の地図となっている。

現在、上下水道局の庁舎、それから安里配水池、泊配水池が立地しているという状況である。

●提出資料（2 回目）

○説明資料（1. 土地所有権確認作業の布告等（P2、資料 1（P6）、資料 2（P8）、資料 3（P11）、資料 4（P14）、資料 5（P17）、資料 6（P21）、2. 土地の地番及び面積の経過（P3、資料 7（P26））、3. 保安林解除調書（再：資料 7 P26）、4. 土地所有申請書（那覇市申請分）（再：資料 5 P17）、5. 昭和 30 年及び 36 年の登記資料（資料 8 P45）、6 上下水道局（水道事業）が所有している土地の一覧（新都心地区については地図添付）P5、資料 9（P53））

○資料 1～4_米軍の布告、真和志村の実施要領

○資料 5_土地所有申請書

○資料 6_土地所有権証明書交付簿

○資料 7_保安林解除調書

○資料 8_全部事項証明書

○資料 9_水道用地明細書

【3回目の当局説明内容・提出資料】

●当局説明内容

資料の1ページ。本日の所管事務調査で説明する事項は大きく分けて3項目と認識している。1つ目に、平成15年訴訟で上下水道局が提出した証拠書類、2つ目に字上之屋が地籍字として確立した時期について、3つ目に前回の所管事務調査において久高議長が提出した書類に対する調査結果となっている。

2ページから4ページ。こちらは、昭和10年発行の那覇市水道史、こちら出典となった3ページ、那覇市水道の図で、第1号証として提出した資料である。

第1号証は、平成15年の訴訟において上下水道局が提出した1号証となっている。

こちらは、訴訟の対象となった土地が、昭和10年、1935年時点の図面に保安林として表示されていることを示し、当時から那覇市の所有であったこと及び現に自主占有していたことを立証すると説明してきた。

こちら図面の右下のほうの、浄水場の進入路の右下のほうが保安林と書かれている。

次、5ページから8ページ。

こちらの資料は、「土地連のあゆみ創立三十年史資料編」が出典となった、土地所有権関係資料収集に関する件で、第2号証として提出した資料となっている。

土地所有権の調査及び決定の作業が行われたこと並びに那覇市が当該本部指令に基づき所有者としての行為をしたことを、乙第4号証と合わせて立証すると説明してきた。

9ページから13ページ。

こちらの資料も同じく、「土地連のあゆみ創立三十年史資料編」が出典となっている。10ページ、土地所有権証明で第3号証として提出した資料となっている。

土地所有権関係資料収集に関する件に基づき、作業が進み権利関係が決定したものについて土地所有権証明が交付されること並びに乙第4号証及び乙第5号証とともに、那覇市が所有者として、字上之屋上之屋原201番地の土地についての所有申請を行い、所有権証明を受けたことを立証すると説明してきた。

次に、14ページ。

こちらの資料は、沖縄県公文書館に保管されている土地所有申請書で、こちらは、乙第4号証として提出した資料となっている。

こちらは、乙第2号証とともに、那覇市が字上之屋上之屋原201番地の土地の所有者として本部指令に基づく申請を行ったことを立証すると説明してきた。

次、15ページから16ページ。

こちらは、那覇市役所に保管されている土地所有権証明書交付簿で、第5号証として提出した資料となっている。

こちらは、特別布告に基づいて、真和志村から字上之屋上之屋原 201 番地の土地について土地所有権証明を受けたことを立証すると説明してきた。

17 ページから 18 ページ。

こちらは、登記簿の全部事項証明書で、第 6 号証として提出した資料となっており、字上之屋上之屋原 201 番地の土地について昭和 36 年（1961 年）所有権保存をしたことを立証すると説明してきた。

19 ページから 21 ページ。

こちらは、昭和 58 年発行の「那覇市水道五十年史」が出典となった昭和 8 年 11 月 2 日に、浄水場で挙行された通水式の記事と写真。

こちらは、第 7 号証として提出した資料となっている。

那覇市が昭和 8 年（1933 年）上之屋訴訟対象となった土地を含む地域において、浄水場を建設し給水を開始したことを立証すると説明してきた。

続いて、22 ページから 24 ページ。

こちらは、沖縄県立図書館に保管されている沖縄県教育委員会発行の「空から見た昔の沖縄」が出典となった、1945 年（昭和 20 年）1 月 3 日撮影の航空写真で、第 8 号証として提出した資料となっている。

こちらは、1945 年（昭和 20 年）以前に、確かに上之屋（訴訟の対象となった土地を含む）に浄水場が存在していたこと及び当時から訴訟の対象となった土地が浄水場保安林として浄水場を囲み地理的に一体となっていることを立証すると説明してきた。

続きまして、25 ページから 28 ページ。

こちらは、沖縄県立図書館に保管されている沖縄出版発行の航空写真集「オキナワアイランド」、1944 年から 1947 年が出展となった 1945 年、昭和 20 年 12 月 10 日撮影の航空写真で、第 9 号証として提出した資料となっている。

こちらは、1945 年、昭和 20 年の後半には米軍が駐留し、土地は整地され米軍が使用するようになった。しかし、航空写真に見られるように、保安林としての訴訟の対象となった土地を含む浄水場付近一帯は米軍が使用する区域に組み入れられることはなく、空襲前と大差ない状態で残された。このことから、米軍駐留時にあっても、訴訟の対象となった土地と浄水場は外形的に一体となっていたこと、したがって、訴訟の対象となった土地についての那覇市が自主占有していたことを立証すると説明してきた。

続きまして、29 ページから 30 ページ。

こちらは、土地賃貸借契約書で、第 10 号証として提出した資料となっている。

1966 年、昭和 41 年 5 月 16 日にマネングコーポレーションと締結した字上之屋上之屋原 201 番地の土地の土地賃貸借契約書を示し、当時においての那覇市の字上之屋上之屋原 201

番地の土地に対する自主占有を立証すると説明してきた。

続きまして、31 ページから 32 ページ。

那覇市史資料編第 3 巻 1 が出典となった字区域変更及び改称許可申請で、第 11 号証として提出した資料となっている。

続いて、33 ページから 42 ページ。

国立公文書館に保管されている保安林解除調書で、第 12 号証として提出した資料となっている。

こちらについては、字上之屋上之屋原 201 番地の土地が戦前は真和志村字天久 1401 番地だったと説明してきた。

詳細については、前回の所管事務調査において説明しているので、今回の説明は割愛させていただきます。

続きまして、43 ページから 44 ページ。

こちらの資料、上下水道局がさきの訴訟で提出しました平成 16 年 2 月 13 日準備書面(1)となっている。

先ほどから説明している第 1 号証から第 10 号証の書類を提出し、那覇市の所有を立証しながら、予備的主張として 9 及び 10 で時効の援用を行っている。

前回の所管事務調査において議員から指摘にあった不断にという表現は、1 の字上之屋上之屋原 201 番地の土地は那覇市の所有であり、那覇市が昭和 8 年（1933 年）訴訟の対象となった土地を含む地域（上之屋）において浄水場を建設し、以来今日に至るまで不断に水道事業（訴訟の対象となった土地は浄水場の保安林地区として所有）を行っている場所であるとの箇所だと認識している。

45 ページから 46 ページ。

こちらは、当局が提出した平成 16 年 2 月 13 日付証拠説明書となっている。

こちらについては、先ほどから説明している第 1 号証から第 10 号証までの説明となりますので、改めての説明は割愛させていただきます。

なお、当局が提出した証拠書類は 12 号証までとなっているが、11 号証と 12 号証の証拠説明書については、現在、保管していない。

当局が提出した証拠書類は第 1 号証から第 12 号証までとなっている。

11 号証と 12 号証の証拠説明書については、現在、当局では保管していない。

47 ページから 49 ページ。

那覇市史資料編第 3 巻 1 が出典となった字区域変更及び改称に関する件、字区域変更及び改称許可申請とその許可書となっている。

こちらによると、47 ページ左上。

1946 年 7 月 30 日付、総務部長は、各市町村長宛字区域変更及び改称に関する件を通知しており、下の段に移るが、1946 年 8 月 13 日付真庶発に 237 号で、真和志村長は、沖縄知事に字区域変更及び改称許可申請を提出している。

48 ページの上の段になるが、天久から上之屋を分立させており、下の段に移り、字上之屋・上之屋・前田・寺原・西寺原・泊後・後苗代の小字 6 つとなっている。

49 ページ、こちらには理由書があり、本村の行政字は、飛ばしまして、大正 9 年一般町村制施行と同時に字天久より上之屋が分離して、本村部落の変遷は以上に列記せる通りなるも右部落は単に行政運営上の便益に止まり他の機構取扱は総て旧字単位にして行政字と混同し支障多くして完全なる運営を期すること甚だ困難の状態にありたり。故に今回従来分離発展を遂げたる現在二十三ヶ字を基礎として行政運営を計ると共に戸籍及財産の表示土地の地番地区に至る迄で右二十三ヶ部落を単位に変更及改称をなし以て部落の愛と便益を計らんとす、とある。

その後、49 ページ、下の段、1946 年 9 月 13 日付で沖縄知事は真和志村に対して、「一九四六年八月一三日附真庶発第二三七号申請字区域変更及改称ノ件許可ス」との通知を行っている。

50 ページから 51 ページ。

前回の所管事務調査において、久高議長が提出した森林法における保安森指定状況についての照会に対する沖縄県の回答の調査結果となっている。

こちらについては、先週の 3 月 8 日に沖縄県農林水産部森林管理課を訪問し確認してきた。確認した結果として、①一般的な照会では、地番を特定して照会を受け、保安林台帳等と照合を行い回答する。

②真和志村天久の 5 筆は、現在の地番が特定できなかったため、保安林台帳で確認できなかった旨回答したものである。

③沖縄県の資料等についても、戦争で紛失していたため、1950 年代に琉球森林法に基づき、保安林を指定し、整備してきた。過去の資料があるものについては、指定の日付が明治になっているものもある。

なお、琉球森林法というものは、1951 年に琉球臨時中央政府時代に公布された法律のことである。

④沖縄県が日本に復帰する際に、森林法が適用され、保安林台帳を新しく編集してきたところであり、その年代は 1972 年以降である。

⑤戦前に指定されていた保安林が戦後どのように取り扱われたかについては、資料がなく確認ができない。

⑥今改めて指定すると仮定した場合、過去の資料があるという条件のみで保安林に指定

するのではなく、現状が保安林の要件を満たしているものを指定することとなるのであった。

●提出資料（3回目）

○説明資料（平成 15 年訴訟で当局が提出した証拠書類一覧（証拠番号 1_那覇市水道の図_P2_資料 1、証拠番号 2_土地所有関係資料簿集に関する件_P5_資料 2、証拠番号 3_土地所有証明_P9_資料 3、証拠番号 4_土地所有申請書_P14_資料 4、証拠番号 5_土地所有権証明書交付簿_P15_資料 5、証拠番号 6_登記簿（全部事項証明書）_P17_資料 6、証拠番号 7_文献及び写真_P19_資料 7、証拠番号 8_1945 年（昭和 20 年）1 月 3 日撮影航空写真_P22_資料 8、証拠番号 9_1945 年（昭和 20 年 12 月 10 日撮影の航空写真_P25_資料 9、証拠番号 10_土地賃貸借契約書_P29_資料 10、証拠番号 11_字区域変更及び改称許可申請_P31_資料 11、証拠番号 12_保安林解除調書（真和志村字天久壺四〇壺）・保安林解除調書（真和志村字天久壺四参四）・保安林解除申請書（前 2 筆）・議決書（前 2 筆）・保安林解除図（前 2 筆）_P33_資料 12、平成 16 年 2 月 13 日付け準備書面（1）_P43_資料 13、平成 16 年 2 月 13 日付け証拠説明書_P45_資料 14）、字上之屋が地籍字として確立した時期について（字区域変更及改称方に関する件・字区域変更及改称許可申請書・許可書_P47・資料 15 出典：那覇市歴史資料編第 3 巻 1）、久高議長提出資料に対する調査結果_P50_資料 16 参照）

○資料 1～7_裁判資料（局証拠書類・証拠説明）

○資料 8～12_裁判資料（局証拠書類・証拠説明）

○資料 13～14_H16.02.13 [局]_準備書面（1）

○資料 15_字区域変更及改称方に関する件、許可申請書、許可書（那覇市史資料編第 3 巻 1）

○資料 16_久高議長提出書類に対する調査結果（県修正版）

【4回目の当局説明内容・提出資料】

●当局説明内容

本日の所管事務調査については、前回3月15日の所管事務調査において宿題となっていた件、数件のうち2件について説明を行いたいと思っている

1つ目は、11号つづりについてで、そして2つ目については、保安林に関する林野庁への照会について、この2点となっている。

まず、1ページ目。

11号つづりについて、(1)。

3月15日、前回、第3回の所管事務調査において、委員から、(1) 真和志村字天久樋川原1160番地から2203番地までの1,043筆の土地所有申請書一式を11号つづりというが、その申請書のうち、1203番地から2203番地までの999筆が抜き取られているということについて、確認してもらいたいという要請があった。

続きまして、(2)。

その要請に基づき、11号つづりについて、沖縄県公文書館で確認したところ、11号つづりという名称の資料については、分からないということであった。

続きまして、(3)。

真和志村字天久樋川原の土地所有申請書について、こちらは、県立公文書館では分からないということではあったが、委員より事前にいただいた資料によると、土地所有申請書のつづりであると認識したので、本日、真和志村字天久樋川原の土地所有申請書を資料としてお配りさせていただいている。こちらが、2ページ以降につづられており、右側の2ページ目。

こちら、真和志村字天久樋川原の土地所有申請書がつづられた資料となっている。

右側に赤で囲っており、第11号とあるように、先ほど公文書館の職員は分からないということであったが、この11号というところで、これをもって11号つづりと推察されると考えている。

続きまして、ページめくっていただき、3ページ目。

こちらは、字天久樋川原1202番地の土地所有申請書となっている。

赤でこちらにも囲っており、上から、字天久、樋川原、そして地番のところが、1202ということ書かれている。

そのほか、地目が雑地、地積が200坪等、それから下のほうに所有者のお名前等が書いている。その右側について、4ページ目、その見取図となっている。

次に、5ページ目。

こちらは、字天久樋川原2203番地の土地所有申請書となっている。

こちらも赤で囲っており、先ほどの 1202 番地の土地所有申請書の次につづられている申請書となっている。

地目が原野、地積が 928 坪、また、下のほうに所有者のお名前が書かれている。

申請書の地番が飛んでいることについて、沖縄県公文書館に確認したところ、地番が飛んでいる理由については分からないということであった。

右隣の 6 ページは、その見取図となっている。

次に、7 ページ目。

こちらからは、一筆限調書と呼ばれるもので、字土地所有権委員が、申請に基づき精査した結果を一筆ごとに整理した資料となっている。

真和志村字天久、一筆限調書というタイトルの左側にあり、真和志村字天久の一筆限調書となっている。

7 ページ目、続きまして、8 ページ目。

こちら一筆減調書の続きになるが、右側、赤字で 1947 年 7 月作成のものとなっている。

それから続いて、9 ページ目。

こちらは、樋川原 1160 から始まることが確認でき、こちらが一筆限調書でずらずらとある形となっている。

この後ろのページ、10 ページ、それから 11 ページと続き、樋川原の最後の地番 1203 番地が記載されている。

先ほどの土地所有申請書では、1202 番地、2203 番と連続して続けられていたが、こちらの一筆限調書では、1202 番、1203 番と続いており、1202 番地の土地所有申請と、1202 番の一筆限調書、そして、2203 番の土地所有申請書と、1203 番の一筆限調書の所有者が同姓同名であり、その他、地目、地積等についても一致しているのが確認できる。

よく分からないかもしれないが、11 ページ目と、申請書の 3 ページ目とか 5 ページ目を比較して御覧いただければと思っている。

3 ページ目の地番、所有者、11 ページ目の一筆限調書の土地所有者等についての確認をお願いしたい。

11 号つづりに関する我々上下水道局の調査としては、こちらの確認をもって報告とさせていただきます。

続いて、戻って資料 1 ページ目。今の説明が宿題 1 の（５）までの説明となっている。

続いて、宿題 2 の林野庁への照会について。

前回の第 3 回所管事務調査の際に提出した資料で、沖縄県森林管理課に聞き取り調査をした調査結果であるが、12 ページ目。

こちらは、第 3 回の調査の際に提出した資料となっており、県の森林管理課に調査をし

た調査結果となっている。

県の森林管理課のほかにも、保安林に関する林野庁への確認を行うようという要請であった。

前回の所管事務調査の後、沖縄県森林管理課を訪問し、林野庁への連絡の仕方等、アプローチの仕方などを調整している。

現在、沖縄県森林管理課を通して、林野庁へ照会を行っており、現在のところは届いていないという状況となっている。

●提出資料（４回目）

○説明資料

1 宿題１「11号つづり」について

(1) 前回（令和４年３月１５日）開催の所管事務調査における山川議員の発言要旨）

→真和志村字天久樋川原 1160 番地から 2203 番地までの 1043 筆の土地所有申請書一式を 11 号つづりと言うが、その申請書のうち、1203 番地から 2203 番地までの 999 筆が抜き取られていることについて、確認してもらいたい。

(2) 11 号つづりについて沖縄県公文書館職員への聞き取り結果

→「11 号つづりという名称の資料については、分からない。」

(3) 真和志村字天久樋川原の土地所有申請書

→P2～P6 を参照

(4) 真和志村字天久樋川原の土地所有申請書の地番が飛んでいることについて沖縄県公文書館職員への聞き取り

→「地番が飛んでいる理由は、分からない。」

(5) 真和志村字天久樋川原の一筆限調書

→「P7～P11 を参照。」

2 宿題２ 林野庁への照会について（戦前・戦後の保安林資料）

(1) 沖縄県森林管理課への照会結果（第３回所管事務調査提出資料）

→P12

(2) 前回（令和４年３月１５日）開催の所管事務調査における山川議員の発言要旨

→沖縄県森林管理課への照会のみで戦前・戦後の保安林の資料がないと言っているため、林野庁への資料がないか確認してもらいたい。

○追加資料

【5回目の当局説明内容・提出資料】

●当局説明内容

本日の第5回所管事務調査は、前回、6月17日開催の第4回所管事務調査において宿題となっていた2点についての説明を行いたい。

1つ目は、沖縄諮詢会についてと、2つ目は、林野庁への照会について、戦前戦後の保安林資料の2点となっている。

こちらの説明資料の2ページ目。

初めに、宿題1、沖縄諮詢会について、(1)。

タイトルとして、前回、6月17日開催の所管事務調査における発言要旨ということで、宿題となっていた経緯、発言をまとめており、内容としては。

沖縄諮詢会が発した通知（土地調査に関する件沖総土第1号）の内容と、米国海軍軍政府から発せられた米国海軍軍政府本部指令第121号、土地所有権関係資料収集に関する件との相関性について分かる資料を出してほしいという趣旨であったと考えている。

具体的には、前回、第4回所管事務調査の終盤に、久高議長より、沖縄諮詢会に関する質疑があり、諮詢会の権限は、米国海軍軍政府本部指令121号の指令を超える権限が与えられていたのか等の質疑があり、当局としても、第2回の所管事務調査提出した資料を基に、米国海軍軍政府本部の指令や諮詢会の通知文を説明し、お答えしたところであるが、文書で提出するようということだったため、宿題となっていた。

この宿題1について、当局の回答として、資料真ん中あたりの(2)。

当局の回答を読み上げる。

米国海軍軍政府本部指令第121号、土地調査に関する件により、沖縄諮詢会総務部の責任の範囲内で、土地調査に関する件（沖総土第1号）が発せられ、一連の作業を終えて、土地所有権証明、米国軍政府本部特別布告第36号によって、土地所有権が認められていると考えている。

当局の回答の根拠としては、参考資料で添付している、米国海軍軍政府本部や沖縄諮詢会より出された指令や通知書を基に説明する。

4ページ目の資料1。

こちらの資料1については、土地所有権関係資料収集に関する件となっており、1946年、昭和21年2月28日に米国海軍軍政府本部より出された指令第121号となっている。

こちらの指令第121号については、戦禍で失われた土地の公図や公簿を回復するために、米国海軍軍政府本部から出され、土地所有権認定作業の始まりとされている司令となる。

その指令第121号の一番最初に記載があり、1。

1、沖縄における土地所有権決定の準備として、関係資料の収集は総務部の責任とする、

とあることから、米国海軍軍政府は、沖縄諮詢会総務部に責任を委ねている、委任していると考えている。

続きまして、資料 2。資料の 6 ページ目。

こちらの資料 2 については、タイトル、土地調査に関する件となっており、文書番号、一番最初にあるが、沖総土第 1 号とあり、1946 年、昭和 21 年、4 月 18 日に、諮詢会総務部長から各市町村長宛に出された通知となっている。

この通知の 1 行目。

1946 年 2 月 28 日、琉球諸島米国海軍軍政府本部の指令 121 号によりと記載があり、先ほど説明の資料 1 の米国海軍軍政府の指令第 121 号とつながっている、ひもづいていることから、指令第 121 号を受け、米国海軍軍政府より与えられた責任の範囲で、申請の記載要領等の細部に係る基準等を定めていることを趣旨として、こちらの資料 2 の通知、土地調査に関する件を出していると考えている。

なお、補足説明として、この資料 1 の 121 号や、資料 2 の沖縄諮詢会の土地調査に関する件をはじめ、その後に出された指令や通知に基づいて、土地所有権の認定作業が行われており、当局としても、これまでの所管事務調査の中で御説明させていただいている土地の現地踏査、調査、測量、地図の作成等の手続作業を終えて、中央の土地所有権委員会による審査、公告縦覧等、その時折に出された各種通知に基づき、一連の行政手続を段階的に入れて、適正に申請手続がなされたと考えている。

そして、ただいま説明した資料 1 の米国海軍軍政府本部指令第 121 号、そして資料 2 の沖縄諮詢会の通知を踏まえ、最終的にというところで、資料 3 の説明をするが、9 ページ目。

こちらの資料 3 については、土地所有権証明であり、1950 年、昭和 25 年 4 月 14 日に、米国軍政府本部特別布告第 36 号として出されている。

沖縄群島民に告げる。

こういう文書から始まっており、沖縄における土地所有権の申請は、過去 3 か年の間、1946 年 2 月 28 日付、軍政府司令 121 号次第、土地所有権関係資料収集に関する件に従い、村、あるいは字土地所有権委員に提出せられ、各村長は、各村及び各字に 5 名からなる調停委員会を設置し、該委員会は所有権請求の効力を認定するため、紛争を聴取し、沖縄民政府に対し、各村長から土地所有権の申告及び紛争の聴取も十分に完了し、土地所有権の証拠となる証明書の発行を進める時期に達している旨報告されたとある。

故に余、琉球諸島軍政府長官、米国陸軍少将ジョセフ・R・シーツは、ここに土地所有権の認定及び証明を促進、援助し、土地の使用及び所有権に関する一切の問題の解決に当たり、公正的処置を助長するため、沖縄住民が当地における土地所有権認定証明及び登記

の計画を進め、完成するよう布告すると載っている。

読み上げが少々長くなったが、要約すると、資料で説明した米国海軍軍政府本部指令第 121 号をはじめ、沖縄諮詢会、民政府の各通知に基づき、過去 3 か年間の間に、一連の土地所有権申請を行い、土地所有権の申告及び紛争の聴取も十分に完了し、整ってきたので、証明書の発行を進める時期に達した。ついては、土地所有権認定証明及び登記の計画を進め、完了するようという内容の特別布告となっている。

当局としては、米国軍政府本部特別布告第 36 号により、一連の土地所有認定作業を踏まえ、異議争いなきものと適正に認められ、最終的に土地所有権の証明が交付されたと考えている。

以上のことから、資料のレジュメの 2 ページ目、当局の回答として、真ん中の (2)、米国海軍軍政府本部指令第 121 号、土地調査に関する件により、沖縄諮詢会総務部の責任の範囲で、土地調査に関する件沖総土第一が発せられ、一連の作業を終えて、土地所有権証明、米国軍政府本部特別布告第 36 号によって、土地所有権が認められていると考えている。

次に、引き続き、レジュメ 2 ページ下の、今読み上げたところの下、(3) 沖縄諮詢会の設立目的について説明する。

今回宿題となった沖縄諮詢会について、今回調査するに当たり、改めて沖縄県立図書館に行き、調査確認し、また、沖縄県公文書館所蔵の資料を改めて確認したところ、沖縄諮詢会の設立目的については、米国軍政府と沖縄諮詢会との関係性等が分かる資料があったので、補足として説明させていただく。

12 ページ目の資料 4。

上のほうから、組織名として、沖縄諮詢会とある。

開催日、1945 年 8 月 15 日、昭和 20 年。

会議名、仮沖縄諮詢会設立と軍政府方針に関する声明と載っている。

議事録ということで、仮沖縄諮詢会設立と軍政府方針に関する声明。

括弧書きで、この声明は 1945 年 8 月 15 日、石川市に招集された仮沖縄人諮詢会に関する米国海軍軍政府副長官ムーレー大佐の声明である。

下線引いてるところを中心に読んでいくが、1 番。

本官は、軍政府副長官として沖縄に対する軍政府の方針、該方針遂行上、沖縄住民に対する軍政府の期待、本会をなすべき事柄と説明するために、本諮詢会を石川に招集したのであるというところから始まっている。

網かけしている 2。

米軍政府の方針は、沖縄住民が、普通、平時の職業及び生活様式に復旧し、自己の問題につき暫時、現在以上の権利を得べき社会、政治、経済組織を可及的、迅速かつ広範囲に

わたり設立することをその主眼とする。

少し下、4行ぐらい飛ばして、今や、従前以上の責任と、広範囲にわたる義務を委任し得べき時期が到来したように思われる。

本官は、住民において、この大いなる責任を負担する決意と能力があることを期待しているのである。

沖縄の住民が、暫時、生活の向上と自己の問題に対する自由の回復を期待し得る安定した制度の設立は、諸君が新たに委任された任務をよく遂行することにかかっている。米国政府は引き続き指導と物質的援助を与える。

しかし、責任と管理は暫時沖縄の住民に移譲されなければならないという声明となっている。

2 ページほど飛ばしていただき、14 ページ。

下のほうにアンダーライン引いている。

8。

沖縄人諮詢委員が、本官により承認され、就任すると同時に、便利なる場所に適當なる事務所を設け、左記の事項を処理するものとする。

イ、沖縄の住民の政治機関に関する計画を可及的、迅速に本官に提出すること。

ロ、本官の常設諮問機関たること。

ハ、本官より計画を受け、それを研究答申すること。

ニ、住民の政治、経済、福祉に関する問題につき、具申をなすこと。

というようなことがあったということで記載されている。

ただいま声明文を読み上げたが、声明文の中に、沖縄諮詢会設立の主眼とか、責任や義務の委任、委譲ということも声明として触れられていることが分かると思う。

また、ただいま御説明した声明については、昭和 20 年 8 月 15 日開催の第 1 回仮沖縄諮詢会の中で発せられた声明で、県立公文書館所蔵の記録として、声明以外の会議の部分とか、その後の会議についても議事録が残っている。

その議事録を確認したところ、多くの会議に米国軍政府が出席しており、沖縄諮詢会の委員と米国軍政府の方々が協議を行いながら、広範で多岐にわたる様々な事柄について協議している議事録が残されている。

そのことから、米国軍政府と沖縄諮詢会の委員とで協議を行いながら、様々な方策、施策、通知等を決定していたと考えている。

続きまして、16 ページの資料 5。

こちらの資料 5 については、沖縄県立図書館に行き、再度、調査確認した際に、県立図書館の図書司書の方に協力いただき、見つけていただいた資料で、沖縄諮詢会に関する説

明と機構図となっている。

まず、説明文について。

左側の、若干中段、下あたり、沖縄諮詢会とあるところを読み上げる。

戦後、沖縄最初の中央政治機構、米軍政府の諮問機関として 1945 年、昭和 20 年 8 月 20 日、石川市においてスタートし、以後 46 年 4 月に沖縄民政府が創設されるまで、米軍政府と沖縄住民の意思の疎通を図る機関として機能した。

沖縄戦が一段落を告げ、ポツダム宣言受諾によって、日本の無条件降伏が決定した 45 年 8 月 15 日、既に米軍占領下にあった沖縄では、米軍政府によって石川市に各収容地区の住民代表からなる仮沖縄人諮詢会が招集され、席上、米軍政府側から沖縄諮詢会の設置と、米軍政府の統治方法が発表された。

この声明の中で、米軍政府は、同諮詢会の委員を 15 人とし、選出に際して、以下のような条件をつけた。

それは、①各委員は農業部、商工部、衛生部、教育部、社会事業部、労務部、保安部、警務部、法務部などの各部についての専門的な知識を持ち、②一部の地区に偏ることなく、各社会階級の代表者であり、3、日本の軍部や帝国主義者と密接な関係を持たないことなどであった。

同日、各地区から招集された住民代表の中から 24 人が委員候補として選出され、同 20 日の仮沖縄諮詢会で選挙によって 15 人の委員が選出され、ここに戦後、沖縄最初の中央政治機構、沖縄諮詢会はスタートした。

そして、同年 8 月 29 日、第 1 回諮詢会の会議で、委員長に志喜屋孝信を選出。各委員の職務分担ということで、次のページのコピーが少し漏れているが、このようなのを県立図書館のほうからいただいている。

次に、沖縄諮詢会の下にある機構図であるが、御覧いただくと分かるように、まず米国海軍軍政府が一番上にあり、その下に線でひもづけられており、沖縄諮詢会がある。

その沖縄諮詢会の中には、委員長、監事があり、総務部、財政部等の各部があって、当初は 15 の部、後で部が分かれたり新設されたりして 17 の部が設置されており、非常に広範にわたり、大きな組織であったことが分かるかと思う。

また、各部の下に部長の氏名と前職の記載があるが、中学校の校長、製糖工場の工場長、新聞社の主筆、銀行の重役、前県会議員等、そうそうたる方々が名を連ねており、当時の重要な組織であったことが分かるかと思う。

以上、(3) 沖縄諮詢会の設立目的、米国軍政府と沖縄諮詢会との関係性が分かる資料ということで、調査した結果を補足で説明した。

以上、資料 1 から資料 3 として、3 つの指令や通知文を基に相関性についてと、設立目

的を補足で説明したところであったが、次に、資料 6 として、これらを時系列で示した土地所有権認定作業の流れ、年表を作成したので、次に 17 ページ。

17 ページの資料 6。

こちらの資料 6、年表の見方については、縦軸に時系列順に各事項を記載し、横軸に左側から米国軍政府、沖縄諮詢会、民政府、備考として詳細を記載している。

これまで説明した資料 1 から資料 3 までの 3 つの指令、通知については、表の下の網かけ部分に記載しているが、先ほど説明した沖縄諮詢会の設立目的について、少し上のほうに書いているので、表の上のほうから説明、読み上げさせていただく。

まず 1 行目、昭和 20 年 8 月 15 日、こちらは終戦の日と同日となっており、米国軍政府により第 1 回仮沖縄諮詢会が開催されている。

右側の詳細、全島 39 か所のキャンプから住民代表 128 名が石川に招集され、第 1 回の仮諮詢会が開催されている。

次に、その第 1 回仮沖縄諮詢会において、先ほどの資料 4、当時の米国海軍軍政府副長官のムーレー大佐による声明として、仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明が出されている。

次に、3 行目、昭和 20 年 8 月の 20 日に、第 2 回仮沖縄諮詢会が開催され、諮詢委員の選出が行われ、24 名の候補者より 15 名の委員が当選を決定している。

次に、4 行目の 8 月 29 日には、第 1 回沖縄諮詢会委員会が開催され、委員長及び監事の選挙が行われ、委員長に志喜屋孝信や選出、部門の設置と、部長の選出が行われ、総務部、公衆衛生部、法務部等 13 部を設置し、各部長の互選により決定している。

このあたりは先ほどの資料 5 の諮詢会の機構図で説明した内容となっている。

続いて、表の下の網かけ部分については、先ほど説明している資料 1 から資料 3、昭和 21 年 2 月 28 日に、土地所有権関係資料収集に関する件として、米国より 121 号が出ており、その指令の中に、諮詢会総務部の責任とするとあり、その指令第 121 号を受け、次の土地調査に関する件として、諮詢会の総務部長より沖総土第 1 号の通知が出されている。

その後、沖縄諮詢会は民政府に引き継がれ、沖縄民政府等から出された各種通知に基づき、一連の所有権認定作業が行われ、先ほど説明した土地の現地調査、測量、地図の作成、審査、公告縦覧等の作業については、こちらの 21 年、資料 2 が発出された後に、この期間に行われていることになる。

そして、最終的に昭和 25 年 4 月 14 日に、土地所有権証明として、米国軍政府本部特別布告 36 号が出され、最終的に意義争いなきものと適正に認められ、土地所有権の証明書が交付されたと考えている。

宿題 1 の沖縄諮詢会についての説明は以上となる。

続きまして、宿題2の林野庁への照会について、戦前戦後の保安林資料の説明を行う。
資料レジュメの3ページ目。

初めに、(1) これまでの経緯として、宿題となった経緯をおさらいとして説明する。

第3回所管事務調査にて、久高議長提出資料に対する調査結果として、沖縄県森林管理課に確認結果を報告したところ、沖縄県だけでなく林野庁にも確認すべきとの発言があったため、確認しており、18 ページ目の資料7。

18 ページ目。

こちらの資料7が、先ほどの久高議長提出資料に対する調査結果であり、令和4年3月15日開催の第3回所管事務調査において、当局により提出、説明した資料となっている。

まず、3月から大分ちょっと時間がたっており、おさらいとしてこちらの資料の説明から行う。資料の上段には、1、提出資料とあり、久高議長より御提供いただいた資料として、沖縄県森林管理課への照会結果があり、その下に、当局による沖縄県森林管理課を訪問してヒアリングした内容として確認をした内容を、2、調査結果ということで記載している。

沖縄県森林管理課に確認したのを抜粋しながら読み上げる。

①一般的な照会では、地番を特定して保安林台帳等と照合を行い回答する。

②今回については、現在の地番が特定できなかったため、保安林台帳で確認できなかった旨回答したと。

③沖縄県の資料についても、戦争で焼失したため、1950年代に、琉球森林法に基づき整備をしてきた。

④また、復帰の際に森林法が適用され、保安林台帳を新しく編集したのは1972年以降である。

⑤戦前に指定された保安林が戦後どのように取扱われたかについては、資料がなく分からない、との調査結果であった。

以上の調査報告を、第3回所管事務調査において報告したところ、主に山川委員からの質疑であったと思うが、林野庁にも確認すべきとのことであったので、宿題となっていた経緯となっている。

それでは続いて、林野庁への照会とその回答として、次のページ、20 ページ目。

まず初めに、当局より、沖縄県森林管理課を通して照会をかけた依頼文を説明する。

照会については、中段のあたり、照会1から照会5までの5つの照会を作成しており、第3回の所管事務調査において、山川委員からの御質疑に鑑み、照会を作成したところである。

それでは照会1から読み上げ、次の21 ページ目の林野庁からの回答と続くので、それぞ

れ読み上げる。

20 ページと 21 ページ目。

照会 1、「日本国内では、昭和 26 年に森林法が施行されるまでの期間は、旧森林法が適用されていたかと思うが、沖縄では、米軍に統治された昭和 20 年から琉球森林法、米国府令が施行された昭和 26 年までの期間は、日本国内と同様に、旧森林法の適用となっていたのでしょうか。」

右側の 21 ページ目、照会 1 について、林野庁からの回答。

「昭和 20 年から琉球森林法が施行された昭和 26 年までの期間について、沖縄県で旧森林法が適用されていたのか、あるいは旧森林法に代わるほかの法律が適用されていたのかどうかを把握する資料が確認できないため、照会については回答できないものと考えています。」

照会 2 については、適用がされていなかったということで、右側は回答がありません。

照会 3 については、「照会 1 で適用されていなかった場合、沖縄で米軍に統治された昭和 20 年から琉球森林法が施行された昭和 26 年までの期間、ほかにどのような法令が適用されたか御教授ください」ということで紹介をしたところ、21 ページ目、照会 3 について、「上記照会 1 により、昭和 20 年から琉球森林法が施行された昭和 26 年までの期間について、旧森林法に代わるほかの法律が適用されていたかどうかを把握する資料が確認できないため、照会については回答できないものと考えます。」

20 ページ目の照会 4。

「昭和 15 年の沖縄県統計書によると、真和志村の保安林は 101 反、3 万 300 坪あるとされているが、昭和 30 年沖縄県統計書によると、真和志市は 2 反、600 坪となっております。この 15 年間で 99 反、2 万 9,700 坪の保安林が減少しているとしておりますが、この期間の保安林の解除申請の事例はありましたでしょうか。なければ、どのようにして保安林以外の用途とされたと考えられますでしょうか」と照会をかけたところ、21 ページ目。

照会 4 について、「昭和 15 年から昭和 30 年までの期間について、保安林解除に係る資料が確認できないため、照会についての回答できないものと考えます」、との回答であった。

照会 5、「昭和 15 年と昭和 30 年の沖縄県統計書で比較すると、昭和 30 年で保安林が大きく減少している市町村があるのを確認できますが、多くは戦災で焼失されたと思われますが、戦後、解除申請はされたのでしょうか。」

照会 5 について、「上記照会 4 により、昭和 15 年から昭和 30 年までの期間について、保安林解除等に係る資料が確認できないため、照会については回答できないものと考えております。」

以上、林野庁からの回答を読み上げ、説明を行ったが、いずれの照会についても把握す

る資料が確認できないため、照会については回答できない旨の回答となっている。

以上で宿題 1 と宿題 2 の資料の説明を終わりたいと思う。

●提出資料（5 回目）

○説明資料

宿題 1 「沖縄諮詢会」について

(1) 前回（令和 4 年 6 月 17 日）開催の所管事務調査における発言要旨）

→沖縄諮詢会が発した通知（土地調査二関スル件 沖総土第 1 号）の内容と米国海軍軍政府から発せられた米国海軍軍政府本部指令第 121 号「土地所有権関係資料募集に関する件」との相関性についてわかる文書等を出して欲しい。

(2) 回答

→・米国海軍軍政府本部指令第 121 号「土地調査二関スル件」により沖縄諮詢会総務部の責任の範囲内で「土地調査二関スル件」（沖総土第 1 号）が発せられ、一連の作業を経て「土地所有権証明」米国軍政府本部特別布告第 36 号によって、土地所有権が認められております。

《参考資料》

- ・「土地所有権関係資料募集二関スル件」
米国海軍軍政府本部指令第 121 号【資料 1】
- ・「土地調査二関スル件」
諮詢会総務部長（沖総土第 1 号）【資料 2】
- ・「土地所有権証明」米国軍政府本部特別布告第 36 号【資料 3】

(3) 沖縄諮詢会の設立目的について

《参考資料》

- ・「仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明」【資料 4】
- ・「沖縄諮詢会機構図」【資料 5】
- ・「土地所有権認定作業等の流れ（年表）」【資料 6】
諮詢会総務部長（沖総土第 1 号）【資料 2】
- ・「土地所有権証明」米国軍政府本部特別布告第 36 号【資料 3】

宿題 2 林野庁への照会について（戦前・戦後の保安林資料）

(1) これまでの経緯

→第 3 回所管事務調査にて、「久高議長提出資料に対する調査結果」として沖縄県森林管理課に確認結果を報告したところ、沖縄県だけでなく林野庁にも確認すべきと

の 発言があったため、確認いたしました。

(2) 林野庁からの回答

→・林野庁への照会とその回答【資料 7】

- 資料 1_土地所有権関係資料募集に関する件
- 資料 2_土地調査二関スル件
- 資料 3_「土地所有権証明」布告 36 号
- 資料 4_仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明
- 資料 5_沖縄諮詢会機構図
- 資料 6_土地所有権認定作業等の流れ（年表）
- 林野庁への照会
- 林野庁より回答
- 資料 7_久高議長提出資料に対する調査結果（県修正版）